

是より先き金行恭の契丹に赴き會葬するや、王可道奏すらく、契丹は我と通好すと雖、然れども毎に吞併の志有り、今や其主は殞し駙馬匹梯は叛て東京に據れり、宜く此時に乘じ請ふ、鴨綠橋を毀ち、留まる所の我行人を歸へさしめん、若し聽かずんば之と絶つ可しと、乃ち表を附し之を請はしむ、是に至り行恭回り奏すらく、契丹奏する所に従はずと、王群臣に命じ之を議す、徐訥等二十九人曰く、彼れ既に我言に従はず、宜く通好する勿からしむ可しと、皇甫俞義等三十九人駁して云ふ、今若し絶好せば必ず禍害を貽さん、如かず好を繼ぎ民を息めんにはと、王は可道及び訥等の議に従ひ、遂に賀正使を停め、仍て聖宗の太平の年號を用ゆ、平章事柳詔請ふ丹の城を攻め破らんと、王、下宰執議せしむ、徐訥黃周亮等皆以て不可と爲す、王可道は李端と與に奏すらく、時失ふ可らずと、固く出師を請ふ、王、有司に命じ太廟に卜し、兵を出すを果さず。

侍中崔士威卒す。

士威は累りに致仕を請ふ、王、五日に一たび朝堂に入り事を視さしむ、是に至り卒す、貞蕭と諡す、士威は清直にして朝に立ちて裨益有らんと要せり、後ち顯宗の廟庭に配

享す。

麗史提綱卷之四 終

麗史提綱卷之五

德宗 紀 名は欽、顯宗の長子

『壬申』元年○宋明道元年○契丹重熙元年。

春正月、契丹の使至る、納れず。

是より遂に契丹と絶つ。

朔州に城く、以て契丹に備ふ也。

三月、王可道を以て國史を監修せしめ、李端を以て内史侍郎と爲す。

夏六月、王、奉恩寺に如く。

太祖の諱日を以て也、自後歷代以て常例と爲す。

冬十月、天狗西方に墮つ、地震ふ。

十一月、羽陵城主使を遣はし來貢す、(羽或は竿に作る)

『癸酉』二年○宋明道二年○契丹重熙二年。

春正月、黃周亮を以て判御史臺事と爲す。

三月、海賊杆城に寇す。

五十人を禽獲す。六月又た三陟に寇す、四十餘人を禽獲す。

夏六月、安東陝州等の地震ふ、(陝州は今陝川)

秋八月、顯宗を太廟に祔す、平章事柳詔に命じ北界に關城を創置す。

詔は兵に將とし地を相し關防を創す、西海濱の古國內城より起り鴨江入海の處に界し、東は咸遠興化靜州寧海寧德寧朔雲州安水清塞平虜寧遠定戎孟州朔州等の十三城に跨り、(古國內城及び靜州寧德寧朔定戎は皆今の義州に在り、安水は今の价川、清塞は今之の熙川)耀德靜邊和州等の三城に抵る、(皆な今の永興に在り)東は海に傳り延袤千餘里、石を以て城と爲し高さ各の二十五尺、是役や契丹兵を遣はし來り爭ふ、校尉邊柔は身を奮はし先登し撃つて之を却く。

九月、日色彗の如し、冬十月、契丹靜州を侵す、靜州に城く。

『甲戌』三年○宋景祐元年○契丹重熙三年。

春正月、黃周亮を以て政堂文學と爲し、皇甫穎を中樞使と爲す。

二月、王妹金氏を納れて后と爲す、

后は顯宗の女淑妃金氏の所出也、諱で外姓を稱す、幾くならずして又た王姉金氏を納れて妃と爲す、妃は即ち殷傅の第三女、元と平后の出也。

按するに、人の禽獸に異なる所以の者は、人倫有るを以て也、人倫の本は男女に出づ、故に聖人之れを重んじ妻を娶るに必ず異姓に於てす、遠に附き別に厚うする所以也、故に骨屬の親は百世すと雖敢て娶らず、况や至親をや、歷氏は新羅類襲の風を承け、同姓に嫁娶し以て非と爲さず、乃ち光徳文の三宗有り、姉妹を以て室と爲すに至り、此に至りて人道絶ち天理滅す矣、茲れ固と戎狄の深く耻る所也、其れ何ぞ禽獸に擇ばんや、歷代教化の不淑なる風俗の淫僻なる、以て有る也夫。

三月、柳詔に太尉門下侍郎を加ふ。

關城を開拓せるの功を賞せる也。

夏五月、門下侍郎平章事王可道卒す。

可道は清州の人。本姓は李後ち姓王を賜ふ、是に至り卒す、英蕭と諡し後ち顯宗の廟庭に配享す。

六月、皇城の朱雀門に震ふ、秋九月、王薨す、母弟平壤君亨立つ。

王、疾に寝ね願命して曰く、朕の疾瘳せず己に大漸に至れり、宜く愛弟平壤君亨を以て寶位に繼登す可しと、癸卯に延英殿に薨す年十九、平壤君遂に位に重光殿に即く、王生れて岐嶷、執性剛斷なり、諡して敬康と曰ひ廟を德宗と號し肅陵に葬る。

李氏齊賢曰く、德宗は喪に居るや能く子の孝を盡し、政を爲して父の道を改めず、舊臣の徐訥王可道崔冲黄周亮の儔を任用し、朝廷に欺蔽無く民其の生に安んず、尊んで徳と曰ふ亦た宜べならずや。

肅陵に葬る、(王薨してより二十八日にして葬る)

冬十二月、大赦す。

神鳳樓に御し中外群臣の賀を受く。

崔齊顔を以て吏部尙書と爲し、黄周亮を禮部尙書と爲す、(齊顔は承老の子也、)

### 靖宗紀 名は亨、顯宗の次子、德宗の母弟

〔乙亥〕 元年○宋景祐二年○契丹重熙四年。

春正月、崔冲を以て中樞使と爲す、三月、李端を以て門下侍郎と爲し、皇甫俞義を内史侍郎と爲し、並に同く平章事とす。

延興宮主を冊して惠妃と爲す。

妃は門下侍中祚の女也、王の平壤公たりしや、納れて以て妃と爲せり、是に至り元子詞を生む、遂に立てて以て妃と爲す。

夏四月、親ら國老を饗す、五月、契丹移牒して責問す。

契丹は遠鎮に來り興化鎮に移牒して曰く、貴國は元と附庸と爲り梯航して倦む靡し、昨は伐罪の年に因りて來庭の禮を阻むを致せり、既に兇逆を剪除せり、合さるに貢輸を繼續す可し、曷んぞ數年を越ゆるも舊好を尋がす、石城を築ねて大路を遮らんと擬し木柵を樹て奇兵を礙げんと欲し、蜀國の中別に金牛の徑有るを知らず、今や皇帝は上み累聖の統を紹ぎ八方に臨す、獨り惟の東溟の域未だ賓せず、北極の尊或は雷霆に

激怒せば、何ぞ黎庶を安寧せんやと、興化鎮は回牒して曰く、當國は延琳が亂を作せるの初に於て、道途艱阻し人使疑停せり、厥の後ち内史舍人金弼慶は東都を克復し、戸部侍郎李守和は續で其方物を進献せり、先大王の棄國せるや、閣門使蔡忠順は命を將つてして終を告げり、先皇帝の昇遐さるゝや、尙書左丞柳喬は過に往きて葬に會せり、今皇帝の統を繼がるゝや、給事中金行恭は乘傳して朝賀せり、然らば則ち平遼以來日に就き相繼げり、豈に來庭の禮を阻つと謂ふ可けんや、義爰に險を設るは土を有するの常規なり、魯國に關を廢せるは人を通ずるの深戒なり、是を以て茲の城柵を列し我が提封に備ふ、蓋し邊氓を帖息せんことを圖る也、皇化に負阻せんと欲するに非ず、昨は梯杭に緣りて六使は上國に勒留され、宣定の兩城は入つて我疆に築き、未だ還復を蒙らず、方に切に祈禱するも得る由し無く、請ふて此に今に至れり、倘し實愆の誠を愈れば、敢て樂輸の禮を怠らんや、伏して想ふ皇上字小にして、情深く卑きに聽き、道廣く乃ち墮る、寅賓の域必ず推致の恩を加てん、我に於て辜無し何の憑怒か有らん、細詳の來誨は戲言に涉るに似たり。

秋八月、京邑地震ふ、九月、長城を西北路に築く。

松嶺遼東より以て邊寇の衝を扼し、又た梓田に城き民を徙し之を實て、昌州と號す、  
(今昌城)

『丙子』三年○宋景祐二年○契丹重熙五年。

春正月、諸道に審察使を遣はす。

御史臺言ふ、諸道の外官は民を使ふに時ならず、農事を妨ぐる有り、請ふ使を遣はし審察して黜陟せんと、之に従ふ。

二月朔、方澤に事有り、東蕃の賊三陟に寇す。

守將は伏を設け撃つて之を敗る。

三月、王、三角山に幸す、癸巳、宮に還る。

夏四月、門下侍郎平章事致仕蔡忠順卒す、貞簡と諡す、李興の官を復し仍て致仕せしむ。

是より先き興は帷薄の罪を以て坐して免せらる。其後ち吏部は累に赦宥を経るを以て其官を復せんことを請ふ、御史臺劾して之を罷む、是に至り王、興は先朝の宰相にして久く文翰の任に居れるを以て、宜く其官を復す可しと、乃ち是命有り。

六月、地震ふ。

京城及び東京尙廣二州安邊府等の地震ひ、屋廬多く毀る、三日にして乃ち止む。

秋七月、御供の人參を減す。

中樞院奏す。制旨に人參三百斤を進ましむ、近ごろ進むる所の一百斤は、以て國府の貢に供用するに足る、皆な民の膏血なり、妄に斂む可らず、乃ち復た進めしむること勿れと、王悦ばず、門下省駁奏す、古の帝王は嗜慾を節し奢侈を去り、己を恭うし身を修め心を虚うし諫を納る、庶民を養ひ太平を致す所以也、今や灾變屢ば作る、宜く齊心責躬す可し、豈に無益に枉費し民の膏血を損す可けんや、乞ふ密院が奏する所に從はんことをと、之に從ふ。

惠妃韓氏薨す、使を遣はし宋に如く。

船敗れ、命を致す克はずして還る。

八月、絞斬の二罪を減す。

制に曰く、昨は刑部 奏する所の犯斬絞、二罪を覽る、朕、方に憂服に在り屢ば變怪を致す、好生の徳を施し恤民の意を示さんと欲す、其二罪を犯す者は、刑を除きて無人島に配し、二罪を犯すと雖情矜む可き者有らば、有人島に配せよと、是に於て死を

免るゝ者百十六人。

冬十二月、徳宗を太廟に祔す。

『丁丑』三年○宋景祐四年○契丹重熙六年。

春二月、彗星見ゆ。

凡そ五出づ、長さ各五六尺。

夏四月、親ら太廟に禱り、赦す。

秋七月、劉徽弼黃周亮を以て並に同く平章事とす。

冬十月、契丹來り侵す。

契丹は船兵を以て鴨綠江を侵す。

十二月、使さ遣はし契丹に如く。

是より先き契丹の來遠城は契丹主の詣旨を傳へ。之をして更に朝貢を通せしむ、王、輔臣に下して議さしむ、徐訥等皆以爲へらく宜く使を遣はし告奏す可しと、是に於て乃ち殿中少監崔延淑を遣はし。表を奉じ契丹に如き、更に貢幣を輸し以て舊好を蔵せんと請ふ。

『戊寅』四年○宋寶元元年○契丹重熙七年。

春正月、契丹使を遣はし來聘す。

夏四月、宮人韓氏を冊して麗妃と爲す。

妃も亦た祚の女、惠妃の姉也。

平章事柳詒卒す。

襄毅と諡し、德宗の廟庭に配享す。

秋八月、始めて契丹の年號を行ふ。

是より先き崔廷淑契丹より還る、契丹主は詔を賜ひ荅を褒す、王再び使を遣はし年號を請ふ、是に至り始めて重熙の年號を行ひ、彼此の信使徑來絶ゆる。

冬十二月、東池の禽獸を放つ。

内史門下省言ふ。東池の白鶴鴨山羊の類は、日に稻梁を飼し費を爲すこと甚だ多し前典に云ふ、犬馬は其土性は非ざれば畜はず、珍禽奇獸は國に育てずと、又云ふ、鳥獸昆虫各の其性を遂げしむと、蓋し玩好を以てして物性を傷めざる也、乞ふ海島に放たんと、王之に従ふ。

『己卯』五年○宋寶元二年○契丹重熙八年。

春二月、使を遣はし契丹に如く。

是より先き契丹使を遣はし、來つて稱するに東方を安撫するを以てす、是に至り使を遣はして之を謝し、仍て鴨綠の東に城堡を加築することを罷めんことを請ふ、契丹許さず

夏四月、契丹使を遣はし來つて王を冊す。

秋七月、使を遣はして冊封を謝す。

賤者從母の法を立つ。

『庚辰』六年○宋康定元年○契丹重熙九年。

春正月朔、日食す。

二月、昇平門災く。

廊屋數百間を焼き御史臺に延焼す。

麗妃韓氏を冊して后と爲す、秋七月宜春樓に震す。

八月、刑部尙書李周佐卒す。

周佐は東京の人、朝に立つこと四十餘年、個儻環偉、時に稱す大臣の體を得と。

【辛巳】七年○宋慶曆元年○契丹重熙十年。

春三月、藏經道場を會慶殿に設く。

春秋二季に例して此會を設く、春六日秋七日。

秋八月、彗星見ゆ。

東方に見え長き三十尺許、二十餘日にして乃ち滅す。

九月、文武子弟を軍に選ぶを免す。

兵部奏す、選軍別監は文武官七品以上員の子弟を選取し、文を業とし舉に赴くを除くの外は、並に軍伍に充つ、此れ安にして危を忘れざるの慮に出づと雖、皆累世勳舊の子孫なり、故に祖宗以來役に與からず、况や甲子丙子の年間に在りて己に禁制有るをや、請ふ隊伍に充る勿れと、之に従ふ。

冬十月、王、鎬京は幸す、彗星見ゆ。

東方に出づ、長さ三十尺許、十餘日にして乃ち滅す。

崔冲を以て内史侍郎平章事と爲す。

十一月、王、鎬京より至る。

使を遣はし契丹に如く。

冊禮を賀し且つ方物を献す。

寧遠平虜鎮に城く、崔冲に命じ之を城かしむ。

【壬午】八年○宋慶曆二年○契丹重熙十一年。

春二月、燃燈す、王、奉恩寺に如く。

數世前より王は毎に燃燈の日を以て例して奉恩寺に如き、太祖の眞殿に謁し必ず親ら行香し、以て常と爲す。

夏六月、内史令徐訥卒す。

簡敬と諡し、後ち靖宗の廟庭の配享す。

内史侍郎劉徽弼卒す。

冬十一月、契丹使を遣はし來聘す。

契丹主詔して曰く、朕、關南十縣は我國の舊基なるを以て、將に兵師を舉げ土壤を復さんと議す、宋朝は累に專价を馳せ懇發重言し再び盟約を論じ、永く歡好をトせんと夫れ何ぞ眇躬にして此美事を成せる、今や文武百餘謂ふ予に元功大畧有り、加ふるに

徽號鴻名を以てせんと、固辭するを獲す勉めて群請に依れり、故に茲に使を遣はし詔を賣し、彼に往きて示諭せしむ。

十二月、致仕門下侍郎皇甫俞義卒す。

〔癸未〕九年○宋慶曆三年○契丹重熙十二年。

春正月、黃周亮を以て守太保門下侍中と爲す、尋で卒す。

景文と諡し、後ち靖宗の廟庭に配享す。

二月、崔齊顔を以て門下侍郎平章事と爲す。

夏五月朔、日食有り。

秋九月、東女真來朝す。

東女真の酋長冬弗老沙伊羅等は、化外の女真八十人を率ゐて來朝、奏して云ふ、化外の人は妄に狼戾を懷き、曾て邊境を擾せるも、洪育を蒙りしより頓に前非を改む、今や水陸の蕃長を引ゐて闕に詣り疑を陳べ、邊民と爲らんことを願ふ、自今毎に隣寇を候ひ動靜以て報せんと、王之れを嘉し厚く金帛を賜ふ、

冬十一月、契丹使を遣はし王を加冊す。

冠服車輅印綬等の物を賜ふ、王、壇を設けて詔を受け、使を遣はして恩を謝す。

〔甲申〕十年○宋慶曆四年○契丹重熙十三年。

夏四月、東女真盟を請ふ。

東女真一千四十餘人贊を執り盟を請ふ、各の物を賜ふこと差有り、東西女真前後貢獻し、未だ嘗て間絶せず。

冬十一月、長定の二州及び元興鎮に城く。

定州は今定平、長州及び元興鎮は並に定平に在り。

東女真來つて馬を献す。

東女真來りて駿馬を献し奏して曰く、我等は皆な貴國の境に在り、化を慕ひ臣服する年有り矣、毎に醜虜の來り侵すを慮ひ未だ居を奠むるを獲ず、今貴國は寧朔等の三城を築き以て賊路を防ぐ、故に特に來りて恩を謝すと、王優賞して遣り還す、

〔乙酉〕十一年○宋慶曆五年○契丹重熙十四年。

春二月、臨津に浮梁を作る。

先きに船橋無く、行人争ひ渡りて多く陷溺を致す、是に至り有司に命じて浮梁を作ら



しめ、人馬平地を履むが如し。

夏四月、蕃賊寧遠鎮を侵す。

秋七月、契丹使を遣はし來聘す。

〔丙戌〕十二年○宋慶契六年○契丹重熙十五年。

春三月朔、日食有り、經行禮を勅す。

侍中崔齊顔に命じ、毬庭に詣り行香拜送し街衢に經行せしめ、京城の街衢を分つて三道と爲し、各の彩樓子を以て般若經を擔ひ、前行の僧徒は法服を具し歩行して讀誦し、監押官も亦た公服を以て歩いて従ひ、街衢を巡行し民の爲めに福を祈り、名けて經行と曰ふ、是より歳に以て常と爲す。

夏五月、王薨す、弟樂浪君徽立つ。

王疾ひ篤し、弟樂浪君徽を召して臥内に入れ、權に國事を總べしむ、是の日丁酉に王薨す壽三十三、樂浪君位に柩前に即く、王、寬仁孝友、識度弘遠に英武果斷、少節に拘らず、諡して容惠と曰ひ廟を靖宗と號し周陵に葬る。

李氏齊賢曰く、契丹は貪暴にして保信するに足らず、太祖深く以て戒と爲す、然れど

も其一災を幸として其舊好を棄つるも亦た計に非ざる也、顯宗は艱難反正し日に給するに暇あらず、德宗は未だ方剛の年に及ばず、尤も宜く之を戒む可きは鬪に在り、王可道が和親を絶たんと議せるは、皇甫俞義が好を繼ぎ民を息むるの論に若かざる也、靖宗位を嗣ぎて三年、我か大夫崔延巖は契丹に如き、四年に契丹の使馬保業寔來り、是より復た權を尋ぐ、盟威の至誠に由るに匪ず、之を致す必ず奇策有り、君子以爲へらく善く繼ぎ善く述べ以て其國を保つと。

六月、使を遣はし契丹に如き哀を告ぐ、大赦す。

冬十月、侍中崔齊顔卒す。

恭順と諡す、後ち文宗の廟庭に配享す。

契丹使を遣はし賻を歸す。

王姝金氏を立て、后と爲す。

后は顯宗の女、元成太后金氏の出也。

## 文宗紀 名は徽、顯宗の第三子

『丁亥』元年○宋慶曆七年○契丹重熙十六年。

春正月、諸州の論經會を禁す。

王、諸州郡の年を遂ひ盛に輪經會を設るを以て、外吏の此に憑りて聚斂し以て勞弊を成すを慮り、制して、自今凡そ輪經醉餽娛樂の事は並に宜く禁斷す可しと。

三月、日食有り。

夏四月、王、乾德殿に朝を視る。

宰臣及び御史臺を召し時政の得失を論せしむ、是の後屢ば宰輔崔冲等を延き見る。

崔冲を以て門下侍中と爲し、金令器金元冲を門下内史平章事と爲す。

太廟に禱す、六月、更に法律を校す。

王、制を下して曰く、法律は刑罰の斷例也、明かなれば則ち刑に枉濫無く、明かならざれば則ち罪に輕重を失す、今ま行ふ所の律令は、或は多く訛舛し良に用つて軫懷す其れ侍中崔冲をして諸律官を集め、重ねて詳校を加へ務めて允當に従へと。

僧決疑を以て國師と爲す。

秋九月、契丹使を遣はし來つて王を丹す。

冬十月、致仕門下侍郎皇甫穎卒す、十二月、平章李端卒す。

『戊午』二年○宋慶八年○契丹重熙十七年。

春三月、大雲大安兩寺の役を停む。

御史臺奏す、播種伊れ始まり雨澤期を愆る、肆赦賑濟は己に旨に遵ひ施行せり、唯だ今や大雲大安兩寺の役方に興の、丁匠は農を廢す、一夫耕さざれば必ず飢る有り、三時の務め安んぞ奪ふ可けんや、又況や赦書に云ふ、一切土木の役は三年を限り停罷せんと、舉國欣々として皆な德音に感せり、而も竟に之を行はず、信なる者は國の大寶、棄つ可らざる也、食言の謗恐らくは此より起らん、兩寺の役は須く農隙を俟つ可しと、之に従ふ。

夏四月、王、外帝釋院に幸し說經を聽く。

故事に王は山林に幸し、駕將さに還らんとするや必ず是院に駐り、僧に命じ風輩に乗りて法を講せしめ、以て常式と爲す。

秋八月、靖宗を太廟に附す。

九月、百座の道場を設け僧三萬に飯す。

場を設け僧に飯するの舉、是より歳に以て常と爲す。

冬十一月、契丹使を遣はし來聘す。

生辰を賀する也、是より歳に以て常と爲す。

十二月晦、日食す。

『己丑』三年○宋皇祐元年○契丹重熙十八年。

春正月、契丹使を遣はして王を加冊す。

二月、崔冲を以て守太保とし、李子淵を守司徒とし、王寵之を守司空とす。

三月、國老を饗す

年八十以上の國老庶老男女及び義夫節婦孝子順孫鰥寡孤獨廢疾を棊庭に饗し、物を賜ふこと差有り。

『庚寅』四年○宋皇祐二年○契丹重熙十九年。

春正月、東蕃の賊鎮溟に入寇す。

賊、鎮溟（今德源）の兵船二艘を奪つて去る、兵馬録事文楊烈即ち兵を率ゐ追ふて賊穴に至り、斬滅して還る。

夏六月、東蕃の賊寧波戍に寇す。

九月又た烈山（今杆城）縣に寇す、兵馬録事文楊烈兵を率ゐて追撃し、大に之を敗り其部落三十餘所を焚く。

冬十月、兵士を教閲す。

都兵馬使王寵之奏して曰く、傳に云ふ安にして危を忘れずと、又云ふ敵の來らざるを恃む無く、吾に備へ有るを恃むと、故に國家は仲秋に當る毎に、東南班員吏を召會して射御を郊外に習ふ、而るを況や諸衛軍士は國の爪牙なり、宜く農隙に於て金鼓旌旗坐作の節を教ゆ可し、又た馬軍尤も練習せず、請ふ先づ先鋒馬兵を選びて、馳逐を習はしめ、遂に兵部六衛に令し其教閲を掌らしめんと、之に従ふ。

十一月、損災免役法を定む。

田一結に率ね十分を定損と爲し、四五分に至れば租を除き、六分は租布を除き、七八分は租役布俱に免す。

寧朔鎮に城く、蕃賊に抗する要衝なるを以て也。

『辛卯』五年○宋皇祐三年○契丹重熙二十年。

春三月、尙書左僕射李守和卒す

夏四月、中興等の寺役夫を停む。

内史門下省奏す、重興大安大雲等の寺、創新補舊に土木興役し、近夫は日夜饋餉に疲れ轉輸に勞し、妻還り子去り道路に相繼ぎ、春夏以來畧ぼ休息無し、况や去歲稔らず生民食に乏く力堪ゆる能はず、請ふ之を停め以て農隙を俟たんと、之に従ふ。

秋九月、女眞邊に寇す、兵馬副使金化崇擊つて之を敗る。

是より先き邊臣奏す、東蕃の會長等内附してより以來、久く恩賞を承け、我に背きて丹に投せり、罪焉れより大なるは莫し、請ふ其會長を拘執して端由を拷訊せんと、王其の言に従ふ、其後ち其會長の來朝せる者を拘す、故に蕃賊數ば々邊城に寇擾す。

冬十月、王、三角山に幸す。

庚寅に南幸し、壬寅に還都す。

有蔭奇光軍を立つ。

文武七品以上の子、五品の孫、京職太常以上の子を選びて之に充つ。

〔壬辰〕六年○宋皇祐四年○契丹重熙二十一年。

春正月、崔惟善を以て翰林學士と爲す、惟善冲の子也、二月、安西都護府地震ふ（安西は

今海州）

延德宮主李氏を冊して王妃と爲す。

妃は子淵の女也、妃は十王子二公主を生む、順宣肅の三宗は皆其の出也、後ち又王た

子淵の第二第三女を納れ皆な妃と爲す。

新に社稷壇を城内に築く。

戊子に親ら祀事を行ふ、制に曰く、社壇は配するに句龍を以てす、其の題主及び祝文は稱名す可らずと、句龍を改めて后土氏と爲す。

三月、期子淵を以て守大尉とす、夏五月、北蕃の賊入寇す、兵馬錄事金忠簡擊つて之を敗る。

三撒村の賊魁は諸蕃の賊と兵を合して淄潭驛を圍む、忠簡は慈州判官張立身等と與に兵を率ゐて出で戦ひ大に之を破り、勝に乗して追撃し斬獲甚だ多し。

六月、東女眞三陟に寇す、守將河周呂擊つて之を破る。

東女眞の高之問等海に航して三陟に寇す、守將河周呂は兵を率ゐる城を出で軍に徇て曰

く、彼は衆我は寡なり、若し人々自ら戦を爲し其身を愛せざれば、則ち以て勝つ可し  
矣と、遂に挺刃を擁して進む、適ち安邊の判官金崇鼎有り、所管の諸戍を巡り行きて  
近境に至る、賊其の角聲を聞き謂ふ、援兵經至せりと、遂に驚き亂る、周呂の軍は勝  
に乗じ之を撃つ、賊遂に奔潰して還る。

冬十月、兄の子璪を封じて樂浪侯兼尙書令と爲す。

璪に靖宗の子也、後ち又其の二弟を官にし、恩禮備厚なり。

十二月、致仕平章事金令器卒す。

『癸巳』七年○宋皇祐五年○契丹重熙二十二年

春二月、彗星見ゆ。

庫樓を出で翼に入る、長さ丈餘。

秋七月、李子淵、王龍之を以て門下侍郎平章事とす。

閏月、東北路大水す。

文(今文山)湧(今德源)の二州漂没の民家百餘、使を遣はし宜慰す。

九月、王西京に幸す。

仍て進んで安西都護府に次し、北嵩山神光寺に幸し、齋を設け群臣を宴し、宿留する  
こと數日にして西京に還る。

冬十月朔、日食有り、王、西京より至る。

『甲午』八年○宋至和元年○契丹重熙二十三年。

春二月、子の勳を立て、太子と爲す、大赦す。

勳は李妃の出、王の長子也。

三月、田制を定む。

凡そ田品は不易の地を上と爲し、一易の地を中と爲し、再易の地を下と爲す、其の不  
易山田の一結は平田一結に準で、一易田の二結は平田一結に準じ、再易田三結は平田  
一結に準す。

夏四月、李子淵に太傅を加ふ。

使を遣はし契丹に如き、太子を立るを告ぐ。

五月、會慶殿に震す。

『乙未』九年○宋至和二年○契丹清寧元年。

夏五月、契丹使を遣はし王及び太子を冊す。

王に上柱國中書令を加へ、袞冕車輅を賜ひ、太子を冊して三韓國公と爲す。

大雨雹す、秋七月、使を遣はし契丹の東京に如く。

是より先き契丹始めて弓口門欄子を抱州（今義州）の城東に設く、邊臣奏すらく、契丹の前太后皇帝は詔して鴨綠以東を賜ふて我か封境と爲せり、然るに或は橋城を置き或は弓口欄子を置きて、漸く舊限を踰ゆ、是を厭かすと謂ふ、今又た郵亭を創立して我境を蠶食す、魯史に所謂る滋蔓せしむる無かれ蔓すれば圖り難き也と、宜く國書を東京留守に送り、其不可を陳べ使を遣はし告奏す可しと、王之に従て遂に書を東京留守に致し、城橋弓欄亭舍等を毀罷せんことを請ふ。

崔冲を以て内史令と爲し、李子淵を門下侍中判吏部事と爲し、金廷俊を内史平章事と爲す。

李子淵奏して曰く、天地の灾祥は刑政の得失と相應す、慎まざる可らず、伏して見るに、吏部刑部は務めて辨理するを要す、而るに日陵月替し稽留決せざる者多し、乞ふ二部の員僚に令し、事理を精覈し其人吏の勤怠を考して之を褒貶せば、則ち庶くは聖

上が勤政恤刑の意に合し、天地の休祥致す可き也と、王之を納る。

九月、契丹使を遣はし哀を告ぐ。

時に契丹の興宗殂す、鴻臚卿張嗣復をして來つて哀を告ぐ、王、嗣復が江を過ぐと聞き、常膳を減じ音樂を輟め屠宰を禁じ才獵を斷つ、嗣復の至るに及び、王は素襪を服し昌德門を出で、詔を迎へ哀を擧げ服を行ひ、朝市を輟むること三日。

使を遣はし契丹に如き、喪を吊し且つ葬に會す。

冬十月、有司に命じ地を擇び寺を創す。

王、制を下して曰く、古先帝王は釋教を尊崇せること、載籍考す可し、聖祖以來代々佛寺を創し以て福慶に資せり、寡人統を繼ぐも徳政を修めず、灾變屢ば見ゆ、庶くは法力に憑り邦家に福利せんことを、其れ有司に令し地を擇び寺を創さしめよ、門下省奏して曰く、古より聖帝明王は、寺塔を勅起し以て太平を致せること有る無し、惟だ法門を崇重し政教を愼省して民力を傷めざれば、則ち自然に宗社靈長なり、今更新寺を僧創せんと欲す、民を不急の役に勞せしめ、怨讟交も興り神人共に怒らん、太平を致す所以の道に非すと、王納れず。

〔丙申〕十年○宋嘉祐元年○契丹清寧二年。

春正月、石有り黃州に隕つ、聲雷の如し。

二月、興王寺を德水縣に創す。

王の願堂と爲す也、遂に德水（今豐德）縣を陽川に移す、知中樞院事崔惟善は太祖の遺訓、願利を増修する勿れの語を引き、固く之を争ひ且つ曰く、今や陛下は祖宗積累の功を承く、固く宜く節用して人を愛し、盈を持し成を守り以て聖嗣に傳へて可也、奈何ぞ民の財力を罄し以て不急の務に供せん耶と、王之れを優答し竟に其言に従はず他日惟善入りて讌閑に侍るや、王從容として慰獎して曰く、諫諍は是れ忠なり從好は佞なりと、惟善即ち對へて曰く、創垂は猶ほ易し守成は難しと。

閏三月、守空高烈卒す。

烈は屢ば軍功を立て、一時の名將と爲す、卒するに及び朝野之を惜む。

秋七月、侍御史金旦を遣はし東蕃の賊を討つ。

蕃賊屢ば邊境を侵すを以て、且を遣はし東路の兵馬に將として之を討たしむ、且は衆に誓つて曰く、敵に臨みて家を忘れ身を以て國に殉するは分也、我の生死は政に今日

に在りと、三軍感激し勇氣自ら倍し、其屯落二十餘所を破る、賊大に潰れ兵伏羊馬を獲ること算無し。

九月、諸道に撫問使を遣はす。

王、將に使を諸道に遣はして守令の清濁百姓の苦樂を按驗せしめんとす、有司は驛程吏民の迎送に勞するを以て之を停めんと請ふ、王曰く、朕惟ふに、先代頻に使臣を遣はして民瘼を採訪せり、故に宰民は悉く清廉を務め以て民庶を安んせり。近來紀綱弛紊し且つ懲革無く、公事を勤めず但だ私利を務め、里巷に囊橐の收多く田野に桑麻の勸罕く、或は地に漁鹽梓漆有り或は家に畜産貨財有れば、皆な侵奪せられ、嚴に枷杖を加へ其性命を傷けられ、冤を抱き痛を懐くも告陳する所無く、問吏正を欲するの者有るも、又た貴要の囑に因りて卒に能く行ふ莫し、民を蠱するの害日に益し月に滋し、官吏既に已に此の如し、小民安んぞ生を聊するを得ん、朕晨夕に孳々として其煩弊を釋かんとするも、而も軸に當る者以て可と爲さざるは何ぞやと、遂に侍御史李攸績等を遣はし撫問使と爲し、分つて十三道に往かしむ。

冬十月、日本國使を遣はして來聘す。

是の後貢獻絶わす。

長源亭を西江併嶽の南に作る。

道説の山水記に此に就て創構せば則ち國脉延長の語有るを以て、故に是亭を作る。

德水縣兩年の租税を蠲く。

李子淵言ふ、近ごろ興王寺を勅造し德水縣を楊川に移せるに因り、百姓は廬舎を營葺し未だ寧處に違あらず、男負ひ女提げ道路に相繼ぎ、貧者は擠壑の憂有り、富者も安堵の所無し、請ふ德水一歳の賦役を蠲かんと、王命じて特に二年を蠲く。

『丁酉』十一年○宋嘉祐二年○契丹清寧三年。

春正月、石有り黃州に隕つ。

聲雷の如し、州は其石を上る、禮司奏して曰く、昔し宋に隕石有り秦に星墜有り、晋唐以降比々として之れ有り、灾祥に關せずと、遂に其石を還す。

三月、契丹使を遣はし王及び太子を冊す。

王、兩たび封冊を行ひ使副同時に僧に至るを以て、過る所の州縣に今年租税の半を減す。

秋八月、慶鼎相を以て直翰林苑とす。

中書省言ふ、鼎相は鐵匠の裔なり、宜く清要にす可らず請ふ之を削らんと、王曰く、對を采り非を采り以て下體する無しと、蓋し其の用ゆ可きを貴ぶ耳、鼎相の才識は採用す可き有り、豈其の世系を論ず可けんかと、允さず。

王、西京に幸す。

李子淵、王寵之に命じ上都に留守せしむ。

九月、使を遣はし契丹に如く、冊命を謝する也。

冬十一月、王西京より至る、十二月、使を遣はし契丹に如く

是より先き契丹既に弓口門郵亭を作る、朝廷使を遣はして罷めんことを請ふ、従はず、其後又た松嶺の東北に於て、漸く墾田を加へ人物を屯畜す、王其の我境に侵逼するを思ひ、使を遣はし之を罷めんことを請ふ、中書省奏す、彼朝の時に邊を擾す無し、且つ新皇帝即位し來つて冊命を加ふ、今未だ回謝せずして先づ疆場の事を言ふは、不可と爲すに似たりと、王曰く、彼れ若し先だつて城柵を置かば、則ち惟に噬臍するも及ぶ莫きのみに非ず、彼れ必ず我れを覺らすと謂はん也、宜く先づ使を遣はし



冊を謝し、繼で行きて奏請す可しと、是に因り賀節使に因り附きて之を請ふ、契丹従はず。

金元鼎を以て内史侍郎門下平章事と爲す。

『戊戌』十二年○宋嘉祐三年○契丹清寧四年。

春二月、鹽海等の州の鐵貢を減じ、之を興王寺に歸す。

都兵馬使奏す、界内の鐵貢は舊と兵器に充て、近ごろ興王寺を創し又た令して賦を加へ、民は苦に堪へず、請ふ鹽海安の三州に二年軍器の貢鐵を減じ、専ら興王の用に歸し、以て勞弊を除かんと、王之に従ふ。

識者曰く、唐史に稱す、列利衛に盈るも危亡の禍を救ふ無く、緇衣路に滿るも豈に勤王の師に益せんやと、國家の此舉は豈に謬の甚きに非ず耶。

契丹使を遣はし哀を告ぐ。

時に契丹の太皇太后歿す、王、玄冠素服を以て之を迎ふ。

夏四月、地震ふ、秋七月、昌慶院の田柴を奪ひ、移して興王寺に屬す。

門下省奏して曰く、宮院は先王が國民を優賜し、厥の子孫に貽し萬世に傳へて匱乏有

ること無き所以の者也、今や宗枝繁衍す、若し各の宮院を賜はんと欲せば、猶ほ足らざるを恐る、况や一宮の田柴を收めて佛寺に屬するや、重を三寶に歸するは美なり矣と云ふと雖、有國有家の本は忘る可らざる也、請ふ舊に仍り還賜せんと、王曰く、田柴は己に三寶に納む、追還す可きこと難し、宜く公田を以て元數に依り之を給せよ、且つ民に令し、三子以上有る者は、一子を剃髮して僧と爲すを許すと。

按するに、文宗の釋教を崇奉すること麗代諸君に比して尤も酷だし、僧に飯し僧を度し寺を創し寺を修し、公田を納れ軍需を減するに至り、而も之れ恤ひず焉、其の孜孜眷々する四十年に垂んとする者は、大低佛に倣するもの居多にして、殆ど泰清の世よりも甚し矣、世人皆な能く梁武の亂を致せるを言ひ、佛報を見ずと、而も或は反つて文宗の久く昇平を享るを以て、佛法を崇信せるの效と爲す、此れ甚だ惑ひ也、文宗は特に麗運の方に隆んなるに値ひ、未だ候景か跋扈せる如き者有らざる耳、梁武は不幸にして文宗は特に幸なる爾。

八月、將に使を遣はし宋に通せんとし、而して果さず。

王、耽羅の靈巖寺等の處に於て、材を伐り船を造り以て宋に通せんと欲す、内史門下

省言ふ、國家好みを北朝に結び、邊に警急無く民は其生を樂む、此れ邦を保つの上策なるを以て也、昔し庚戌の歲契丹間罪の書に、宋國に往來するを以て言と爲せり、若し此事泄れば必ず釁隙を生せん、且つ耽羅は地瘠せ民貧く、惟だ海産木道を以て生を謀る、往年に材を伐り海を過ぎて佛寺を新創し、勞弊己に多し、今又た重ねて困めば恐らくは他變を生せん、况や我國の文物禮樂興行する已に久く、商舶絡繹し珍寶日に至る、其の中國に於ける實に資する所無し、如し永く契丹に絶つに非ずんば、使を宋朝に通ずるに宜からずと、王之に従ふ。

冬閏十二月晦、日食有り。

『己亥』十三年○宋嘉祐四年○契丹清寧五年。

春二月、使を遣はし契丹に如く。

又た弓欄墾田等の事を以て之を奏請す従はず。

夏四月、親ら太廟に禘し、赦す。

秋八月、王親ら國老を饗す。

年八十以上の工部尙書洪楷、上將軍何興休を閣門に宴し、王親ら花酒を勸め歡宴する盡

日、仍て衣服を賜ふ、又た庶老及び廢疾の者孝順義節一千二百八十人を毳庭に賜餼し  
外方諸州縣も亦た同日に賜餼す。

冬十二月朔、日食有り。

『庚子』十四年○宋嘉祐五年○契丹清寧六年。

春二月、王、長源亭に幸す寫是より往來常無し。

夏四月、王寵之を以て守太尉とし、金元鼎を守司徒とす。

冬十一月、契丹使を遣はし來聘す。

『辛丑』十五年○宋嘉祐六年○契丹清寧七年。

春二月、三員訊囚の法を定む。

王、制を下して曰く、刑政は王化の先だつ所、峻なれば則ち民殘し、寬なれば則ち民慢す、刑其の中を得ば陰陽和し風雨順ふ、其宜きを失へば怨氣積んで災青作り、虐臣酷吏常に之れ有り、朕、訓誥を遙追し典刑を篤慎し、毎に臣虐史酷し其中を得ざるを慮ふ、秋部員吏を精擇委任し冤獄無からしめんとす、自今制を定めて必ず三員を備へ、乃ち囚徒を訊鞠せよと。

夏六月、王、國子監に幸す。

王、奉恩寺より國子監に如き、侍臣に謂つて曰く、仲尼は百王の師なり敢て敬を致さざらんやと、遂に再拜す。

陳涓を以て秘書郎と爲す。

涓は宋の進士也、時に宋人に蕭鼎蕭遷葉城蕭宗明等有り、俱に才藝を以て清選に補せらるを得。

秋九月、蕃賊は平虜鎮に寇す。兵馬録事康瑩等撃つて吏を敗る。

冬十二月、王寵之を以て門下侍中判吏部事と爲し、金元鼎を門下侍郎と爲し、崔惟善を中書侍郎と爲し、並に同く平章事とす。

『壬寅』十六年○宋嘉祐七年○契丹清寧八年。

春正月、契丹使を遣はし來聘す、金元鼎罷む。

秋八月、王、興王寺に幸し、赦す。

王、制を下して曰く、是寺は鳩僞する己に久く、巨構將さに成らんとす、今親く厥の功を觀て特に異數を申ぬ、内外の重刑並に降從流配公徒私杖以下の罪は、咸な赦して

之を除け、役を董せる官吏は並に爵賞を加へよ。

貢闈封緘法を立つ。

國子司業黃抗の考試甚だ濫る、始めて貢闈封緘の法を行ふ、舍人鄭惟産の言に従ふ也。

『癸卯』十七年○宋嘉祐八年○契丹清寧九年。

春三月、契丹使を遣はし經を送る。

契丹より大藏經を送る、王、法駕を備へ西郊に迎ふ。

夏五月、星有り大角に孛る、秋七月、金元鼎を以て門下侍中と爲す、尋で卒す。

元鼎の相を罷るは、事を奏し旨に忤ふを以てす、卒するに及び贈賻を闕く、後ち四年に三司以て言ふを爲す、王乃ち穀を賜ひ以て之に賻す。

國子の諸生を汰す。

制に曰く、國子監の諸生近ごろ多く業を廢す、責は學官に在り、自今精加勉勵し、年終に至りて臧否を較し、去留を定めよ、儒生の監に在る九年するも、荒昧にして成す者は屏黜せしめよ。

〔甲辰〕十八年○宋治平元年○契丹清寧十年。

春三月、食を設け窮民に賑ふ。

王。制して曰く、去歲水潦暴溢し秋稼を損害せり、言に黎元を念ふ、宜く救恤を急にす可し、其れ有司に令し今月より五月に至るまで、食を開國寺南に設け以て窮民に施せ。

夏五月、東女真平海に寇す。

賊、海を航して來り郡南浦に寇し民家を燒掠す、守將か追捕する能はざるの罪を治す。

冬十月、契丹使を遣はし來聘す。

尊號を加ふるを告ぐる也。

龍門倉の米を西北州鎮に運ぶ、

有司に命じ禮成江の船一百七艘を以て、一年に六次龍門倉の米を麟龍鐵宜郭等の州、及び威遠鎮に漕轉せしめ、以て軍糧に充つ。

〔乙巳〕十九年○宋治平二年○契丹咸雍元年。

春三月、子の熙を冊して雞林候と爲す。

熙は王の第三子、太子の母弟也、王之を奇愛し常に曰く、後の王室を復興する者は其れ爾に在る乎と、後ち順と改名す。

夏四月、契丹使を遣はし王及び太子を冊す。

九旒冠九章服、玉圭玉冊象輅等の物を賜ふ、王は太子と與に冊を南郊に受く。

五月、子の煦を祝髮して僧と爲す。

煦も亦た太子の母弟也、文宗一日諸子に謂つて曰く、孰れか能く僧と爲りて福田利益を作す耶と、煦對へて曰く、臣に出世の志有り、惟だ上の命する所と、王遂に剃髮せしめて僧と爲す、煦の性聰慧に學を嗜ひ、五教に通曉し傍ら儒教に涉り精識せざるは莫し、王後ち又た煦か弟窺(音頼)を祝髮して僧と爲す。

崔氏溥曰く、文宗は號して賢主と稱す、而も異教に溺れ煦窺二子をして出家せしめ、福田利益を要す、其源は一たび開けて、子孫は視て以て家法と爲し、祝髮して僧と爲る者寔に繁く、一時名門大族は争つて之に效ひ、嫡を立て嗣を立るを願つて末事と爲す、其禍は皆な文宗之を啓ける也。

六月、覆試を停め、侍御史盧且の官を貶す。

王、文德殿に御し覆試す、侍御史盧且は事を奏し旨に忤ふ、王怒り人をして且を曳き出さしめ、公欄を脱去し將に之を縛さんとす、平章事崔惟善諫めて曰く、人臣に罪有らば當に憲司に付す可し、是の如くす可らずと、王怒り稍や霽る、然れども竟に試を罷め、惟だ十たび上りて第せざる者李元長等五人を取り、及第を賜ひ、且を貶して員外部と爲す。

秋八月、使を遣はし契丹に如く、冊命を謝する也。

〔丙午〕二十年○宋治平三年○契丹咸雍二年

春正月、屠殺を禁す。

制に、今年より三年を限り中外の屠殺を禁す。

二月、雲興倉災す。

王曰く、雲興の災は、官其の守を失し以て積年蓄ふ所を以て、一朝の灰燼と爲せり、痛まざる可けんや、此の後凡そ倉廩府庫は別に禁火員史を置き、時を以て點檢せよと。

三月、星有り西北に孛る。

契丹、國號を復して遼と曰ふ、使を遣はし之を賀す。

夏四月、太廟に掃し、遍く別廟に及ぶ。

冬十一月、遼使を遣はし來聘す。

〔丁未〕二十一年○宋治平四年○遼咸雍三年。

春正月、興王寺成る、特に燃燈會を設く。

寺凡そ二千八百間、十二年にして功畢る、王、齋を設け以て之を落せんと欲す、四方の縉流盆集すること算無し、王、兵部尙書金陽等に命じ、僧の戒行有る者一千人を擇び會に赴かしめ、仍て恒住せしむ、戊辰、特に燃燈大會を設ること凡そ五晝夜、百司及び安西都護開城府廣水楊東樹の五州、江華長湍の二縣に勅令し、闕庭より寺門に至るまで彩棚を結ばしめ、櫛比鱗次し連互して輩路の左右に相屬し、又た燈山火樹を作り光照して晝の如し、是の日王は鹵簿を備へ百官を率ゐて行香施納す、佛事の盛なる曠古未だ有らず、又た金塔を造り、凡そ金一百四十四斤銀四百二十七斤を用ゆ。

二月、赦す、興王寺成るを以ての故也。

三月、中書令致仕王寵之卒。

景肅と諡し後文宗の廟庭に配享す。

夏四月、穀を運び邊民に賑ふ。

雜穀四萬九千餘石を湖北諸州に漕運し、以て邊民に給す、六月又た安瀾倉の米二萬七千七百石を湖北に運び、以て軍資に充つ。

冬十一月至日大雷雨す、德州（今徳川）に城す。

『戊申』二十二年○宋熙寧元年○遼咸雍四年。

春正月朔、日食有り。

王、興王寺に幸し慶成の宴を設く。

信宿して還る、是より往來甚だ頻なり。

崔惟善を以て判吏部事とし、王懋崇を判刑部事とし、金義珍を判兵部事とす。

秋九月、太師中書令致仕崔冲卒す。

冲は海州の人、風姿環偉、操性堅貞、少にして學を好み善く文を屬す、五代に歷事し時望甚だ重し、顯宗以後干戈繼に息み未だ文教に遑あらず、冲は後進を收召し教誨し

て倦まず、學徒盆集し街衢に填溢す、遂に九齋に分ち樂聖、大中、誠明、敬業、造道率性、進德、大和、待聘と曰ふ、之を侍中崔公の徒と謂ひ、凡そ舉に應ずる子弟は先づ徒中に隸して學ぶ焉、毎歲暑月に僧房を借りて夏課を爲し、徒中の先進學優の者を選んで、教導と爲し、授るに經史を以てし、間ま或は先進來り過ぎれば燭を刻み詩を賦し、其次弟を勝し名を唱へ以て入れ、因て小酌を設け、童冠左右に列して樽俎を奉じ、進退儀有り長幼序有り、相與に酬唱し以て罷む、觀る者嘉歎せざるは莫し、卒するに及び文憲と諡す、後ち凡そ舉に赴く者も亦た名を九齋の籍中に隸し、之を文憲公徒と謂ふ、時に又た儒臣の徒を立る者十一有り、侍中鄭倍傑の門下は弘文公徒と稱し、參政盧且は匡憲公徒と稱し、祭酒金尙は南山徒と稱し、其餘の僕射金無滯、侍郎般鼎、平章金義珍黃瑩柳監、侍中文正、侍郎徐碩等各の門徒を立て、皆な名號有り世に十二徒と稱す、而して冲の徒最も盛に、東方學校の興るは蓋し冲より始まる、時に海東の孔子と謂ふ、後ち靖宗の廟庭に配享す、子の惟善惟吉と皆な官し卿相に至り、子孫の文行を以て宰輔に登る者數十人、世皆之を榮とす。

新宮を南京に創す。

南京は即ち揚州、漢陽の地也。

『己酉』二十三年○宋熙寧二年○遼咸雍五年。

春正月、東女真來朝す。

東西女真の諸姓會長各の來り、土物良馬を獻じ、前後絶わす。

三月、王、興王寺に幸す。

禊飲を設け群臣に命じ酬唱せしむ。

秋七月朔、日食有り、冬十二月、遼使を遣はし來聘す。

量田歩數法を定む。

田一結は方三十三步、二結は方四十七步とし、以下皆な歩を析し結を計る。

『庚戌』二十四年○宋熙寧三年○遼咸雍六年。

春二月、王、興王寺に幸す。

新粉の別殿を以て慶成大會を設け、經宿して還る。

夏六月、興王寺に城す、秋八月、平章事致仕金義珍卒す、冬十二月、遼使を遣はし來聘す。

『辛亥』二十五年○宋熙寧四年○遼咸雍七年。

春正月、崔惟善を以て守司徒とし、異惟忠を守司空とす。

三月、使を遣はし宋に如く。

是より先き宋人黃慎來り言ふ、皇帝は江淮兩浙制置使羅拯を召し謂つて曰く、高麗は古へ君子の國と稱し、祖宗の世より款を輸し甚だ勤め、其後ち阻絶する久し矣、今聞く其國主は賢王也と、人を遣はし之を諭す可しと、故に拯は奏して慎等を遣はし、來つて天子の意を傳ふ、王悦び厚く待ちて之を遣る、後ち拯復た慎を遣はし來る、王、拯に回牒し禮を備へ朝貢せんと請ふ、是に至り民官侍郎金悌を遣はし。表を奉じ宋に如き、登州より入貢す。

夏五月、王懋崇を以て中書侍郎平章事と爲す。

六月、諸衛軍不急の役を省く。

王、制して曰く、近ごろ聞く諸衛の軍人亡命する者甚だ多しと、是れ事を執る公ならざるに由り、强者は勢に托し以て免かれ、貧窮者は獨り其勞を受け、衣食乏絶するも而も休息無し、毎に恩旨を降し減省せしむるも、而も有司は營造して已まず、近年以

來頗る怨否を興し、以て朕之れを恤まずと爲す也、自今宜く不急の役を除き、軍將は擅に自ら驅使するを得る母れ、違ふ者を之を罪せん。

『壬子』二十六年○宋熙寧五年○遼咸雍八年。

春二月、章服の制度を改定す。

夏四月、大雨雹す、中書侍郎異惟忠卒す。

六月、金帛等宋より還る。

帝、勅書五道を附送し、褒獎の贈與甚だ厚し、帝、本國か尙文なるを以て、詔書を賜ふ毎に必ず詞臣を選びて著撰し、而して其善き者を選び、遣使する所の者は必ず中書に赴き試るに文を以てし、乃ち之を遣る。

秋七月、校尉巨身反を謀り誅に伏す、平章事王懋崇等を流す。

初め巨身は、王を廢して王弟平壤君基を立てんことを謀る、是に至り人有り變を告ぐ王、族に命じ巨身を誅さしむ、時に基は己に死す、乃ち基の子璉を海南に流し、平章事王懋崇は其謀に與かるを以て、乃ち懋崇及び其の子璉を安東に放つ。

冬十一月、遼使を遣はし來聘す。

是の後例して三年に一次を以て修聘す、其餘賀節等の使は此限に在らず。

『癸丑』二十七年○宋熙寧六年○遼咸雍九年。

春正月、地震ふ、二月女真内附せんことを請ふ。

東女真歸順州都領古刀化等十五州の酋長は、衆を率ゐて内附し郡縣と爲さんことを請ふ、各の將軍を授け物を賜ふこと差有り、幾くならずして西女真の諸酋長も亦た東齊に依り内附し、永く藩屏と爲り敢て契丹と交通せざらんと請ふ、其後ち三山大關大齊豆龍等合して數十種落、數千餘戸連續にて來り投じ、屬藩して郡縣と爲さんことを請ふ者紀するに勝ゆ可らず、皆之を許す、邊臣奏すらく、豆龍等の部落は處る所遼遠に、古に在り未だ嘗て朝覲せず、今や皆歸服す、若し封疆を定め關防を設けば、則ち餘波漢嶺外の諸種落は、壤地無際に蕃戸連居し、塞を窮め險を設く可らず、請ふ嶺外諸蕃の盡く州縣と爲るを待ち、然る後漸く遠蕃に至らんと、王之に従ふ。

夏四月朔、日食有り。

五月、定州郎將文選及び西女真是、三山蕃賊を撃ち之を破る。

西女真の蕃帥言ふ、三山蕃の賊は往來の人物を殺掠し、我が仇讎と爲す、蕃軍を帥の



進てで之を討たんと欲す、請ふ官人を遣はし戦を觀んことをと、是に於て邊臣は文選等を遣はし、蕃服を着し蕃軍を率ゐて三山の阿方浦に到る、賊は石城を川邊に築き、老少財産を城中に置き、歩騎五百餘人を以て逆へ戦ふ、蕃軍大呼急撃し賊大に潰ゆ、二百餘級を斬る餘衆は走つて石城を保つ、蕃軍勝に乗じ火を縱ちて城を焚き、生擒すること三百餘人、城に在りて拒ぎ戦ふ者皆な焼け死す、又進んで由戰材石城を攻む、賊は城を閉ち固く守り、城險にして竟に抜くを得ず、糧盡き引き還る、邊臣は蕃軍及び選等か功有るを以て、奏して之を賞せんと請ふ、崔惟善議奏すらく、三山の賊は本と邊を犯すの寇に非ざる也、今更蕃軍等は朝旨に因らずして、専ら闔威に仗り以て私讎を報ゆ、請ふ賞を行ふこと勿れど、王之に縱ふ。

六月、東蕃の賊東京に寇す、撃つて之を却く。

『甲寅』二十八年○宋熙寧七年○遼咸雍十年。

春二月、倭人來りて土物を献す。

是より絡繹絶わす。

秋七月、李徽望を以て尙書右僕射と爲す。

『乙卯』二十九年○宋熙寧八年○遼大康元年。

春正月、門下侍中崔惟善卒す。

惟善は繼世の儒宗なり、兩朝に匡輔す、赫々の稱無しと雖人皆な之を重んず、文和と諡す、後ち文宗の廟庭に配享す。

夏四月、使を遣はし遼に如く。

節を賀し兼て方物を献す。

秋七月、使を遣はし鴨綠江に如き疆場を審定す。

遼の東京より移牒し、鴨綠以來の疆場を治せんことを請ふ、中樞使柳洪等を遣はし、邊使を同く地分を審定し、未だ定めずして還る、是より先き遼は鴨綠を過ぎて界と爲さんと欲し、保州城を江の東岸に置き、船橋を設く、屢ば毀破せんことを請ふも聽かず是に至り使を遣はし之を請ふ、承宣朴寅亮表を撰び曰へる有り、普天の下既に王土王臣に非ざる莫く、尺地の餘何ぞ必ず我疆我理と曰はん、汝陽の舊田に歸り弊邑を撫綏し、長沙の拙袖を回し昌辰に抃舞せんと、遼主之を覽て其事を寢む。

李通を以て門下侍郎平章事と爲す。

八月朔、日食有り、冬十月彗星見ゆ。

十一月、遼使を遣はし來聘す。

〔丙辰〕三十年の宋熙寧九年○遼大康二年

春正月朔、日食有り、夏四月、遼使を遣はし哀を告ぐ。

時に遼の太后殂す、王、素服して百官を率ゐ、詔を迎へ哀を擧ぐ。

使を遣はし遼に如く、奔慰し且つ葬に會な也。

秋八月、使を遣はし宋に如く。

勅を賜ふを謝し且つ方物を献す。

冬十一月、漁獵を禁す。

至日に王、制を下して曰く、一陽布氣して萬物は生を懷ふ、宜く含養の期を加へ性を  
遂るを致す可し、其れ州府郡縣に令し人の漁獵するを禁せよ、令に違ふ者を之を罪せ  
ん。

官制を改む。

増減有りと雖、皆な成宗の舊を襲ふ。

〔丁巳〕三十一年○宋熙寧十年○遼大康三年。

春三月、王、興王寺に幸す。

新に成る金字華嚴經を轉す。

夏五月、門下侍中李迥卒す。

侍中を拜し是日卒す。

秋八月、安興亭を洪州に勅す。

太府少卿李唐鑑言ふ、中朝の使命往來するに、高嶺島稍は水路を隔て、船泊するに不  
便なり、請ふ洪州真海縣の地に一亭を置き、以て迎送の所と爲さんと、王之に従ふ、  
亭を名けて安興と爲す。

冬十一月、文正を以て參知政事とし、崔惟吉を守司空とす。

〔戊午〕三十二年○宋元豐元年○遼大康四年。

夏四月、祝壽齋を東林等寺に設く。

宋帝の節日なるを以て福を祈る也。

六月、宋、使を遣はし來る。

宋、諫議大夫安燾、起居舍人陳睦を遣はし詔を發し來り、王に衣帶彩段樂器金銀器等の物を賜ふこと甚だ多く、詔書擬論し特優さる、王適ま不豫なり、左右をして扶け出てしめ詔を受く、禮畢し太子は群臣を率ゐて陳賀し、東西の二京東北兩界の兵馬使八牧四都護皆な表賀す、時に宋と絶つこと久し矣、使臣の至るに及び舉國欣慶す、例贈せる衣帶鞍馬の外、贈る所の金銀寶貨米穀雜物算爲し、燾等の將に還らんとするや、載るに勝れず、得る所の物件を以て買銀せんことを請ひ、且つ日に供億の饌を減じて折價買銀する甚だ多し、呂端の使を奉じ往來してより後ち、人久く中華の使命を見ず、燾等の來るや、衆皆な風彩を想望す、而かも爲す所是の如し、國人唾して鄙む、王、表を附し之を謝す、是の後兩國の使价連歲往來す。

別錄、朱子曰く、神宗は高麗に結び、去つて共に契丹を攻めんと要す、高麗如何ぞ去るを得ん、契丹は自ら是れ大國なり、高麗は彼に朝貢す、如何ぞ敢て去つて他を犯さんや、又曰く、高麗は使を遣はし來る、朝廷は只だ他の使者に就き以て禮答し之を遣る、神宗は別に差するを要す可し、兩使去つて他の那裏に緣りて文を知らん、故に兩使は皆な侍從皆な是れ文人、高麗は自ら是れ臣屬の國なり、如何ぞ契丹に比し得ん、

契丹は自ら是れ敵國、又曰く、嘗て韓無咎の説を見るに、高麗入貢の時、神宗は其の進める先秦の古書及び進め來れる中に六經の會て焚けざる者有るを觀、神宗喜び即ち天下に頒ち行はんと欲す、王介甫は他の新經を壞らんことを恐れ遂に奏して云ふ、眞僞未だ知る可らず、萬一刊行し後ち他の欺く所と爲らば、豈に笑を夷夏に傳へざらんやと、神宗遂に止め、本も亦た傳らずと、某を以て之を觀るに、未だ必ず是の事有らず、蓋し高麗を招徠せる時に介甫は己に相位に在らず、且つ神宗は是れ甚ぞ次第剛明せん、設使ひ進む所に眞に契下三志六蚩有るも、介甫の能く之を止むる所ならんや、又た文昌雜錄の説に、高麗進む所の孝經、門(上下二句)記は眞に緯經、只だ是れ織緯の書、必ず進むる無し、先秦古書の事、但だ嘗て尤延之に聞くに云ふ、孟子の仁なる者は人也との章下に、高麗本は云ふ、義とは宜也、禮は履也、智は知也、信は實也合して之を言へば道也と、此説是に近し。

冬十一月、遼使を遣はし來聘す、

「己未」三十三年○宋元豐二年遼大康五年。

春二月、金梯を以て吏部尙書と爲す、夏六月朔、日食有り。

秋七月、宋、使を遣はし來る。

是より先き安燾等の歸るや、王は風痺を以て醫藥を請ふ、是に至り帝は翰林醫官邢慥等を遣はし、來つて病を看、兼て藥物數百種を賜ふ。

〔庚申〕三十四年○宋元豐三年遼大康六年。

春三月、使を遣はし宋に如く。

藥材を賜ふを謝し仍て方物を獻す、使還るや帝は勅に附し錫賚甚だ多く、又た醫を遣はし來る。

秋七月、薩摩州より使を遣はし來る。

薩摩州は乃ち日本の別部也。

王、西京に幸す、冬十一月朔、日食有り。

王、西京より至る、赦す。

十二月、東蕃亂を作す、中書侍郎文正等に命し兵に將とし討つて之を平ぐ。

蕃賊亂を作す、王、正を以て判行營兵馬使と爲し兵馬を領さしめ、崔爽廉漢李觀等をして步騎三萬に將とし、出でて定州に屯す、正は夜に乗じて道を分ち直に賊穴に趣き、

遲明に乃ち至り鼓譟地を震ふ、賊大に驚く、遂に兵を靡き奮撃し、三百九十餘人を斬り、渠帥三十九人を擒にし、部落十餘所を破り、得る所の牛馬器械數ふに勝ゆ可らず、捷奏す。王喜び將士に功を褒し職を陞す差有り。

〔辛酉〕三十五年○宋元豐四年○遼大康七年。

春正月、文正を封じて長淵縣開國伯と爲し、崔爽を吏部尙書と爲し、廉漢を兵部尙書と爲す。

夏四月、使を遣はし宋に如く。

秋七月、參知政事李徵望卒す、匡靖と諡す。

八月、西女眞の漫豆等來り投す。

禮賓省奏す、舊制に本國の邊民曾て蕃賊の掠る所と爲る、王に懷き自ら來る者と、宋人の才藝有る者との外は、黑水女眞の若き並に入るを許さずと、今漫豆等も亦た當に舊制に依り遣り還す可しと、禮部尙書盧且奏して曰く、漫豆等は無知の俗と雖、義を慕ひて來る、拒む可らざる也、宜く之を山南の州縣に處き以て編戶と爲す可しと、王之に従ふ。

冬十一月、遼使を遣はし來聘す。

十二月、復た辰を用ひ臘と爲す。

太史局奏す、臘日は己未より以來、宋曆に依りて戌の日を用るも、陰陽書に云ふ、大寒前後に近く先づ辰を得て臘と爲すと、我國は此日を用る久し矣、況や古史に、夏には嘉平と曰ひ、般には清祀と曰ひ、周には大蜡と曰ひ、漢には臘と曰ふと、其の稱は各異なるも、皆な以て歳の功を卒り、獵に因りて獸を取り、萬物を合聚し以て百神に報ゆ宜く壇に其法を變ず可らず、詳定施行せんと、制して可とす。

### 麗史提綱卷之五終

### 麗史提綱卷之六

〔壬戌〕三十六年○宋元豐五年○遼大康八年。

秋九月、王、温水郡に南幸す。

十月、温水（今溫陽）郡より天安府に幸す。

冬十一月、王、天安府より至る。

沿路の州縣に今年租税の半を賜ふ。

對馬島使を遣はし來貢す。

島は乃ち日本の屬邑也。

十二月、中書侍郎平章事金若珍卒す。

〔癸亥〕三十七年○宋元豐六年○遼大康九年。

春正月、李靖恭、崔爽を以て門下侍郎と爲し、並に同く平章事とす。

夏五月、太白晝る見ゆ、秋七月、王薨す太子位に即く、王、五月より不豫に是に至り疾篤

し、辛酉、遺詔して位を太子動に傳へ、遂に重光殿に薨す壽六十五、太子位に即く、王幼にして聰哲、長するに及び學を好み射を善す、志畧遠宏、寬仁にして衆を容る、凡そ聽斷する所復た遺忘せず、諡して仁孝と曰ひ、廟を文宗と號し景陵に葬る。

李氏齊賢曰く、顯德靖文は、父作し子述べ兄終へ弟及ぼし、首尾幾んど八十年、盛なりと謂ふ可し矣、而して文宗は躬から節儉を勤め、賢才を進用し、民を愛し刑を恤み學を崇び老を敬ひ、名器を匪人に假さち威權を近昵に移さず、戚里の親と雖功無けれ

ば賞さず、左右の愛も罪有れば必ず罰し、宦官給使は十數輩に過ぎず、内侍は必ず有功の能者を選びて之に充つるも、亦た二十餘人に過ぎず、冗官を省き而して事簡に、費用を節し而して國富み、太倉の粟陳々として相因り、家々給し人々足り、時に太平と號す。宋朝は毎に褒賞の命を賜ひ、遼氏は歳に慶壽の禮を講じ、東倭は海に浮んで琛を献じ、北貊は關を叩て塵を受く、故に林完は以て我朝賢聖の君と爲す也、獨り其の一畿縣を徙し一僧寺を作り、峻宇なること宮闕より侈り、崇構なること國都に侔し黄金を塔と爲し百物是れに稱ひ、殆ど將に蕭梁に比擬せんとす、而も知らず人の美を成さんと欲する者、斯に歎息する焉耳。

妃王氏を立て、后と爲す。

后は即ち順宗の子、平壤公基の女也。

### 順宗紀 名は勳、文宗の長子

使を遣はし遼に如き哀を告ぐ、八月、景陵に葬る、赦す。

冬十月、王弟連に太師中書令を加ふ。

王薨す、母弟國原公連立つ、

王少よ疾有り、廬に居りて哀毀し疾益す々篤し、乙未、母弟國原公連に命じ權に國事を總べしめ、是の日喪次に薨す壽三十七、宣惠と諡し廟を順宗と號し成陵に葬る、

國原公遺詔を奉じて位に宜政殿に即く。

李氏齊賢曰く、三年の喪は天子より庶人に達る、然れども其所謂る齊衰の服醴粥の食、顔色の戚哭泣の哀、四方來觀して悦ばしむる者は、滕文公より後未だ之を聞かざる也、順宗は文考の喪に遭ひ、哀毀して疾を成し四月にして逝けり、聖人の制に過ぐる所有りと雖、其の親愛の誠は則ち至れり矣。

十一月、赦す、使を遣はし遼に如き哀を告ぐ。

侍御史李資仁を遣はし喪を告げしむ、遼主は京館に入ること許さず、二君連逝す必ず他故有らんと詰問す、資仁曰く、國公夙に疾病有り加ふるに哀毀を以てし、遂に大漸に至れるなり、實に他故無し、願くは臣等を留め、使を本國に遣はし究問せよ、臣若し誣罔せば當に重罪に服す可しと、語甚だ功直なり、遼主乃ち引見して慰諭す。

妃李氏を立て、后と爲す。

妃は工部尙書碩の女也。

三年に一試の法を定む。

進士以下の諸業は、自今三年に一たび取るを許す。

### 宣宗紀 名は運、文宗の二子、順宗の母弟

『甲子』元年○宋元豐七年○遼大康十年。

春正月、切めて僧料を立つ。

僧自雙等奏す、九門山參學の僧徒は、請ふ進士の例に依り三年に一たび選ばんことをと、王之に從ふ。

夏四月、遼、使を遣はし來り吊す。

文順兩宗を吊し、兼て慰問を致す。

六月、東女眞興海郡に寇す、戍卒撃つて之を敗る。

秋八月、宋、使を遣はし來り吊す。

亦た各の文順兩宗を吊す。

『乙丑』二年○宋元豐八年○遼大安元年。

春二月、王、歸法寺に幸す、是より屢ば寺院に幸す。

三月、親ら魂堂を祭る。

王、文宗の魂堂に詣で寒食上巳の祭を行はんと欲す、有司は哭位無きを以て之を難す、王曰く、禮は當に宜に從ふ可しと、遂に法從を減じて往く、史臣曰く、臣たるの道は當に其惡を匡し其美に順ふ可し、王未だ制を終へずして、宋使と與に樂を宣ふ、有司以て言ふことを爲さず、魂堂に至るは乃ち朝夕に臨む所なり、有司獨り以て難を爲すは何ぞや。

秋七月、王、興王寺に幸す。

文宗の大祥なるを以て行香する也。

按するに、麗代は凡そ先忌に遇へば、率ね多くは福を寺院に薦む、甚だ謂れ無き也、況や終祥の禮、遷祔の擧は、禮の大節也、願つて乃ち之を有司に付し、而して躬ら佛に詣りて緇髡の徒と雜然として事を行ひ、以て私福を祈る、豈に大謬に非ず哉。

八月、使を遣はし宋に如く。

時に神宗崩じ哲宗位に即く、戸部尙書金上錡等を遣はし、奔慰し且つ登極を賀す。

冬十月、文宗を太廟に祔し、十一月、順宗を太廟に祔す。

遼、使を遣はし王を冊し、且つ別に使を遣はし落起復す。

此後ち新王立つ毎に、必ず落起復使有り。

『丙寅』三年○宋元祐元年○遼大安二年。

春二月、王、王太后を上冊す。

乾德殿に御し中外の賀を受け、群臣に宴を賜ふ、祖宗より以來冊禮多く廢す、是に至り之を復す。

王妹積慶公主を以て王弟扶餘候濼に適ぐ。

是より先き王弟恚惜愴等上書して同姓を娶る可らずと諫む、王従はず。

崔氏溥曰く、聖人禮を制して同姓を娶らざるは、其別を厚くする所以也、新羅の初め習俗鄙野にして、堂従の親を娶り恬として耻るを知らず、唐に事ふる以後漸く禮義を識り、同姓を娶るは禮に非ざるを知れり、則ち乃ち孟子の例を援き、姓氏を變易して敢て非禮を行ふ、其失や甚し矣、高麗の家法は、特に堂従のみに非ず、姉妹と雖亦た

避けず、三綱正しからず夷狄の風有り、皆な外親に假り姓と爲し、之を以てして群下に示し上國に聞し、宗廟社稷の祀を奉ず、當時の群臣之を諫止する莫し、幸にして恚等慨然として論例するも、王採納せず、同く禽獸に流れて辭せざる也、豈に深く惜む可らず哉。

大赦す。夏四月、親ら太廟に禘す。

李靖恭を以て門下侍中と爲し、金良鑑を門下侍郎と爲し、柳洪王錫を中書侍郎と爲し、並に同く平章事とす、赦す。

禘饗の故を以て曲げて赦す也。

按するに赦なる者は、偏枯の物なり故に曰く、君子の不幸にして小人の幸也と、古の明君哲辟は斯に慎重せざる莫きは、蓋し是が爲め爾、麗氏は歳として赦せざるは無く、或は歳に且つ再三す焉、其の意義無きも甚し矣。

六月、詔を下して言を求む。

王、變怪屢ば作るを以て、教を下し言を求む、群臣事を言ふ者多し、王、群臣の封事に多く俗尙侈靡の弊を言ふを以て、有司に令し先王の典禮に據り、凡そ衣服車馬の品



制を斟定以聞せむ。

秋七月、德宗王后金氏薨す。

冬十一月、王、法王寺に幸し八關會を觀る。

王、法王寺に幸し遂に神衆院に幸す、大雪し宴に侍する群臣皆な沾濕す、夕に及び將に還らんとするや、天霽れ月明かなり、王、盤を昌德門外に駐め更に宴を設けんと欲す、諫議金上琦李資仁等之を諫め乃ち止む。

王弟釋煦、宋より還る。

初め煦は宋に入り法を求めんと欲す、文宗許さず、王の位に即くに及び潛に商舶に隨つて宋に入る、帝引見し待つに客禮を以てす、煦、遊方して法を問はんことを請ふ。帝詔して員外郎楊傑を以て館伴と爲し、遊覽して吳中の諸寺に至る、王上表して送つて國を還さんことを請ふ、帝許し煦は東に還る、煦還りて禮成江に至るや、王は太后を奉じて出で迎ふ、儀導の盛なる前きに未だ有らざる所なり、煦は釋典及び經書一千卷を献す、又た奏請して書を遼宋日本より購ひ四千卷に至り、悉皆刊行す。

『丁卯』四年○宋元祐二年○遼大安三年。

春正月、使を遣はし遼に如く。

是より先き遼は鴨綠江に將に權場を起さんと欲す、故に奏して之を罷めんことを請ふ。遼聽かず、是に至り又使を遣はし之を罷めんことを請ふ。

四月、中書侍郎王錫卒す、五月、金行瓊を以て門下侍郎平章事と爲す。

秋八月、王、西京に幸し、冬十一月、王西京より至る。

十二月、崔奭金良鑑を以て守太尉とし、柳洪を守司空とす。

『戊辰』五年○宋元祐三年○遼大安四年。

春正月、遼、使を遣はし來聘す。夏四月旱す。

王、百官を率ゐて南郊に如き再雩し、六事を以て自ら責め、膳を減じ樂を徹し、露坐して政を聽く。

五月、海溢る。

是より先き久く雨ふらず、是に至り風雨暴に作り、海水漲溢し、沿江の民舍漂溺計ふに勝ゆ可らず、禮成江尤も甚し。

秋九月、使を遣はし遼に如く。

更に榷場を罷めんことを請ふ、遼主之を許す。

魏繼廷を以て御史中丞と爲す。

時に王は嬖幸萬春の爲めに第を起て壯麗なり、繼廷奏す、萬春は上意を誑惑し百姓を勞役す、請ふ之を毀たんと、報せず、後ち内宴に酒酣なるや、王は繼廷に命じ起つて舞はしむ、辭して曰く、自ら伶人有り何ぞ臣が舞ふを用ひんと、王強ゆるを得ず乃ち止む、其の事に遇ふて蹇諤撓まざる此に類す。

「巳巳」六年○宋元祐四年○遼大安五年。

春正月、倉穀を發し佛寺に施す。

新興倉の粟を發して京城の諸佛寺に施し、齋を設け福を祈る。

夏四月、隕霜す、冬十月、國清寺を創す。

太后の創する所也。

十一月朔、日食有り。

「庚午」七年○宋元祐五年○遼大安六年。

春正月、普濟寺の水陸堂火く。

是より先き嬖人崔七謙は宋に入りて水陸儀文を得、王に請ふて此堂を作り、功未だ畢らずして火く。史臣曰く、天其れ或は嬖佞の君に媚ひ寵を徼るを警むる乎、昔し梁の武帝は同泰浮屠を營み、甫めて畢るや災す、天人の感應する古今一也、世の浮屠の説に惑ふ者以て鑑む可し矣。

二月、柳洪を以て門下侍郎と爲し、崔思齊を中書侍郎と爲し、並に同く平章事とす、(思齊は惟善の子也)

三月、新興倉災く。

戊子夜る大に震電し、新興倉災し蓄積焼け盡し、飛烟空を蔽ふ、而も民屋に損する者無し、御史臺は日官を詰つて曰く、何ぞ火災の兆を言はざると、日官吳相曰く、去年火星は天圜を守る、具に以て本局に報せるも、知事崔士謙は抑へて奏せずと、是に於て士謙を黜け、又た弘圓國清兩寺の役徒を罷む。

秋七月、使を遣はし宋に如く、冬十月、王、三角山に幸す。

太后を奉じて諸寺を遊遍す。

十一月、王、三角山より至る、赦す。

十二月、遼、使を遣はし來聘す。

蕃賊昌州に寇す、守將撃つて之を敗る。

『辛未』八年○宋元祐六年○遼大安七年。

春正月、群臣を乾德殿に宴し、各の厩馬を賜ふ。

夏四月、中樞副使李資仁卒す。

資仁は子淵の孫也。

門下寺郎平章事鄭惟産卒す、貞順と諡す。

五月、太白天を經る、色赤くして搖き十七日にして滅す。

秋七月、尙書佐僕射盧且卒す、匡獻と諡す。

八月、中書侍郎崔思齊卒す。

思齊は文を以て名を當世に行ふ、良平と諡す。

九月、七十二賢の象を國子壁上に圖す。

禮部奏す、國學の壁上に七十二賢の象を盡き、其位次は宋の國子監讀する所の名目次

第に依り、其章服は皆な十哲に倣はんと、王之に従ふ。

冬十一月、門下侍郎平章事柳洪卒す。

洪は武人にして春秋左氏傳及び兵家の秘訣に精し、國に虞疑有る毎に、寤寐精思して右を引き策を決し、多く中る者有り、又た請ふて兵車を造り、以て不虞に備ふ。

十二月、門下侍郎李顏卒す、襄愼と諡す。

『壬申』九年○宋元祐七年○遼大安八年。

春三月、王不豫なり、文德殿に移御す。

内醫の藥を進むるや王忽ち感有り詩を作り、藥效得否何敢慮、浮生有始豈無終等の語有り、時に王は春秋鼎盛にして忽ち此作有り、見る者驚怪す。

秋七月、參知政事崔思諒卒す。

思諒は海州の人、冲の族也、儀表端雅、沈靜寡言、國鈞を兼り文柄を主り、名一時に重し、是に至り卒す、康敬と諡す。

八月、李子威を以て尙書右僕射と爲す。

初めて子威は宰相と爲り監校し、宋に入り表奏し誤つて遼の年號を書す、宋朝其の表を却く、是に由り責罷さる、數月ならずして内嬖に于謁し是職を拜するを得たり、時

人之を譏る。

王、太后を奉じて西京に如く、九月、王太后李氏西京に薨す。遼、使を遣はし生辰を賀す。

遼使王鼎毎夜獨坐して文を爲る、館伴崔思諷は計を以て其書を取り之を奏す、乃ち諫疏也、其疏に遼主を諫めて、太平日久くして武備を修せずと。又大宋が南夏を伐つ事を言ふ、王、思諷か擯接の能を嘉し、詔して之を褒す。

冬十月、王、西京より至る、十一月太白天に經る。

〔癸酉〕十年○宋元祐八年○遼大安九年。

夏四月、門下侍中致仕文正卒す。

貞獻と諡し、後ち宣宗の廟庭に配享す。

五月、邵台輔を以て中書侍郎平章事と爲す。

秋七月、使を遣はし宋に如く。

是より先き使臣李資義等の還るや、帝、古今の書籍數千卷を賜ふ、是に至り使を遣はし恩を謝す。

冬十二月、遼、使を遣はし來聘す。

〔甲戌〕十一年○宋紹聖元年○遼大安十年。

春正月、日傍に彗有り、二月赦す、(屢ば天變有るを以て也) 兵を閱す。

王將に兵を閱さんとす、御史臺奏す、兵は金也、木に克つ、春に方り盛徳は木に在り而して兵を閱せば恐らくは生氣に逆ふと、王聽かず。

夏五月、王薨す、元子昱位に即く。

閏四月壬辰王不豫なり、五月壬寅に延英殿に薨す壽四十六、王、聰慧恭儉博く經史を覽る、然れども遊幸度無く多く寺塔を勅す、天怒り民怨み災異屢ば興る、元子昱は遺命を奉じ位に重光殿に即く、時に年十一、王に諡して思孝と曰ひ廟を宣宗と號し陵を仁陵と曰ふ。

李氏齊賢曰く、詩なる者は志の之く所、心に在りては志と爲り言に發しては詩と爲る宣宗か文德殿の餌藥詩を觀るに、趙孟か視蔭愒日の語に類する有るは何ぞ哉、趙孟は列國の卿なり、其れ語を偷むは君子尙ほ之を譏る、况や王者をや、宣宗の聰明好學を

以てし、非聖の書を讀ます而して苟且の意無くんば、明良贊載の歌は則ち尙し矣、大風慷慨の作何ぞ遽に若かさらんや、三年に及ばずして遂に群臣を棄つ、嗚呼。

仁陵に葬る、(凡そ十三日にして葬る)六月、母李氏を尊んで太后と爲す。

王、幼弱にして萬機を決する能はず、太后制を稱し、凡そ軍國の大事咸な決を取る焉。

邵台輔、子威を以て並に門下侍郎平章事と爲し。

大赦す、冬十一月、國老を饗し物を賜ふこと差有り。

十二月、遼、使を遣はし來る。

先王を祭るを致し、兼て新王を慰む。

### 獻宗紀 名は昱、宣宗の長子。

「乙亥」元年○宋紹聖二年○遼壽隆元年。

春正月朔、日傍に彗有り。

太史奏す、日傍に彗有り、近臣亂れ諸候叛かんと欲する者有らんと、王幼冲にして修

省することを知らず、只だ内醫三四人を引き方書を討問し、時に書畫を習ふ而已。王國髦を以て權兵部尙書事とす。

時に議者は王室微弱にして權は武臣に歸するを以て憂と爲す。

夏五月、太后、玄化寺に如く、宣宗の小祥齋を設る也。

柳奭を以て判三司事と爲し、李預を政堂文學と爲す。

秋七月、太廟に饗す。

王、亮陰に居り而も圓丘方澤、宗廟社稷、及び凡そ祀典に載る者は祭を擧げざる無し李資義亂を謀り誅に伏す。

資義は子淵の孫、迺の子也、初め宣宗は思肅太后を納れて王を生み、又た迺の女を納れて元信宮主と爲し漢山候昚を生む、資義は宮主の兄也、王が幼弱にして萬機を聽決する能はざるを以て、謀つて昚を立てんと欲し、兵を禁中に聚め將に大事を擧げんとす、雞林公熙は密に其計を知り、平章事邵台輔に謂つて曰く、國家の安危は宰相に係る、今や事急なり矣、公其れ之を圖れと、台輔乃ち上將軍王國髦をして兵を率ゐり衛らしむ、國髦は壯士高義和に令し資義を宜政門内に斬り、其の黨閹門祇候張仲等

十七人を誅し、平章事李子威等五十餘人を南裔に流し、賊黨の妻子を没して奴婢と爲す。

邵台輔を以て判吏部事と爲し、王國髦を判兵部事とす。

國髦病んで事を視ず、而も威朝廷に振ふ。

八月、王叔雞林公熙を以て中書令と爲す。

百官邸に就きて陳賀す。

冬十月、王、位を遜る雞林公熙立つ。

時に雞林公熙は威望日に隆し、己巳、王は制を下して曰く、朕、年幼冲に當り體も亦た羸弱にして、邦國の權を撫す能はず士民の望を塞ぎ、陰謀横議交も權門に起り、逆賊亂子屢ば内寝に于む、斯れ皆な涼德の致す所、常に君たるの難きを念ふ、竊に見るに大叔雞林公は曆數躬に在り、神人手を假せり、咨爾ち有衆奉じて丕圖を篡せしめよ、朕は當に後宮に退居し、殘命を全くするを獲んと、乃ち近臣金德鈞等に命じて雞林公熙を宗邸に迎へ即ち位を禪り、雞林公位に即き、王は後宮に退居し其後ち二年にして卒す、諡して懷殤と曰ひ隱陵に葬る、睿宗の位に即くに及び改めて恭殤と諡し、

廟を獻宗と號す。

李氏齊賢曰く、禹の子に傳へて慮を爲し、後世遺腹を朝に植む、委裘して天下動かざる者は、分素も定まれば也、顯の三子兄弟相傳へ以て順に及び、順は喪に居り哀に過ぎ天折して嗣無きを以て、而して宣に傳ふ、宣薨じて太子嗣ぐ、是を獻宗と爲す、國人見聞に習熟し乃ち謂ふ、宣に五弟有り而して縑子を立つと、是を以てして罪を歸す、何ぞ思はざるの甚しきや、唯だ周公を親に得ずして、博陸を臣とし委任して政を輔けば、其危く且つ亂れんこと翹足して待つ可き也、後世不幸にして遺大し艱に襁褓の中に投ずる者有らば、此を以て戒と爲す可き哉。

按するに、獻肅が授受の際は、東史に只だ其の雍容揖遜の美を載せて、略ぼ凌逼脅制の狀に及ばず、然れども愚が見る所を以てせば、多く疑ふ可き處有り、蓋し獻は幼冲なりと雖、亦た年は髫髻を過ぎて既に是れ當に立つ可きの主なり、名位己に定まれり安んぞ一朝にして大寶を將つて輕々しく以て人に與ふの理有らんや、肅宗は地通り望尊く、既に資義を誅し王邵の徒に締結し、一國の威權をして盡く歸せしむ、則ち獻宗は禪を欲せずと雖、固と得可らざる也、肅宗の篡奪するに非ずして何ぞや、肅宗翌年

にして獻宗即ち薨す、此れ尤も疑ふ可き處也、然らずんば恭殤の諡獻廟の號は、豈に睿宗の時を待たん乎、益齊の史斷は固り敢て盡言せざる處有るも、而も言外の意亦た勢推す可し、此れ正に活看の處也。

元信宮主李氏及び漢山候昉を慶源郡に流し、並に其兄弟を流す。  
永寧府を罷む。

初め獻宗幼弱にして太后は制を稱し永寧府を立つ、是に至り有司奏して之を罷めんことを請ふ、王之に従ふ。

使を遣はし遼に如く。

左司郎中尹璿等を遣はし、前王の表を奉じて遼に如き、其の病んで政を視る能はず、位を新王に傳ふるの意を陳べ、兼て新王攝位の表を上る。

邵台舖を以て守太尉門下侍中とし、金上琦を守司徒門下侍郎とし、柳爽を守司空とし、林槩を中書侍郎平章事とす。

王弟朝鮮公燾に食邑を加へ、百官に爵を賜ふこと差有り、其餘等を躡む官を遷す者數百人、工商皂隸も亦た顯職を超授さる者有り、有司敢と言はず。

參知政事王國髦卒す。

景烈と諡し後ち肅宗の廟庭に配享す

十一月、赦す。

民の年八十以上、孝順義節饒寡孤獨諸色軍人に物を賜ふこと差有り、今年租税の半を減す。

十二月、尹璿等遼より還る。

遼主回詔して曰く、昱は己に章表に附陳し、沈痾に染むと謂ふ、卿復た闕庭に申奏す重務を權知し勅順を勉思せよ、姑く用つて允従すと。

宋史を按するに、元祐三年戊辰閏十二月、高麗王堯卒す、叔父熙嗣と書し、又た紹聖二年乙亥冬十月、高麗王昱疾ひ有り、遼に其の子順に命じて國事を權知せしむと書し、四年三月に、高麗王昱卒す、子の顒嗣と書せり、此れ本史と大に相逕庭せり。

肅宗紀 名は熙、後ち名を顒と改む、文宗の第三子

順宗の母弟。

『丙子』元年○宋紹聖三年○遼壽隆二年。

春三月、奢侈を禁ず。

王、内外の時俗好んで奢侈を行ひ、紀極有る無きを以て、教を有司に下して等級を明定し、仍て御史臺に令して糾察せしむ。

二月、前王出で興聖宮に居る。

夏四月、隕霜す。

中書省奏す、三月以來時令違好し、水結んで氷と爲り降霜は物を殺せり、易傳に曰く誅罰理を絶てば厥の災は霜を隕す、又云ふ、兵を興し妄に誅す茲を亡法と謂ふ、厥の災は霜を降し夏に五穀を殺すと、頃ごろ幼君は疾に寝ね聽斷明かならず、母后は政を攝し滯惑して度を失ひ、兇人をして間に乘じ亂を謀らしむるを致す、是に由り大に誅戮を行ひ党類を遣さず、而も事に情を原ねず、囚繫の中に必ず非罪有り、怨氣天地に塞がり和氣變じて災沴を爲す、乞ふ有司に令し、凡そ疑獄の是非未だ定まらざる者は促して決正しめ、冤濫なからしめ、其告ぐる所實に非ざれば、悉く反坐せしめ、以て天戒に答へば、則ち人情胥に悦ひ災變は福と爲らん矣と、王之を納る。

六月、宣宗を太廟に附す。

景宗の神主を榮陵に遷す。

近親の婚嫁を禁ず。

小功以上生む所を娶る者は、仕路に通ずるを許さず。

按するに。孔子曰く其身正しからざれば令すと雖行はれずと、天下の化は未だ上よりして下行せざる者有らざる也、麗代の君は躬ら夷狄を行ひ、姉妹を以て室と爲すに至り、而して其の之を國中に令しては、則ち乃ち小功親を娶るを以て禁と爲す、何ぞ其れ本末輕重の倒置せる乎。

秋七月、王、興王寺に幸す。

文宗の忌辰を以て道場を設る也。

八月、親ら國老を襲し、衣帛等の物を賜ふ差有り。

九月、參知政事朴寅亮卒す。

寅亮は文辭雅麗、南北朝に告奏表狀は皆其の手に出づ、文烈と諡す。

冬十二月、遼、使を遣はし來聘す。



〔丁丑〕二年○宋紹聖四年遼壽隆三年。

春閏三月、前王薨す。

壽十四、懷瘍と謚し隱陵に葬り、遼の東京に移牒して曰く、前王疾劇く、遺命して飾終の諸事は宜く儉約に従ふ可し、告奏を須る大朝を煩瀆せざれと、肆に遺命に遵ひ敢て使を遣はし哀を告げずと。

崔思諷を以て中書侍郎平章事と爲す、諷は冲の孫也。

秋七月、東女眞鎮溟に寇す、兵馬使金漢忠兵を遣はし撃つて之を敗る。

八月、彗星見ゆ。

彗、氏房の間に見ゆ、光芒天市垣を射る。

冬十二月、遼、使を遣はし王を冊す。

王に冊毛印冠冕車輅章服等の物を賜ひ、高麗王に封ず、王、冊を南郊に命く。

鑄錢官を設く。

王、錢法を行はんと欲し、遂に官を設け之を鑄さしめ、百姓に令し通用せしむ、平章事尹瓘の言に従ふ也、參知政事郭尙は不可と力言す、王従はず。

〔戊寅〕三年○宋元符元年○遼壽隆四年。

春三月、太子府を立て官屬を置く。

是より先き延德宮主柳氏は元子候を生む、是に至り王は教を下して太子府を立て、師傅賓客等の官を置く、百官上表陳賀す。

秋七月、使を遣はし宋に如く、嗣位を告る也。

冬十月、太廟に裕享し、赦す。

州郡今年租税の半を減す。

刑部奏す、獄空しと。

宰相邵台輔等表賀す。

使を遣はし遼に如く、冊封を謝する也。

〔己卯〕四年○宋元符二年○遼壽隆五年

春二月、金上琦を以て守太傅と爲し、黃鑾を中書侍郎平章事と爲す。

宋詔して士を遣はし資貢するを許す。

按するに、事は宋史に見ゆ。

別錄、或は問ふ高麗の風俗好きや、朱子曰く、終に蠻夷の風を帯ぶと、後來子弟を遣りて辟雍に入れ、及第して歸る者甚だ多し、嘗て先人の同年小録を見るに、中に賓貢なる者有り、即ち其の貢する所の士也、(賓貢の二字は更に攷證を須つ)當時宣賜幣帛の外に又た介甫新經三十本を賜ひ、盛るに黒函黃帕を以てす、其外得る者皆な之を寶藏すと。

三月、延德宮主柳氏を冊して妃と爲す。

妃は門下侍中洪の女也。

夏五月、門下侍中致仕李靖恭卒す。

後ち宣宗の廟庭に配享す。

秋九月、王、楊州に幸して宅都の地を相す。

是より先き衛尉丞金謂碑上書して、都を南京に遷さんことを請ふ、其畧に曰く、道詒記に云ふ、高麗の地は三京、松岳を中京と爲し、木覓壤を南京と爲し、平壤を西京と爲し、十一月より二月に至る中京に住し、三月より六月に至る南京に住し、七月より十月に至る西京に住さば、則ち三十六國來朝せんと、又云ふ、開國後百六十餘年に木

覓壤に都すと、臣謂へらく、今の時は正に新京に巡住の期なり、今や國家に中京西京有り、而して南京闕く焉、伏して望むらくは、三角の南木覓の北に於て都城を建立し時を以て巡住せんことをと、是に於て日者等從つて之に和す、王、日官等に令し南京を建ることを議さしむ、是に至り王は王妃及び元子兩府の群僚を率ゐて三角山に幸し、仍て楊州に至りて宅都の所を相す。

冬十月、王、楊州より至る。

使を遣はし遼に如き、元子の冊命を賜はんことを請ふ。

十一月、弟蒸を京山府に流す。

睿宗七年に又た罪を以て巨濟島に移配し、卒す。

『庚辰』五年○宋元符三年○遼壽隆六年。

春正月、子の悞を冊して王太子と爲す。

三月、崔思諷を以て門下侍郎平章事と爲す、夏四月朔、日食有り。

六月、使を遣はし宋に如く。

是より先き宋の明州牒報す哲宗崩すと、是に至り使を遣はし吊慰し、且つ新皇帝の登

極を賀す。

秋七月、天狗地に墮つ、乾方に墮ち聲雷の如し。

九月、使を遣はし遼に如く。

是年遼は使を遣はし來諭し、將に元子を冊命せんとす、王、李載を遣はし之を謝す、是より先き遼使王萼は興王寺の小鍾を見て歎美し曰く、我朝に未だ有らざる所也と、釋煦は皇帝に獻せんことを請ふ、萼曰く可なりと、煦は金鍾二座を鑄て遼に獻せんことを請ひ、遂に屬載し先づ其意を奏す、遼主は、萼が使を奉じ妄に求索する有るを以て、加ふるに峻刑を以てし、其鍾を獻する勿れと。

按ずるに、契丹の高麗を待つこと肅々乎として猶ほ交隣の道有り、王萼が一金鍾を納むるを許せるは、使臣の體を失ふと雖、亦た大害に至らず、而も尙ほ峻刑を加ふ、其の交隣防閑の嚴なること是の若く截然たるは何ぞや、蓋し高麗の契丹に事ふや、徐熙、姜邯贊諸人の如き有り、奇を出だし勝を制し、先づ其兵を被りて後ち交聘を許せり、故に敵敢て侮を加へず、而して後世其利を蒙れり、夫の季葉に蒙古に臣事するに逮びては、則ち我に在りて自強の勢無く、而して惟だ稽首屈膝を以てし姑息免るゝを圖る、

故に蒙古の我を待つも亦た僕妾奴隸の若く然り、一使の來る毎に靈索萬端し舉國騷然たり、蓋し亦た自ら之を取れる也、然らば則ち後の不幸にして強隣勁敵に遇ふ者は、自ら治めて自強せざる可けんや。

冬十月、遼、使を遣はし太子を冊封す。

王、太子と與に冊を南郊に受け使を遣はし之を謝す。

『辛巳』六年○宋建中靖國元年○遼乾統元年。

春二月、參知政事愼修卒す。

修は宋の人也、頗る學識有り、尤も醫に精し、恭獻と諡す。

夏四月朔、日食有り。

先賢を國子監に従祀す。

國子監奏す、文宣王廟の左右廊六十一子二十一賢、請ふ之を従祀せんと、王之従

使を遣はし遼に如く。

是より先き遼は使を遣はし道宗の訃を告ぐ、是に至り使を遣はし吊慰し、且つ葬に會

す。

大雪す、王、日月寺に幸す。

金字經の成るを慶する也、既に畢り王は后妃太子と與に寺後の岡に登り、酒を置き樂を爲さんと欲す、御史臺奏して曰く、時方に盛農にして旱魃災を爲せり、若し此に樂酒せば、百姓孰れか殿下は民の憂を憂ふと謂はんやと、王乃ち止む。

錢を行ふを太廟に告ぐ。

鑄錢監奏す、國人始めて錢を用るの利を知り、皆以て便なりと爲す、乞ふ宗廟に告げんと、之を許す、是年亦た銀瓶を用つて貨と爲す、其制は銀一斤を以て之を爲り、本國の地形を像し、俗に濶口と名く、六月詔して曰く、金銀は天地の精國家の寶也、近來奸民は銅に和し盜鑄す、自今銀瓶を用ひ皆な標印し、以て永式と爲し、違ふ者は重く論せよと。

秋八月、靜州の軍營を罷む。

都兵馬使奏す、遼の東京より移文し、靜州關内の軍營を罷めんことを請ふ、頃ろ大安中に在りて、遼は鴨綠江に亭子及び權場を置かんと欲せるや、我朝は使を遣はして罷め

九月、南京を勅し都監を置く。

んことを請ひ。遼帝は之に従へり、今亦た宜く其請に従ふ可しと、制して可とす。

平章事崔思諷、任懿尹璣等に命じ基を相し都を創さしむ、思諷等奏すらく、臣等蘆原驛海村龍山等の處に就きて山水を審視するに、都を建るに合せず、唯だ三角山面嶽の南は、山形水勢古文に符合せり、請ふ此地に於て形に隨ひ都を建てんと、制して可とす、中書門下又奏す、新に南京を作らば、請ふ或は山に依りて勢を取り、或は水に約して形を表し、先だつに山水の形勢に従ふを以てし、東は大峯に至り南は沙里に至り西は岐峯に至り北は面嶽に至るを界と爲さんと、王之に従ふ。

冬十二月、魏繼廷を以て中書侍郎平章事と爲し、李頰を參知政事とす。

『壬午』七年○宋崇寧元年○遼乾統二年。

春二月、平章事金先錫上表して老を請ふ。

國制に年七十に滿る者は、例して官に在り政に従ふを得ず、年未だ滿たすと雖上表して老を請へば、則ち多く閑退するを得。

夏四月、東女眞の會長盈歌、使を遣はし來朝す。

盈歌は即ち金の穆祖也。

六月、上帝を禁中に醜る。

數年より以來虫有り松を食し、始め西山に出で白州兔山等の所に延及す、是歲尤も甚し、王、教を下し躬を責め刑を恤み、群臣を率ゐて上帝を禁中に醜り、配するに太祖を以てし之を禳ひ、又た卒を發して松岳の松虫を捕へしむ。

按ずるに禮に天子は天地を祭り、諸侯は封内の山川を祭ると、故に郊享の禮は惟だ王者のみ之を行ふを得、然らば則ち麗氏の圓丘方澤を立るは、亦た己に僭なり矣、況や虫を禳ふの故を以て、乃ち敢て上帝を宮掖の中に私享し、而して之に配するに祖を以てするをや、其の禮分を僭む神明を慢る己に甚く、亦た禮の中を失ひ又た禮を失ふ矣、昔し季氏の泰山に旅すや、孔子之を責め、以て神は非禮を享けざるを明かにせり、嗚呼曾て上帝は泰山に如かずと謂ふ乎。

宰相國學を罷めんことを請ふ。

邵台輔等奏す、國學に士を養ふは、糜費費られず、實に民弊と爲す、中朝の法は以て我國に行ひ難し、請ふ之を罷めんと、王報せず。

史臣曰く、庠序學校は人倫を昭掲し國脉を培養する所以也、故に上古以來、王宮國都より閭巷に至るまで學有らざるは莫し、夷狄の陋と雖未だ之を廢する或らず、諸れを典籍に稽ふに、未だ糜費を以て學を罷むる者有らず、今ま台輔が學を罷めんとするの請は、窮巷の庸夫と雖敢て諸れを口に出さざる所の者なり、肅宗乃ち擢んで道を論じ邦を経するの位に置き、其の三たび表して老を請ふに及びて、盛に儒雅を稱して其請を允さずるは何ぞや、肅宗は己を立るの私恩に溺れて、相を擇ぶの公議に昧し、時に稱す肅宗は文を好むと、其の之を好むは豈に亦た心を章句の末に玩し、而して群臣と詩を賦し唱和する而已なる耶。

秋七月、王、西京に幸す。

寺刹に遍遊し舟を泛べて賞宴し、詩を賦し唱和し、后妃と與に興福寺の落成に幸し、沿途州郡に租税を免ざること差有り。

箕子祠を立つ。

禮部奏す、箕子の墳塋を求め祠を立て以て祭らんと。

崔氏溥曰く、箕子は朝鮮に封せられ、夷を變じて華と爲し以て禮義の國と成せるも、

歷代未だ能く祀典を擧る者有らず、幸に今や禮部建白して肅宗之に従ひ、墳塋舊ると雖廟貌惟れ新に、數千百載の墜典、一朝に備擧す。是れ嘉す可き也。

『癸未』八年○宋崇寧二年○遼乾統三年。

春二月、邵台輔を以て守太傅と爲し、崔思諷を守太尉とし、林幹を守司徒とす。

夏六月、宋、使を遣はし來る。

詔を賜ひ、衣帶弓矢鞍馬等の物を錫ひ、並に醫官牟介等四人を送り來る、本國の表請に従ふ也。

秋七月、東女眞の太師盈歌、使を遣はし來朝す。

是より先き本國の醫者有りて完顔部に居り善く疾を治す、時に盈歌の戚屬に疾有り、盈歌は醫に謂つて曰く。汝能く此病を治さば、則ち吾れ當に人を遣はし汝を郷國に歸す可しと、其人果して愈ゆ、盈歌は約の如く送つて境上に至る、醫者至りて王に言つて曰く、女眞の黒水に居る者は、部族日に強く兵益す々精悍なりと、王乃ち始めて使を遣はし、是より往來阻むず、盈歌既に蕭海里を破り、捷を王に報ず、王復た人を遣はし之を賀す、盈歌は其族弟斜葛を遣はし報聘す、王之を待つこと甚だ厚し、十二月、

盈歌又た使を遣はし貢獻す。

大將軍高文蓋等を南極に流す。

其の叛を謀り告げらるゝを以て也。

九月、崔思諷を以て門下侍中と爲し、林幹を門下侍郎と爲し、李頰を中書侍郎と爲し、並に同く平章事とす。

冬十一月、京城地震ふ。

『甲申』九年○宋崇寧三年○遼乾統四年。

春正月、東女眞多く來り降る。

一千七百三十餘人來り投ず。

門下侍郎林幹を遣はし、兵に將とし女眞に備ふ。

東女眞は盈歌烏雅東より相繼で酋長と爲り、頗る衆心を得、其勢ひ漸く横はる、伊位界上に連山(今長白山)有り、東海岸より崛起して我か北部に至り、險絶荒翳にして人馬度るを得ず、間に一徑俗有り俗に瓶項と謂ふ、其出入に只た一穴のみ有るを言ふ也、功を邀む者往々に獻議すらく、其徑を塞がば則ち狄人の路絶つ、請ふ師を出だし

之を平げんと邊將李日肅等奏す、女眞は虛弱なり、今を失して取らずんば後ち必ず患を爲さんと、内侍林彥も之を討たんと請ふ、直史館本永諫めて曰く、兵は兇に戰は危し妄に動く可らず、彥は無事の時に當り兵を用ひ釁を生せんと欲す、甚だ不可也と、王納れず、是に至り烏雅東は其別部と隙有り、兵を發し之を攻め、其騎兵來つて州の關外に屯す、王乃ち幹を以て判東北面兵馬事と爲し、宣政殿に御し鉄鉞を授け往きて之に備へしむ。

二月、林幹は女眞を攻め敗績す。

初め林彥は兵を出だすの議を主とす、李永以て不可と爲す、王聽かず、幹又た功を邀め教へざるの兵を引る、遂に定州城外に出で賊と戰ひ敗績し、死する者大半、惟だ樞密院別駕拓俊京は賊陣に入り賊將を斬つて還る、俊京は是に由り名を知らる、女眞遂に虛に乗じて定州宣德關城に闖入し、殺掠算無し、有司は幹及び兵馬使黃俞顯等が覆軍の狀を劾し、皆坐して罷めらる。

按するに女眞は未だ嘗て邊境に寇犯せず、而るに幹等は功を邀め輕々しく戰ひて王師を覆沒せり、此より兵連り禍結ぶこと六七年に垂んとし、生靈を殘害すること萬數に止

まらず、則ち幹等の罪は誅を容れざる有り矣、古より國家昇平無事なれば、邊帥功を貪り釁を夷狄に啓き、以て中國の多事を致す者比々之れ有り、故に宋璟は邊功を賞せず、其慮や遠し矣、此を以て之を觀れば、則ち假令ひ幹等戰勝つも、其功は固と其罪を掩ひ難し矣、其の軍を債く國を辱むるも、而も罷免に止まるは亦た獨り何ぞや。尹璩を以て東北面行營兵馬都統使と爲す。

王親ら鉄鉞を授け之を遣る。

三月、尹璩は女眞と戰つて利あらず、盟を結んで還る。

璩は女眞と戰ひ三十餘級を斬る、我軍陷沒し死傷する者半に過ぎ、軍勢振はず、遂に辭を卑くし和を講じ盟を結んで還る、王發憤し天地神明に告祝し、願くは陰扶を借り賊境を掃蕩せんことをと。

夏四月、遼、使を遣はし王及び太子に加冊す。

五月、南京の宮闕成る。

門下侍中致仕邵台輔卒す、忠謙と諡し後ち肅宗の廟庭に配享す。

秋七月、左僕射柳伸卒す。

仲は狀貌中人を踰ねず、而も膽量有り清謹を以て名有り、國家の都を南京に移さんと欲するや、宰執は皆以て可と爲す、仲獨り其不可を言ふ、凡そ國事を論ずるに悉く忠義を主とす、時論之を多とす、忠愼と諡す。

州郡に命じて酒食店を開く。

王、錢法の行はれざるを思ひ、鑄る所の錢一萬五千貫を以て、宰樞文武より軍人に至るに賜ひ、京城の左右に酒務を置き、又た街衢の兩傍に尊卑を論ずる勿く各の店舗を置き、以て錢を使ふの利を興し、又た民の貧にして用を興す能はざるを懼れ、故に州縣に令して米穀を出だし酒食店を開かしめ、民の貿易を許し錢の利を知らしむ。

王南京に幸す。

忽して南京に至る、凡そ事皆な日官の奏する所に依り、多く禮制に合せず、有司言ふ者有る莫し。

冬十月、王南京より至る、十一月、中書侍郎致仕金先錫卒す。

先錫は廉毅にして吏材有り、産業を事とせず、然れども年乞骸に方りても願戀して退かず、時議之を譏る。

十二月、魏繼廷を以て門下侍郎平章事と爲す、門下侍郎平章事崔思諫致仕す。

思諫は老を以て三たび表を上り退かんことを乞ふ、魏繼廷曰く、崔公官に在れば吾輩仰で山斗の如く、軍國の大事一に其言に従ふ、今若し老を告げば國政を奈何と、時に王は曲宴し其手を執つて曰く、卿若し退を告げば誰と與にか政を共にせん、朕は老を優し賢を重んず、従ふに忍びざる也と、對へて曰く、七十にして致仕するは禮也、臣耄せり矣、願くは閑を得以て餘齡を終へんと、王之を許す。

【乙酉】十年○宋崇寧四年○遼乾統五年。

春正月、王奉恩寺に如き、燃燈を觀る。

夏五月、西京に地鏡見ゆ。

龍徳部街路に地鏡見ゆるを凡數十歩、水の如くして影有り、宣宗の時再び此地に見ぬ月餘にして乃ち滅せり、是に至り又見ゆ。

秋七月、王西京に幸す、九月、王不豫にして西京を發す、冬十月、王道にして薨す、太子位に即く。

乙丑、王疾ひ大漸し金郊驛に次す、丙寅、夜る金郊を發して長平門外に至り輦中に薨す。



壽五十二、遲明に西華門に到り喪を發す、太子群臣哭踊し奉じて延英殿に入り、太子位に重光殿に即く、王幼にして聰慧、長するに及び孝敬勤儉、雄毅果斷博く經史を覽る、然れども遊幸頻數にして多く民弊を致せり、諡して明孝と曰ひ廟を肅宗と號し英陵に葬る。

李氏齊賢曰く、漢高は人を知るの明を以てして屢ば太子を易わんと欲し、而も代王の終に太平と爲るを知らず、天子之を邊郡に封す、唐の太宗の賢にして而も嗣を定る、克はず、卒に昏童を用ひ兇牝をして其孫を喙ましめ殆ど盡く、然れども兩漢四百年天下に臨む者は、皆な孝文の裔也、唐三百年、中睿より昭哀に迄る皆な大帝の後也、此を用ふて之を觀れば、天也人に非ざる也、我が文考は十九子にして以て宗國を再興し、肅宗を髻齡の年に期し、而して藩候に由り大統を紹ぎ、智は以て難を定め、仁は以て平を底し、子有り孫有り繼々繩々し以て今に至り四百餘年なり、斯れ豈に天に非す乎。

英陵に葬る、(凡そ十九日にして葬る)使を遣はし遽に如き哀を告ぐ、母柳氏を尊んで王太后と爲す。

殿を天和と曰ひ、府を崇明と曰ふ。

十一月、魏繼廷を以て門下侍中と爲し、崔弘嗣、李頰を並に門下侍郎同平章事とし、尹瓘中書侍郎同平章事と爲す。

初め尹瓘は東邊より還り奏して曰く、臣、賊勢を觀るに倔強にして測り難し、宜く徒を休め士を養ひ以て後日を待つ可し、且つ臣の敗る所以の者は、彼は騎し、我は歩にして敵る可らざれば也と、是に於て建議して別武班を立て、文武散官吏胥より商賈僕隸及び州府郡縣に至るまで、凡そ馬有る者を神騎と爲し、馬無き者を神歩、跳蕩、槌弓、精弩發火等の軍と爲し、年二十以上の男子は、舉子に非ざれば皆な神歩に屬さしめ、四時訓練す、又た僧徒を選びて降魔軍と爲し、兵を鍊り穀を蓄へ以て再舉を圖る、會き肅宗薨じ遂に果さず、是に至り瓘は相を拜し、復た征伐の議有り。

民の惡銀惡米を用るを禁ず。

時に奸猾の流は法禁を畏れずして、或は沙土を以て米に和し、銅鐵を銀に交ね以て愚民を眩惑し、小民は是に由て貧困す、王、教を下し痛く之を禁ず。

宰相は獄の空しきを賀す。

時に狂獄を新經し大赦し。罪人皆放つ、而して御史臺は、獄空の二字を書して衢街に掲げ以て盛朝刑措くの美を示さんと請ひ、宰相は相率ゐて表賀す、識者之を譏。崔氏溥曰く、臺諫は人主の耳目なり、非違を繩糾するを以て職と爲す、宰相は人主の股肱なり、難を責め善を陳るを以て任と爲す、今乃ち詐を懷き佞を献じ、幼生を導きて驕心を啓く、當時宰相臺諫の人無きや知る可し矣、國に其人無くんば善治を欲するも得ん乎、此れ睿宗の治は、文其の實に過ぎ而して名を好むの失有る所以也。改めて懷殤王に諡す。

恭殤と改諡し、廟を獻宗と號す。

十二月、政堂文學鄭文卒す。

文の父倍傑は儒術を以て文宗に相たり、名當世に重んぜらる、文は其側室の子也、人と爲り恭儉朴訥、生産を事とせず居室僅に風雨を庇ふ、官に莅みて謹慎なり、刑曹に典すること十餘年、未だ嘗て妄に人の罪を出入せず、貞簡を諡す。

太白天を経る、大寧宮災す。

使を遣はし分つて郡縣に行く。

王、守令の廉謹なる者少く生民を殘害する多きを思ひ、教を下して名臣を分遣し、守令の賢否を巡察し殿最を嚴明にせしむ。

### 麗史提綱卷之六 終

### 麗史提綱卷之七

睿宗 紀 名は僕、肅宗の長子。

『丙戌』元年○宋崇寧五年○遼乾統六年。

春正月、彗星見ゆ。

西南に見ゆ、長さ十餘尺、月餘にして乃ち滅す。

遼、使を遣はし吊慰し、且つ起復を命ず。

東女眞、使を遣はし來朝す。

初め林幹の師を出すや、會長之訓等逆へて之を擊ち、我軍敗績す、是に至り之訓等は

關を叩きて款を納れ、使を遣はし來朝す、王厚く禮し之を遣る。軍法を申明す。

都兵馬使奏す、頃ろ東蕃の役に軍令嚴ならず、故に將帥は敢て力戰する無く、卒伍も亦皆な奔潰し、屢ば敗績を致せりと、遂に軍律十餘條を條上し之を申明せんことを請ふ、王之に従ふ、時に國家は東征の意有り、故に此舉有り。

王親ら神騎軍を閲す。

是より屢ば兵士を親閲し、且つ使臣を諸道に分遣して、軍卒を教習し壯勇を點選す。

二月、遼、使を遣はし來聘す。

即ち所謂る横宣使也。

三月、白虹日を貫く、谷州等に三年の租税を蠲く。

谷州(今谷山)峽溪(今新溪)等の縣民多く流亡す、故に按察使は之を除かんと請へり。

夏六月、延和宮主李氏を納れて妃と爲す。

是より先き宰輔は屢ば妃を納れんことを請ふ、王、喪制未だ終へざるを以て允さず、是に至り之を納る、妃は宣宗の女也、儀度淑麗甚だ寵有り、諱んで外姓を稱す。

旱す。

王、教を下し躬を責め言を求め、囚を慮り申禱す、是の日小雨す。

冬十月、王、開國寺に幸す。

肅宗の小祥を以て行香す、還りて路上に次し回望追慕し、涕泣之を久うす。

十一月、參知政事致仕郭尙卒す。

順顯と諡す、尙は質直なるも他技無し、平生家産を事とせず。

十二月、朔日有り。

『丁亥』二年○宋大觀元年○遼乾統七年。

春正月、門下侍郎致仕林槩卒す。

槩は清直廉謹にして大臣の風有り、元敬と諡す。

夏四月、思肅太后李氏を宣宗の廟に祔す。

是より先き宣宗は國原公と爲り、李預の女を納れて妃と爲す、幾くならずして卒す、其後ち又た李碩の女を納れて獻宗を生む、是を思肅太后と爲す、是に至り宣廟の配を議し、王は貞信を以て祔せんと欲す、諫官奏して曰く、貞信は國原公の妃と爲り年月

久しからず、思肅は嬪公府より以て踐祚に至る内助多きに居る、太子の統を繼ぐに及び、朝に臨み制を稱する者三年、獻宗位を遜るや、舊宮に退居し終に失徳無し、宜く思肅を以て陞し附す可しと、制して曰く、嫡庶の分は別たざる可らず、更に禮典を詳にし以聞せよと、諫官復た奏す、春秋の義に國君位に即き未だ年を踰わざれば、昭穆に列す合らずと、況んや后妃をや、請ふ思肅を以て配せんと、之に従ふ。

三角山の國望峰崩る、六月大寒し日氣冬の如し。

冬十月、尹瓘を以て元帥と爲し、吳延寵之れが副たり。

邊臣報す、女眞強梁にして邊城を侵突し、其會長は一葫盧を以て雉尾に懸け諸部に轉示し以て事を議す、其計ごと測り叵しと、王之を聞き重光殿の佛龕に藏する所の肅宗の誓疏を出し、以て兩府大臣に示す、大臣奉讀し涕を流して曰く、聖考の遺旨深切なる此の若し、其れ諸れを忘る可けんやと、乃ち上書して先志を繼がんことを請ふ、王猶豫して決せず、平章事崔弘嗣に命じ太廟に筮す、坎の既濟に遇ふ、遂に議を定めて師を出し、瓘を以て元帥と爲し延寵を之が副とす、瓘は慷慨し境を拓き耻を雪ぐを以て自ら任ず、延寵頗る以て疑ふを爲し、瓘に微語す、瓘慨然として曰く、公の我と與

にする微つせば、誰か能く萬死を出で以て國家の耻を雪がん乎、策已決せり矣又何ぞ疑はん焉と、延寵點然たり、諫議大夫金仁存上書して東征の不可を極言す、王聽かす仁存は一に縁と名く。

十一月朔、日食有り。

王、西京に幸し、尹瓘等を遣はし女眞を伐たしむ。

王西京に至り威風樓に御し、瓘等に鐵鉞を親授し之を遣る、延寵は東界に至り兵を長春驛に屯す、凡そ十七萬、二十萬と號す、兵馬判官崔弘正黃君裳等を分遣し定長の二州に入り、女眞の會長を給て曰く、國家將さに前日拘留せる蕃會等を放還せんとす、汝等來りて命を聽く可しと、遂に伏を設け以て待つ、會長等之を信じて來至する者凡そ四百餘人、之を醉すに酒を以てし、伏發し之を殲す、其中五六十人は疑を持して關に入らず、金富弼拓俊京等を遣はし道を分つて伏を設け、擒殺し殆ど盡く。

十二月、尹瓘等女眞を撃ち大に之を破り、吉州等の四城を築く。

瓘は自ら五萬三千餘人に將として定州大和門を出づ、中軍兵馬使金漢忠は三萬六千餘人を以て安陸の成を出で、左軍兵馬使文冠は三萬四千人を以て定州弘化門を出で、右軍

兵馬使金德珍は四萬三千餘人を以て宣德鎮を出で、船兵別監梁惟棟等は船兵二千六百人を以て道麟浦を出づ、璫は大乃巴只村を過ぐ、女眞は軍勢の甚だ盛なるを見て皆な遁げ走る、畜産野を蔽ふ、文乃泥村に至るや、賊は冬音城に入り保つ、璫は林彦崔弘正等を遣はし、精銳を率ゐる急に攻め破つて之を走らす、左軍の石城に到るや、賊は城に乗り拒ぎ戦ひ矢下ること雨の如く、諸軍前むを能はず、璫、兵馬録事拓俊京に謂つて曰く、日呉れ事急なり、爾は將軍李冠珍と與に之を攻む可しと、俊京曰く、僕嘗て罪を犯せるや、公は我を壯士と謂ひ請ひて之を宥せり、今日は是れ俊京が身を殺し報效するの秋也と、遂に石城に至り甲を擐し盾を持ち賊中に突入し、會長數人を擊殺す、是に於て璫の兵は左軍と與に合撃し殊死して戦ひ、大に之を破る、賊兵或は自ら巖石に投じて死し、老幼男女殲く焉、四軍凡そ斬首すること四千八百餘級、俘獲も亦た數千人、村落を破ること百餘所、使を遣はし捷を告ぐ、王大に喜び詔を賜ひ獎諭し、元帥以下に物を賜ふこと差有り、璫又た諸將を分遣し地界を畫定し、東は火申嶺に至り、北は弓漢伊嶺に至り、西は蒙羅骨嶺に至るに、英州(蒙羅骨嶺下に在り、今ま吉州に屬す)雄州(火申嶺下に在り、吉州に屬す)福州(今ま端川、吳林金村に在

り)吉州(弓漢伊村に在り)等の四城を築く、中書舍人朴景仁は書を璫に寄せて曰く、武功已に成り國威已に振ふ、宜く師を戢め以て萬全を圖る可し、更に深く賊地に入り城池を列置せば、今は己に成ると雖後ち恐らくは守り難からんと、璫用る能はず、後ち卒に其言の如し、景仁は寅高の子也。

東女眞多く來り降る。

會長鼻乙乃等三千二百餘人來り投ず。

『戊子』三年○宋大觀二年○遼乾統八年。

春正月、李氏を納れて妃と爲す。

妃は給事中資謙の女子淵の曾孫也。

二月、使を遣はし宋に如く、赦す。

王、太后に尊號を上り、因て大に恩典を推す。

女眞、雄州を圍む兵馬判官崔弘正撃つて之を敗る。

賊數萬騎來りて雄州を圍む、弘正は士卒を訓勵し士皆な憤を思ふ、遂に門を開き奮撃し大に之を敗り、八十餘級を斬り兵馬器仗等の物を獲ること算無し。

遼、使を遣はし王を冊す、王、冊を南郊に受く。

三月、女真英州を攻む、官軍撃つて之を却く。

璫、延寵は精兵八千を率ゐて瓶頂の小路を出づ、賊は伏を叢薄に設けて候ひ、璫の軍至るや急に之を撃つ、軍士皆潰れ唯だ十餘人を餘す、賊は璫等を圍むこと數重、延寵は流矢に中り勢甚だ危急なり、拓俊京は男女十餘人を率ゐる將に之を救はんことを、其の弟俊臣之れを止む、俊京曰く、爾は歸りて老父を養ふ可し、我は身を以て國に許す、義止む可らずと、乃ち大に呼びて陣を突き賊十餘人を殺す、會ま崔弘正李冠珍等山谷より兵を引き來り救ふ、賊は圍を解きて走る、追撃して之を敗る、璫等收めて英州に入る、璫、俊京の手を執りて曰く、自今我れ汝を視る猶ほ子の如くせん、汝我れを視る猶ほ父の如くせよと、制して閣門祇候を拜す、既にして賊の歩騎二萬來つて城南に屯し、大に呼び戦を挑む、璫、林彦と與に謀つて曰く、彼は衆我は寡にして勢ひ敵す可らず、但だ當に固守す可き而已と、俊京曰く、若し出で戦はずんば敵兵に増し、城中食盡き外援至らず、將に之を若何せんとする、今日死力を出だし以て戦はん願くは諸公城に登りて之を觀よと、乃ち敢死の士を率ゐる城を出で與に戦ふ、賊敗れ走

り、俊京は笛を吹き凱還す、璫等は樓を下り之を迎ふ、時に承宣王字之は公嶮鎮（今ま會寧府の北に在り）より兵を領して都督府に詣る、猝に虜兵に遇ひ與に戦つて利を失ひ、乗る所の馬を喪ふ、俊京又た勁卒を引き往きて救ひ之を破る。

拓俊京、女真の兵を吉州に敗る。

雄州の圍まるゝや、俊京に城中に在り、城中の人之に謂つて曰く、城守する日久く軍食將に盡きんとし外援至らず、公若し城を出で兵を收めて還り救はずんば、則ち城中の士卒恐らくは唯類無けん、俊京は士卒の破衣を服し城に縋つて夜る出で、定州に歸り兵を整へ、通泰鎮に道し也等浦より吉州に至り、賊に遇ひ與に戦つて大に之を敗る、城中の人感泣す。

尹璫、使を遣はし俘を献す、

璫又た咸州（今咸興）及び公嶮鎮等の城を築き、碑を公嶮に立て以て界と爲し、子の彦純を遣はし女真を平定せる告げ、表を奉じて賀を稱し、俘三百四十六口馬九十六匹牛三百餘頭を献す。

南界の民を徙して新築の九城に實つ。

璣既に英雄吉福威公嶮の六城を築き、又た宜（今德源）通泰平戎の三城を築き、諸軍に命じ皆な内城の材瓦を撤し以て之を築かしめ、南界の民六萬八千餘戸を徙し以て之を實つ、行營兵馬使金漢忠は不可を執つて曰く、如し外城未だ畢らずして猝に緩急有らば、内に完城無く民は將た何を保たん、元師命有りと雖吾は敢て従はずと、璣用る能はず、後ち竟に其言ふ所の如し。

夏四月、女眞は雄州を圍む、尹璣等凱還す、璣等に功臣の號を賜ふ。

璣等は凱還して景靈殿は詣り、復命して鉄鉞を還納す、王、文德殿に御し兩元帥を延見し、親く邊事を問ひ慰獎甚だ厚く、璣を以て門下侍中と爲し鈴平縣開國伯に封じ、延寵を尙書左僕射參知政事と爲し、攘寇鎮國功臣の號を賜ふ。

王親ら太廟に禘し、赦す。

兵馬副元帥吳延寵を遣はし雄州を救はしむ。

王、鉄鉞を授け之を送る。

五月、吳延寵は女眞を撃ちて之を破り、雄州の圍解く。

雄州の圍まるること一月、林彥崔弘正等は兵を分つて固く守り、與に戦ふこと日久く

人馬困乏し將に潰れんとす、延寵は文冠金陵王字之等をして、精銳一萬を率ゐ分つて四道と爲し、水陸俱に進み烏音志沙鳥の二嶺下に至る、賊先だつて嶺頭に據る、我兵先きを争つて急に撃ち、再戦して大に之を敗り四百八十餘級を斬る、賊遂に柵を焼きて遁ぐ、延寵は城に入り將士の撥兵を待たずして輒ち出で戦ひ、多く殺傷さるるを責め罰を施すこと差有り、凱還す、王、延見して宴を賜ひ以て之を勞す。

秋七月、兵馬元帥尹璣を遣はし復た女眞を伐つ。

女眞は其土地を失ひ寇擾して止まず、故に復た之を征す。

兵馬判官申顯、女眞を寧仁鎮に敗る。

顯は舟師を以て賊を寧仁（今永興）に撃ち、數十級を斬る。

八月、兵馬判官王字之、拓俊京等女眞を撃ち之を敗る。

俊京等は賊と咸英二州に戦ひ、三十餘級を斬る。

女眞吉州に寇す、兵馬判官庚翼等敗れ死す。

賊は吉州に寇す、翼は將軍宋忠朴懷節等と與に戦ひ敗死す、王、三人に官を追贈す。

九月、王字之、拓俊京は女眞を沙至嶺に敗る。

王、南京に幸す。

峯城縣（今ま波州に屬す）に次し、置酒して群臣を宴し、語つて庾翼等の戦死に及び泣下り襟を濡す。

冬十一月、王、南京より至る、十二月、遼、使を遣はし來聘す。

『己丑』四年○宋大觀三年○遼乾統九年。

春正月、女眞咸州に寇す、兵馬録事王思謹等敗死す。

二月、王、奉恩寺に幸し群臣を宴す。

燃燈會を設け宰樞を宴す、酒酣にして王は左右に舞を命ず、平章事金景庸等起つて舞ふ、承宣林彦伴り酔ひ退て曰く、東蕃未だ寧からず、忍んで舞ふ可けんやと、諫議大夫李載上疏して曰く、今や軍國多事に黎庶未だ安んぜず、上み兩弟を封するを以て數ば群臣と宴樂し、御史大夫崔繼芳に命じ燃燈の宴に舞はしめ、日高うして罷め、平章事金景庸に命じて舞はしむ、其れ禮を如何、且つ今や東蕃の攻戰未だ休まず屯兵去らず、近ごろ詐つて人を遣はし和を請ふや、國家は之を信じ使を遣はし遼に告げ其九城を還へさんと欲す、甚だ不可也と。

使を遣はし遼に告ぐ。

女眞を逐ひ九城を新築せるを告ぐ。

三月、兵馬判官許載等女眞を吉州關外に敗る、夏四月、副元帥吳延寵を遣はし復た女眞を伐たしむ。

尹瓘既に還り女眞侵掠益す々甚し、王、延寵に命じ復た之を征す。

日色赤くして光無し、禱兵齋を神衆院に設く。

宰樞をして各の米二石を出ださしめ、齋を設け以て兵捷を禱る、既にして尹瓘等に命じ遍く昌陵及び諸寺刹西南兩京祠院等の處に禱らしむ。

參知政事致仕孫冠卒す。

冠は性行清純朴古、文學を以て名有り、章簡と諡す。

東女眞は塞に款し和を請ふ。

五月、赦す。

王、將に肆赦せんとす、崔弘嗣等以て不可と爲す、王曰く、頃ろ左右固く請ふを以て兵を擧げ賊を討たしむ、今や賊類未だ殲ず、人民を侵掠し將卒は攻戍に疲る、國家の



急正さに今日に在り、肆赦し以て衆心を安んせんと欲す、卿等獨り何の心を以て不可と爲すやと、宰樞皆な慚懼して退く、乃ち教を下し大赦す。

按するに、睿宗は輕々しく師旅を動かし釁を外夷に結び、兵革相持し已に數年を過ぐ是時に當り凡そ以て措置施爲す可き者、必ず甚だ急なる者有り、而るに方に且だ祈禱肆赦等の事を以て第一の先務と爲し、其辭辨を震ひて宰輔を摧折す、而も崔弘嗣等顧つて一言する無くして退けり、蓋し自ら其力量の以て此事を辦するに足らざるを描りて也、大事未だ半ばならざるに而も君相の志懦弱なること此の如し、宜べなり其の醜孽を平定する能はず、無益に徒勞せることや。

女真吉州を圍む、吳延寵兵を引き之を救ひ大敗す。

賊、遠近の諸部を聚めて吉州を圍むこと數月、城を去る十里に小城を築き六柵を立て城を攻ること甚だ急にして城幾んど陥らんとす、兵馬使李冠珍等は軍卒を訓勵し、一夜更に重城を築き且つ守り且つ戦ふ、役久くして勢ひ窮まり死傷甚だ多し、延寵兵を引の將に之を救はんとす、賊は路を遮り掩撃し官軍大に敗れ、將士は甲を投じ散じて諸城に入り、陷没死傷する者計るに勝ゆ可らず、延寵は狀を具し自ら劾す。

兵馬元帥尹瓘を遣はし吉州を救はしむ。

六月、尹瓘等吉州を救ふ、女真和を請ふ、尹瓘兵を引て定州に還る。

瓘、延寵は兵を引る吉州に赴き、行きて那ト只村に至るや、咸州馳せ報すらく、女真の公兄憂弗失顯等は城門を叩て曰く、太師烏雅東は和を請はんとことを欲し我等をして兵馬使に傳へ告げしむ、然れども兵交へて敢て關に入れず、請ふ人を我場に遣はさば、庶くは太師の諭す所を以て詳悉に傳へ告げんと、瓘等之れを聞き還つて定州城に入り、翌日人を賊場に遣はし女真の將吳舍に謂つて曰く、講和は兵馬使の擅に便し得る所に非ず、宜く公兄等を遣はし天庭に入り奏す可しと、舍大に喜ぶ。

王、群臣を會して九城を女真に還へすことを議す。

初め朝議以爲へらく、瓶項を得て其徑を塞がば、則ち狄患永く絶わん矣と、其の攻取の後に及べば、則ち水陸の道路處として通せざるは無く、前に聞く所と絶異せり、女真既に窟穴を失ひ、誓つて報復せんと欲し、遠地の群醜を引き連歲來り攻め、我兵の喪失する者亦た多し、且つ拓地甚だ廣く九城相去ること遼遠に、谿洞荒深に賊屢ば伏を設けて往來の者を抄掠す、國家は兵を調し餉を運び中外騷擾す、加ふるに饑饉疾疫

を以てし、怨嗟遂に興り狄人も亦た厭苦して和を請ふ、王、宰相臺諫六府を召して九城を還へさんと議す、群臣の議に異同多く王猶豫して決せず、諫議大夫金仁存曰く、人主の土地を取るは本と民を育てんと欲する也、今ま城を争ひ人を殺さんよりは、地を還し以て民を息むに如くは莫し、今ま還さずんば契春と釁を生せん矣と、王其の故を問ふ、仁存曰く、國家初め九城を築き契丹に告げしめて云ふ、女眞の弓漢里は乃ち我舊地、收復して城を築けりと、表辭是の如く、而して弓漢里の酋長は契春の官職を受る者多し、故に契丹は我を以て妄言と爲す、國家九城を還さずんば契丹必ず責讓を加へん、我若し東に女眞に備へ北に契丹に備へば、臣は恐る九城は三韓の福に非ざることごと、王之を然とす。

東蕃の裏弗等來朝し九城を還さんことを請ふ。

裏弗失顯等復た咸州に至りて言ふ、時方に交戦す請ふ質を交へて入朝せんと、璫等之を許す、裏弗等遂に來朝す、王引見して其來由を問ふ、裏弗等曰く、昔し我が太師盈歌嘗て言ふ、我祖宗は大邦より出づ、子孫に至るも義歸附す合しと、今ま太師烏雅東も亦た大邦を以て父母の國と爲し朝貢絶わす、意はざりき去年大舉して入り我が老倪

を殺し、九城を置立し我をして流亡せしめ、底歸する所靡し、故に太師は我等を使はし來つて舊地を請はしむ、今若し九城を還すを許し生業に安んせしめば、則ち我等は天に告げ誓を爲し、孫子に至るも恪んで世貢を修し、亦た敢て瓦礫を以て境上に投せずと、王、酒を賜ひ慰諭す。

秋七月、任懿を以て權判東北面兵馬事とし、金仁存を之が副とす。

王、將に九城を撤せんとし、懿等をして邊事を措置せしめんと欲し、鉄鉞を親授し郊外に饒す、時に崔弘正は已に九城を撤す、懿等は行くこと緩にして堰場の事一も措置する無し、時人之を譏る。

九城を撤し女眞の舊地を還す。

王又た群臣を引き九城を還すを議す、皆曰く還す可しと、王遂に裏弗等に九城を還すことを許す、裏弗等感泣拜謝す、王、元帥等に詔し九城を女眞に還すを諭さしむ、女眞の諸酋長は壇を咸州門外に設け、天に告げ誓つて曰く、而今而後後世に至るまで惡心有ること無く、連々朝貢せん、此盟に渝ふ有らば蕃土滅亡せんと、盟ひ訖つて退く崔弘正等遂に九城を還し、次を以て戦具資糧を内地に收め入る、狄人喜び其牛馬を以

て吾民の遺棄を載せ還す、老幼男女一も傷る所無し。  
國學に七齋を置く。

是より先き王は文學に志有り、屢ば制書を下し學校を興さんと欲す、士類欣然せざる莫し、而も大臣一人も奉承する無し、時議之を惜む、是に至り七齋を置く、易を麗澤と曰ひ、書を待聘と曰ひ、詩を經德と曰ひ、周禮を求仁と曰ひ、戴禮を服齊と曰ひ、春秋を養正と曰ひ、武學を講藝と曰ひ、士を取り之を分處す。

王妃延和宮主李氏薨す。

敬和王后と諡し慈陵に葬る、妃は即ち宣宗の女也。

八月、女真使を遣はし來貢す、是より貢獻絶わす。

冬十月、尹璡等が功臣の號を削る。

宰相崔弘嗣金景庸任懿等は、璡延寵が敗軍の罪を極論す、王、承宣沈候を中路に遣はして其鉄鉞を收む、璡等は復命するを得ずして私第に歸る、諫官金緣李載等は闇に伏し固く争つて曰く、璡等は妄に無名の兵を興して軍を敗り國を辱む、罪赦す可らず請ふ吏に下さんと、王聽かず、緣等又た争ふて已まず、王已むを得ず止た官を免じ其の

功臣の號を削る。

十二月、使臣を分遣して諸道の饑民を賑ふ。

使を遣はし遼に如き、女真に九城を還せるを奏す。

『庚寅』五年○宋大觀四年○遼乾統十年。

春二月、雨し木に氷す。

試法を改め、始めて論を除き試するに詩賦策を以てす。

三月、日色血の如く、光輝無し。

任懿を以て門下侍郎平章事と爲す。

夏四月、大疫し、積屍路に載す、攸司をして之を收瘞せしむ。

五月、彗星紫微に入る、乙卯丁巳二夜又見ゆ。

中書省諫院空し。

宰相崔弘嗣等は臺諫と與に、尹璡吳延寵が敗軍の罪を論じて吏に下さんと請ふ、王聽かず便に内に入る、弘嗣等固く請ふ、允さず、宰相諫官皆な私第に歸りて出でず、省院一空す、王、平章事李頰等を召し中書省に直せしむ、弘嗣等累旬出でず、王、近臣

を遣はし敦く諭し之を起たしむ、諫官も亦た出でし事を視る、時人之を譏る、惟だ金縁は獨り出です。

六月、宋、使を遣はし來る。

宋、王襄張邦昌等を遣はし詔を賈し來る、襄等曰く、帝、王已に北朝の冊命を受るを聞く、故に復た王を冊せず、但だ詔を賜ひ已に權の字を去る、即ち是れ王を寵するに眞王の禮を以てする也、且つ此詔書は皇帝の御筆親製なり、北朝は必ず此の如き禮數無しと、使還るや王は表を附し之を謝す。

秋七月、門下侍郎平章事李頰卒す。

頰は恬靜寡慾、酷だ浮屠を信ず、文良と諡す。

閏八月、王南京に幸す。

太后を奉じ遍く三角山の諸寺に幸す。

冬十月、太白天に經る、十一月、王南京より至る。

十二月、尹璩を以て守太保門下侍中と爲し、吳延寵を中書侍郎平章事と爲す。

璩等表を上りて辭讓す、王、詔を下して前日の勳勞を褒獎し、以て孟明曹沫に比し之

をして職に就かしむ。

『辛卯』六年○宋政和元年○遼天慶元年。

春正月、赦す、二月、王親ら國老を饗す。

王親ら飲食を備む、觀る者多く感泣す、尙書致仕林成槩懷し諫疏して之を奏すること凡そ五條、皆な國家の大事なり、王、平章事致仕金上琦が年最も高きを以て、邀へて内殿に宴せんと欲す、上琦は辭するに老病を以てし就かず、又た庶老及び孝子順節義の男女を宮庭に饗す。

日赤くして光無し。

夏五月、門下侍中尹璩卒す。

璩は坡平の人、少より學を好み手に卷を釋かず、將相と爲るに及び、軍中に在ると雖常に五經を以て自ら隨へ、賢を好み善を樂み一時に冠たり、文肅と諡し後ち睿宗の廟庭に配享さる。

秋七月、使を遣はし宋に如く、八月、王、長源亭に幸す、是より遊幸頗る頻り也。

冬十二月、崔弘嗣を以て守太傅とし、許慶を中書侍郎同平章事と爲す、胡宗且を以て右拾

遣と爲す。

宗且は宋の福州の人、商舶に随つて來る、性聰敏博學、文を能し兼て雜藝に通ず、王寵渥優厚し驟に清要に登す、然れども頗る壓勝の術を進め、王惑ひ無き能はず焉、宋人に又た劉載安慎之等有り、並に文學藝能を以て擢て顯職を拜す。

遼、使を遣はし來聘す。

〔壬辰〕七年○宋政和二年○遼天慶二年。

春二月、金景庸を以て守太保とし、吳延寵を守司徒とす。

三月、群臣を賞春亭に宴す、是より曲宴甚だ數ばす。

夏六月、參知政事文冠卒す。

冠は性清直寬學厚、産業を事とせず、官に當り節を執りて撓まず、女眞を征し數ば戰功有り、人將帥の氣量有りと稱す、章敬と諡す。

秋七月、王太后柳氏信福寺に薨す、明懿と諡し崇陵に葬る。

八月、使を遣はし遼に如き哀を告ぐ。

僧統鏡を巨濟に流す。

鏡は文宗の子也、祝髮して俗離寺に住す、或は告ぐ鏡は尙書丞金仁碩、全州牧使李汝霖等と與に、交も通じて不軌を圖ると、王遂に鏡を巨濟に流し、又た其の黨仁碩汝霖刑部尙書任申幸等十餘人及び僧資尙を遠地に流し、道にして資尙を殺す、鏡は財鉅萬を積み厚く人に施す、故に利を貪る者多く之に附す、終に此を以て敗る。

九月、金景庸を以て門中侍中と爲し、李璋、吳延寵を門下侍郎同平章事と爲す、冬十二月、

崔思諷に太師中書令を加ふ。

遼、使を遣はし吊慰し、且つ起復せしむ。

〔癸巳〕八年○宋政和三年○遼天慶三年。

春二月、初めて二花園を置く。

花園二つを宮の南西に置く、時に官寺競つて奢侈を以て王に媚び、臺榭を起し垣墻を峻くし、民家の花草を括りて其中に移し、猶ほ以て足らずと爲し又た宋商に購ひ、内帑の金幣を費すこと費れず、且つ多く寺院を作り土木を窮極す、既にして物議喧騰し二園俱に廢す。

夏四月、參知政事柳仁著卒す。

仁著は洪の子也、太後の弟を以てし門戸貴顯なり、而も乃ち諸生と與に游學し、富貴を以て人に駢らず儒者の風有り、貞簡と諡し後ち睿宗の廟庭に配享す。

秋七月、星有り營室に孛る。

冬十一月、使を遣はし遼に如く。

起復を謝する也、遼に事へてより後三年に一たび聘するの外、賀正、賀正辰、吊慰等の使有り、歳にすら且つ數三す焉。

『甲午』九年○宋政和四年○遼天慶四年。

春正月、赦す、夏四月、大雨雹し文德殿に震ふ。

六月、使を遣はし宋に如く。

是より先き本國使臣を還るや、帝、王に樂器を賜ふ、王、王字之等を遣はし恩を謝す。

參知政事致仕庚崇祿卒す。

崇祿は儒術を以て進む、性正直、官に在ること四十餘年、公忠を以て自ら許し、未だ嘗て己を屈し人に從はず。

秋七月、李資謙を以て守司空參知政事と爲す。

李妃の故を以て寵幸され朝を傾く。

八月、王、國學に幸す。

先聖先師に獻爵し講堂に御し、翰林學士朴昇中に命じ書の說命篇を講せしめ、百官及び生員七百餘人庭に立ちて講を聴き、各の歌頌を進む、王、詩を製して左右に宣示し和進せしむ。

冬十月、太廟に事有り。

生女眞の完顔阿骨打兵を擧げて遼に叛く。

女眞の俗は凶奴の如く、城郭無く文字無く、結繩して約束を爲し、兒も能く弓を引き壯は皆な弦を控へ勁兵と爲す、其地は西に契丹に直し南は我境に直す、故に嘗て契丹及び我國に事ふ、是より先き我國平州の僧今俊遁げて女眞に入り、阿之古村に居り女眞の女を娶り、子を生子古乙太師と曰ふ、古乙は活羅を生む、活羅に子多し、長を劾里鉢と曰ひ季を盈歌と曰ふ、最も雄傑にして衆心を得、盈歌死し劾里鉢の長子烏雅束は位を嗣ぐ、烏雅束死し弟阿骨打嗣ぐ、部衆漸く強盛なり、是に至り兵を擧げて遼に

叛く、遼の東京移牒して曰く、近ごろ生女真有り過ちを作す、官を差し兵を領し討伐せしむ、本國も亦た防備に緊切なり、走つて彼界に入り險に據り閃避せしむる勿れと。

十一月、遼、使を遣はし來聘す。

十二月、延德宮主李氏を冊して王妃と爲す。

李資謙を以て司途中書侍郎平章事と爲し、金縁を守司徒とす。

『乙未』十年○宋政和五年○遼天慶五年○金太祖阿骨打の收國元年。

春二月、子の構を冊して王太子と爲す、中書令致仕崔思諷卒す。

初め李資謙は思諷の女寔を娶り王妃を生む、故を以て思諷は晩年に王之を待つに恩禮特に厚く、大寧郡開國侯に封ず、是に至り卒す、王方さに燃燈を設くるも、之が爲めに宴を輟め賜賻甚だ厚し忠景と諡す、思諷は勤謹公廉、門地を以て人に驕らず、朝に立つこと四十餘年少も過失無し、相と爲り論議するに、務めて大體を存し敢て輕々しく舊章を改めず、門人子弟の來り謁する者有れば、常に訓ゆるに君に事ふるの道を以てし、言ふて私に及ばず、事を謝し家に居ると雖、憂國の終始衰へず、肅宗の廟庭に

配享す。

秋七月朔、日食有り。

門下侍郎致仕許慶卒す。

慶は清廉忠儉、朝に立ち文學を以て名有り、赫々の稱無しと雖、終始一節朝廷の重んずる所と爲る、順平と諡す。

八月、遼、使を遣はし兵を請ふ。

是年春、女眞の阿骨打は皇帝と稱し國を金と號す、遼、將に女眞を伐たんとし使を遣はして兵を請ふ、王、群臣を會し之を議す、皆以て可と爲す、惟だ拓俊京金富僧金富軾韓冲閔修等以爲へらく、國家丁亥戊子に兵を用ひしより後、軍民僅に肩を息むを得、今や他國の爲めに師を出し自ら豎端を生ずるは、恐らくは將來の利害測り難しと、王問ふこと再三するも卒に定議無し。

王親ら國老を饗す、冬十月、大に東郊に閱す。

十一月、王、八關會を觀る。

王、毬庭より還り、閣門前に至り跕蹠して唱和し、倡優に命じ歌舞せしめ幾んど三鼓

に至る、御史崔贊許載等進み諫む、王之を嘉納す。

遼、使を遣はし兵を請ふ。

朝廷久く定議無し、遼使は禮を成さずして辭し去る。

〔丙申〕十一年○宋政和六年○遼天慶六年○金收國二年。

春二月、參知政事致仕高令臣卒す。

令臣は少にして學に力め、論議慷慨屈撓する所無し、平生清を儉以て自ら守る、卒するに及び家に餘財無し、良敬と諡す。

三月、使を遣はし米を遼の來遠等の州に運ぶ。

女眞は遼を侵し盡く東邊の諸城を下す、惟だ來遠抱の二州は固く守り、財を以て價を減じ穀を我に買ふ、邊吏は民の互市を禁ず、翰林學士金黃元上疏して曰く、災を幸とするは不仁なり、隣を怒らすは不義なり、請ふ二城に糶し兼て貿易を許さんと、王報せず、是に至り二城食盡くと聞き、使を遣はし米一千石を來遠に送る、統軍辭して受けず。

校書郎鄭良稷を獄に下す。

是より先き賀節使尹彥純遼に入りて久く還らず、朝廷良稷を使はし牒を持し遼の東京に如き、彥純等が還らざるの故を調探せしむ、時に遼の東京の人亂を作し、留守蕭保先を殺し供奉官高永昌を立て皇帝と爲し國を大元と號す、良稷至り詐つて官術を稱し上表して臣と稱し、國家遺る所の留守の土物を以て永昌に賂ひ、厚報を得、還るに及び匿して奏さず、事覺はれ有司は獄に下し之を治せんと請ふ、王之に従ふ、後ち彥純等還りて東京に至り、亦た永昌の拘する所と爲り、逼りて之をして上表し賀を稱さしむ、彥純等は節を守る能はず一に其言の如くす、還るに及び匿して自首せず、有司之を劾奏す、彥純は璫の子也。

夏四月、王西京に幸し、知制誥崔湑を貶して春州府使と爲す、(春州は今春川)

時に國家間暇にして王は詞賦を尙び游宴を好む、是に至り舟を大同江に泛べ諸臣と唱和す、湑は上書して曰く、昔し唐の玄宗は詩學士を置かんと欲するや、宰相奏して曰く、詩人多くは輕薄恐らくは聖聰を撓さんと、玄宗乃ち止む、帝王は當に經術を好み日に儒雅と經史を討論し、善道を咨諏す可し、安んぞ雕虫を事とし數ば輕薄の詞臣と吟風咏月し以て天壤を喪はん耶と、王之を優納す、一詞臣有り間に乘じ進んで曰く、



淪が所謂る儒雅は、臣等を除き別に向人有り乎、淪は詩に短なり故に此言有り、王怒りて之を黜く、後ち其の詩を能するを聞き乃ち召還す、淪は惟善の孫也。

處士郭輿を徵す。

輿は尙の子也、少にして力學し登第して禮部郎と爲り、歸りて金州に隱る、王、東宮に在りしより己に之を識る、是に至り之を召し親く酒食を賜ひ之を酬唱す、其後ち眷待特に隆く、常に禁中に居り止宿し、稱して先生と爲し烏巾鶴氅を以て常に左右に侍す、時人之を金門羽客と謂ふ、後ち固く退居を請ひ、城東若頭山を賜ひ一峯に室を構へ以て居り、東山處士と號す、王多く臨幸し手を執りて唱和し、時有りて微行し以て之を訪ふ、其の寵遇さるゝ此の如し。

金、使を遣はし好みを通す。

遼の年號を停む。

女眞の遼に叛きしより後、道路梗塞し使命久く絶ゆ、是に至り宰相奏す、遼は女眞の侵す所と爲り、危亡の勢有り、稟る所の正朔は復た行ふ可らず、自今公私の文字に宜く天慶の年號を除去し、但だ甲子を用ゆ可しと、王之に従ふ。

遼の來遠等の州の流民多く來り投す。

此後ち來り投する者相續きて絶わす。

官制を改定す。

畧ぼ増損有りと雖、大抵皆な舊制を襲ふ。

王、西京より至る、赦す。

五月、門下侍郎平章事吳延寵卒す。

延寵は海州の人、少にして貧賤、學に力め躬を飭め行を謹み、恂々然として忠儉を以て自ら許し、名譽を干めず、官に當りては論を持し時弊を祛るを務め、未だ嘗て私を以て公を害せず、王甚だ之を重んず、文襄と諡す。

六月、宋、大晟樂を賜ふ。

使臣王字之等還るや、宋帝より大晟樂を賜ひ、手詔を賜ひ之を褒寵す、王、李資諒等を遣はし恩を謝す。

秋八月、使を遣はし金に如き、抱州を還へさんと請ふ。

金の將撒喝は遼の來遠抱州の二城を攻め幾んど陥る、遼の統軍使耶律寧衆を率ゐて逃

げんと欲す、王、知樞密院事韓徹如を遣はし之を招諭す、寧は王旨無きを以て辭す、王、書を具し之に送らんと欲す、宰臣諫官奏して曰く、彼れ王旨を求むるは其意測られず、請ふ之を止めんと、王乃ち使を遣はし金に如き請ふて曰く、抱州は本と吾が舊地なり、願くは還さんと、金主は使者に謂つて曰く、爾其れ自ら之を取れと。

清讌閣を作り學士を置く。

清讌閣を禁中に作り、以て朝夕に經籍を講論するの所と爲す、閣は禁内に在るを以て學士の直宿出入難しと爲す、其傍に就き別に一閣を置き、號して寶文と曰ひ、加へ置きて制を待つ、其の學士官に充る者は皆一時の豪傑、洪灌鄭克恭尹諧等を以て之を爲し、以て顧問に備ふ。

冬十月、大晟樂を乾德殿に閱す。

王又た親ら太廟に裸し、始めて大晟樂を用ゆ。

十二月、王、清讌閣に宴す。

王、清讌閣を置きしより、數ば學士と典に經籍を講論す、是に至り親ら諸學士を宴し王謂つて曰く、朕嘗て貞觀政要を覽るに、太宗曰く、但だ天下をして太平ならしめ、

家々和しハ々起らば、群瑞無しと雖も元舞に比し、若し百姓足らず夷狄内に侵さば、縦ひ芝草鳳凰有りと雖何ぞ桀紂に異らんと、斯の言至れり矣、庶幾くは景行せんと、遂に金仁存朴景仁等に命じ諸學士と典に政要に註解し以て進めしむ。

大讌す。

宦者は左右に分れ以て勝を求む、王又た論王子に命じ分つて之を王らしむ、凡そ信陵雜技外地の游妓は徴せられざる無く、遠近至し旌旗路に亘り禁中に充斥す、諫官は閣に叫びて切諫す、乃ち命じて尤も怪き者四百餘人を黜く。

契丹多く來り投ず。

遼の兵興りてより後、契丹渤海女真漢人等前後來り投ずる者計るに勝ゆ可らず。

『丁酉』十二年、宋政和七年○遼天慶七年○金元輔元年。

春二月、平章事金緣を遣はし北邊の兵馬を措置せしむ。

時に遼金は兵を交ゆ、故に緣を遣はし兵事を措置しむ。

三月、遼は來遠抱州の二城を以て我に歸す。

金の兵來遠城を襲ひ戰艦を焚燒す、遼の統軍使耶律寧は來遠の刺史常孝孫等を與に、

其官民を率ひ船に載せ江を出で遂に寧徳鎮に移牒し、來遠抱州の二城を以て我に歸し、海に泛んで通る、我兵其の城に入り其兵仗錢穀を收むること甚だ多し、金縁具狀して馳せ奏す、王大に悦び抱州を改めて義州と爲し、鴨綠江を以て界と爲し關防を置く。

金、使を遣はし和を請ふ。

金主は使を遣はし書を寄せて曰く、兄大女真金國皇帝、書を弟高麗國王に致す、祖考在りしより一方に介在し契丹と謂ひ大國と爲る、高麗は父母の邦と爲し小心に之に事ふ、契丹無道にして我境を陵轢し屢ば無名の師を興す、我れ天の祐を蒙り之を殄滅するを獲たり、惟だ王は我に和親を許し結んで兄弟と爲り、以て萬世の好みを成さんと、書至るや大臣は和親の不可を極言し、其使を斬らんと欲する者有るに至る、監察御史金富儀上疏して曰く、臣竊に觀るに、漢の匈奴に於ける唐の突厥に於ける、或は臣と稱するを爲し或に與に婚を結び、凡そ以て和親す可き者は之を爲さざるは無し、今大宋は天子の尊を以て天下に敵無し、而かも契丹蠻胡の國に於て屈して之を事ふる者は、乃ち所謂る聖人權りて以て時を濟ひ、國家を保全するの良策也、昔し成宗は湯を

禦きて策を失ひ、以て遼の寇を速けり、誠に鑑む可しと爲す、伏し願くは聖朝畏遠策を思ひ、以て國家を保ち後悔する無からんことをと、報せず。

夏四月、門下侍郎平章事任懿卒す、貞敬を諡す。

李資諒等宋より還る。

是より失き資諒は使を奉じて汴に至る、帝甚だ寵資を加へ、將に還らんとするや帝密に諭して曰く、聞く汝國は女真と壤を接すと、後歲來朝せば數人を招諭し並に來る可しと、資諒奏して曰く女真は人面獸心、夷獠の中最も貪醜と爲す、上國に通ず可らずと、宋の侍臣之れを聞き曰く、女真の地に多く珍奇を産す、高麗素と與に互市す、利を我に分つを欲せず故に之を沮むなり、今必ずしも高麗に借らず、一介を遣はし以て之を招致す可しと、後ち竟に與に交道し、以て靖康の禍を致せり、是より先き本國の進士權適等三人は國學に入り、但に制科に中る、是に至り資諒と偕に還る。

蒲馬を遣はし金に如き以て保州を請ふ、金人許さず。

保州は本と高麗の地なり、金の保州を抜くや高麗の兵己に城中に在り、金人入りて之を守る、故に之を請ふ。

按するに事は宋史に見ゆ。

六月、天章閣を禁中に置く。

宋帝賜ふ所の親製詔書及び御筆の書畫を藏す。

秋八月、王、南京に幸す、處士李資玄を徵し、行在に赴かしむ。

資玄は子淵の孫也、性聰敏、登第して大樂署丞と爲り、忽ち官を棄てて清平山に入り、遍く海東の名山に遊び、山に居り蔬食布衣し、禪を嗜み道を悦び逍遙自、ら樂む、王累に之を詔徵す、資玄上表し辭して曰く、鳥を以て鳥を養はば庶くは鍾鼓の憂ひ無く、魚を觀魚を知り江湖の性を遂げしめよと、王、表を覽て致す可らざるを知り、是に至り特に南京に幸し、其の弟資德を遣はし手書を以て之を徵す、資玄、召に赴く、王曰く、道德の老、風に嚮ふ久し矣、宜く臣禮を以て見ゆ可らずと、命じて殿に上り拜せしめ坐を賜ひ從容相語り、性を養ふの要を問ふ、對へて曰く、寡慾より善きは莫しと、遂に必要一篇を進む、王歎賞して己ます、既にして固く山に還らんことを請ふ、乃ち道服を賜ひ以て其行を寵す、然れども資玄は性吝にして貨を殖し、一方之を厭苦す。

史氏曰く、古の賢士は器を藏し時を待つ、人君體を屈し以て之を訪ひ、心を慮うし以て之を延き、爵を隆くし以て之を待てば、則ち出でて世用を爲す、莘に聘し渭に獵し南陽に三顧するが若き是れのみ、今王の資玄を召すは果して何の爲めぞ耶、嘗て資玄を觀るに、財を蓄へ貨を殖る、貪鄙吝嗇、名を矯め行を飾り、引て以て自ら高しとす、鄙ひ哉、王の復び徵し待つに不臣の禮を以てするは何ぞや、郭輿の行は資玄より甚し、王の輿を待つは又た資玄より甚し、則ち其の資玄を召くに於て亦た復た何ぞ論せんや、退溪李先生澁曰く、資玄は閭閻に生長し、風流文雅當時に冠絶す、亦嘗て筮仕して顯要に登れり矣、其の富貴を求め青紫を取るに於て、管に地に芥を拾ふが如きのみならず、然も乃ち濁穢の中に蟬蛻し、萬物の表に鴻冥し、卑辭厚禮すと雖以て其節を屈するに足らず、千駟萬鍾も以て其心を動かすに足らず、胸中に樂む所有る者に非ずんば安んぞ能く是の如くならん乎、余嘗て東史を讀み、嘗て怪む史氏が資玄を論ずるの辭に深く貶剝を加へ、指して貪鄙吝嗇と爲すに至る、何ぞ其れ甚き耶、史に稱す資玄は田業を置き、一方農民の苦む所と爲ると、昔し种明逸の晩節も亦た田産を置くの謗有り、然れども尙論の士は、盛名副ひ難き而已清議之を惜む而已と曰ふに過ぎ

す、安んぞ今ま史氏が如き刻害過甚の論有らん耶と。

吳氏震曰く、世の人君甘んじて亢龍と爲り多く下賤を耻ぢ、之に勸むるに善を樂むを以てすし。之を導くに賢を好むを以てすと雖、猶ほ其の自ら聖とするを懼る、若し必ず莘渭南陽の賢を待ち、然る後ち東帛の禮を加へば、則ち三代以下は君側に人無からん矣、先づ隗より始め幽居帝畫する所以、世美談と爲し而も以て非と爲さず、資玄の若きは、人と爲り高下にして、睿宗か士を待つの誠を灼知する能はずと雖、之を非す可らざる也、惜むらくは其れ是の如き士を好むの君を以てして。而も贊襄に臣無く其賢を正得する能はず、而して徒に好文の歸を爲す、然れども其の己を屈し蹕を移し必ず之を致さんと欲す、亦た嘉すに足る矣、史氏の深く貶すは亦た獨り何ぞや。

冬十月、王南京より至る、十二月、李璋を以て太傅桂陽郡開國伯と爲す。

『戊戌』十三年、宋重和元年○遼天慶八年○天輔二年。

春正月、王、清議閣に御し書を講す、是より頻に御し講論して倦むを忘る。

三月、李資謙を以て判吏部事とし、金縁を判兵部事とす。

夏四月、安和寺を重修す。

奢侈を窮極し勞費費れず、王親ら齋を設ること五日以て之を落し、帷幕連互し妓樂填咽す、又仍て使价し扁額を宋に求む、帝手づから殿額を書し以て之を賜ひ、且つ羅漢諸像を賜ふ。

五月朔、日食有り、秋七月、宋、使を遣はし來る。

宋使は路允迪也、使を遣はして恩を謝す。

九月、王妃李氏薨す。

妃の性柔嘉聰慧、王に寵有り、疾に寢てより王親ら藥餌を調す、薨するに及び王甚だ之を慟く、順徳と諡し緩陵に葬る、親ら神風門外に祖送し後ち又た魂堂に幸す、諫官上疏して其の禮に過るを言ふ、王聽かず、其後ち數ば陵殿に徹行し、愈よ久うして愈よ感む。

金謂礪を以て判開門事と爲し、李惟仁を太府卿と爲す。

二人は清直自ら守り、至る所聲績有り、而も未だ嘗て權貴に干謁せず、年高くして未だ達せず、禮部尙書韓安仁上劄して擢用を加へ以て具臣を勵さんことを請ふ、故に是命有り。

『己亥』十四年○宋宣和元年○遼天慶九年○金天輔三年。

春二月、金、使を遣はし來聘す。

金主は書を致して、高麗國王に詔諭す等の語有り、兼て馬匹等の物を賜ふ。

秋七月、養賢庫を國學に立つ。

王、意を儒術に銳にし、儒學武學の員數を増置し、名儒を選へて學官と爲し以て之を教導す、是に由り文風稍く振ふ矣。

八月、使を遣はし金に報聘す、金人之を拒ぐ。

國書に况や彼は吾に源發するをやの語有り、金主拒んで受けず。

門下侍郎趙仲璋卒す、康懷と諡す。

長城を増築す。

舊城に仍り加築すること三尺、金の邊吏兵を發して之を止む、従はず、報じて曰く舊城を修補すなりと、金の邊吏以て金主に聞す、金主詔して曰く、侵軼して事を生ずるを得う母れ、但だ慎んで營壘を固め廣く耳目を布かん而已と。

東堂試を制し始めて經義を用ゆ。

『庚子』十五年○宋宣和二年○遼天度十年○金天輔四年。

春二月、王南京に幸し、四月南京より至る。

五月、舉人高孝冲を獄に下す。

時に王頗る樂妓玲瓏暹雲等を好む、孝冲、感二女四無益の詩を作り以て之を諷す、中書舍人鄭克永は王に言ふ、王悦ばず、是に至り孝冲の制舉に赴くや、王命じて之を黜け且つ獄に下す、胡宗且上書して營收し乃ち之を釋す、明年孝冲卒に魁科に擢んで臺閣に出入し直臣の風有り。

佛骨を迎へ禁中に置く。

初め王字之等使して還るや、宋帝は金函を以て佛牙頭骨を盛り以て賜ふ、之を外帝釋院に置く、是に至り迎へて山呼亭に置く。

六月、金陵を以て中書侍郎平章と爲す。

秋七月、遼、使を遣はし來る。

是より先き道路久く阻つ、是に至り遼王は使を遣はし詔を賫し、告ぐるに戎孽阻梗す仇を同うし順を效せの意を以てす。

宋、使を遣はし來る、中書侍郎致仕康拯卒す。

拯は他の技能無し、然れども操心勤謹、女眞と戦ひ屢は功有り、景襄と諡す。

八月、大旱す、夏より雨せず是月に至る、五穀登らず癘疫大に興る。

王、西京に幸す、壽星見ゆ。

王親ら壽星明の詩を製し、樂工をして之を歌はしむ。

按するに世傳に、壽星は南極に在り、世治まれば則ち現はると、然れども其出るや甚だ罕なり、故に曆象の家も得て詳にする無し焉、世或は稱するに壽星と云ふを以てする者は、率ね多くは譴誕にして信を取るに足らず、睿宗の末頗る洵游を事とし、百度漸く弛み而して時に所謂る壽星なる者出る有り、幾くならずして睿宗は世に即き仁宗位を嗣ぎ、逆亂屢ば興り麗道大に衰ふ、安んか其の祥且つ慶在るや、其後ち毅宗の時に狼星有り出づ、時に以て壽星と爲し百官表賀す、然らば則ち今の所謂る壽星なる者も亦た是れ狼星なる者乎、世の禎祥を崇好する者尙くは茲に盍せよ哉。

九月、樞密院使致仕金漢忠卒す。

漢忠は雄偉力學。政を爲し苛ならず、九城の役に功伐多きに居る、元平と諡す。

冬十月朔、日食有り、十一月、王西京より至る、赦す。

『辛丑』十六年○宋宣和三年○遼保大元年○金天輔五年。

春正月、太子に元服を加ふ。

是より先き王は西京に在り太子の冠禮を行はんと欲す、金線曰く、冠なる者は禮の始め事の重き也、故に阼に冠し三たび彌尊を加ふるは、其禮を尊びて成人の義を著す所以也、今元子の貴きを以てして外に冠するは、先生に法り後代に示す所以に非ずと、王之に従ふ、是に至り始めて之を行ふ。

二妃王氏崔氏を納る。

王制して曰く、男女の際は尤も大倫を重んじ、帝王の輿にも亦た内輔に資る、家人の正位を欲せば關雎の好仇に須つ、今や將に辰韓公の長女、大卿崔勇奇の季女を以て之を内職に備ふ、有司其れ典に據り名を定め以聞せよと、有司請ふ王氏を以て貴妃と爲し、崔氏を淑妃と爲さんと、制して可とす。

按するに高麗の制は、嫡を后と稱し妾を妃と稱す、妃は即ち古へ夫人の列也、今睿宗は乃ち一に兩妃を立て、關雎の化を成さんと欲す、其家法の紊亂せる己に甚し矣、

尙ほ何ぞ兄弟に至り家邦を御するを望まん乎、此を信せざる也、麗代は妃夫人の卒するや、率ね多くは王后に追尊し、王子の死するや亦た太子を追贈する者有り、其制度の據る無き譏るに足らずと云。

三月、王、微行して綏陵に至る。

王の將に行かんとするや、諫官奏して曰く、前古の君王未だ親ら后妃の陵寢に詣る者有らず、之を典禮に考ふも亦た其文無し、玄宮は久く掩ひ宿草荒翳せり、至尊俯臨せば能く悲感無からんや、伏して望む禮を以て自ら抑へ人望に俯循せんことをと、王從はず。

宋、使を遣はし來る。

按するに、宋史に宣和四年高麗王楷は醫に附き語つて曰く、聞く朝廷は將に兵を遼に用ひんとすと、遼は兄弟の國なり、之を存せば邊捍と爲すに足る、女眞は虎狼なり、友とす可らざる也と、醫還りて之を奏す、然れども己に及ぶ無し矣と、此段は本史に遺ざる、且つ次年に使を遣はすの事無し、王の名も又た同じからず、俱に疑ふ可し、姑く此に附す。

別錄。朱子曰く、國家の女眞と和する時に方り、高麗は使を遣はし來り、上に近づくの醫師二人を求む、上み老醫を召し二人を擇びて遣り往かしむ、至れば則ち日夕厚禮し皆な醫を問はず、而して多く禁中の事を問ふ、二醫怪みて之を問ふ、高麗主曰く、我れ緊密の事有り宋皇に達せんと欲するも、遣はす所の使の密にする能はざらんことを恐る、故に宋皇親近の人を得て之に分付せんと欲す、公に禁中の事を問ふ所以の者は、以て公を遣り是れ親信する所たらんと欲する耳と、二人因て之を問ふ、高麗主曰く、聞く宋皇は女眞と和し契丹を夾み攻めんと欲すと、此れ良策に非ず、蓋し我國は女眞と陸路相通じ、常に人を使はし之を察せしむるに、女眞は是れ好人に非ず、契丹に勝たば後ち必ず宋に及ばん、而して我國も亦た自ら存する能はず、此れ常に思ふて之に備ふる所以と、二人は之に備ふる所以の説を問ふ、曰く、女眞は一の陣法を作り甚だ好し、我れ今ま一法の之に勝つを思ひ得たりと、因て其女眞陣を教ゆるを觀せしむ、蓋し拐子馬の類の如し、二人歸り奏す、上怒り老醫を召して之を責む、丞相童蔡董乃ち食を家に爲へり二醫を召し以て之を食はす、其一人は門を出で血を吐き後ち死せず、其一人は歸りて即ち死せりと。



又曰く、高麗は女眞と相接し、女眞の滅する所と爲らざる者は、多くは是れ術有り以て之を制す也と。

夏四月、李資謙を以て邵城郡開國伯と爲す。

王、資謙の山齋に幸し置酒歡を極めて罷む。

參知政事致仕朴景仁卒す。

景仁は少にして力學し、三たび諫官と爲り言論鯁直依違する所無し。

冬十月、太白天に經ること凡そ三十日、氷無し。

『壬寅』十七年○宋宣和四年○遼保大二年○金天輔六年

春二月朔、日食有り。

門下侍郎致仕崔弘嗣卒す。

弘嗣は寒微より起り、性貞介寡慾、朝に党無く家に居りて公事を言はず、妻子未だ嘗て其戲笑を見ず、人の饋遺する有れば蔬果と雖受けず、然れども頗る苛察にして、人少く過つて輒ち忘れず。

三月、金陵を以て守司徒とし、朴有文、王字之を參知政事とす、王、不豫なり。

壬午、王、順天館に幸し宰樞を宴す、忽ち微瘡有るを覺ゆ、駕を促して宮に還り、人を分遣して山川神祇に禱り廣く道場を設く、四月癸巳、李資謙等は純福殿に詣り天に告げ祈禱し、請ふ身を以て代らんと。

參知政事王字之卒す、章順と諡す。

夏四月、王薨す、太子位に即く。

乙未、王疾ひ大漸す、扶け坐し宰樞を見て曰く、朕不徳を以て、天降の孽疾は疾として瘳せず、將た何を以て臣民の上に處らん乎、太子は德行夙成なり、諸公同心協輔し祖業を墜す無かれと、群臣皆俯伏流涕す、又太子に謂つて曰く、予の疾大漸し勢復た瘳ゆ可らず、爰に重任を釋きて汝に傳へ歸す、平生行ふ所を追思するに得少く失多し愼んで效ふ勿れ焉、但だ當に古聖賢の道に稽へ、我太祖の訓を奉じ位に懈らず永く庶民を綏んせよと、太子俯首して泣き起つ能はず、王、韓安仁に命じて國璽を取り以て之を授く、丙申薨す壽四十五、文孝と諡し廟を睿宗と號し陵を裕陵と曰ふ、太子年幼なり、睿宗の諸弟頗る窺覷の心有り、平章事李資謙は太子を奉じ位に重光殿に即かしむ。

史臣曰く、睿宗は天資明哲、嘗て東宮に在りて賢士を禮接し、敦行孝悌なり、位に即くに及び宵旰憂勤し、勵精治を求め、但だ志拓境に存し邊功を僥倖し、仇隙已ます、華風を歎慕し胡宗且を信用し、頗る其言に惑ふ、未だ失ふ所有るを免れず矣、然れども兵を用るの難きを知り、怨を棄て好を修し、隣境をして感慕來服せしめ、饑寡を恤み耆老を養ひ、學校を開設し生員を教養し、清讒實文の兩閣を置き日に文臣と六經を講論し、武を假せ文を修し禮樂を以て俗を成さんと欲す、故に韓安仁曰く、十七年の事業は以て厥の後世に貽す可しと、信なる哉。

史臣曰く、睿宗は宵旰憂勤し銳意治を圖り、儒雅を敦尚し治道を講勵し、學を興し才を育て老を養ひ孤を恤み、其の治たる觀る可きに足る有り、但だ志拓境に存し覺を強虜に構へ封域多事なり、詞藻を好み慢遊を喜び、流連玩愒る如きに至り、頗る國君の體を傷く。

裕陵に葬る、(凡そ十九日にして葬る)五月、母李氏を追尊して文敬王太后と爲し、赦す。

李資謙を以て守太師中書令と爲し、金陵を門下侍郎と爲し、韓安仁を中書侍郎と爲し、並に同平章事とす。

冬十月、李資謙を冊して漢陽公と爲す。

時に資謙は國舅を以て國に當る、王詔して曰く、資謙は朕に於て外祖と爲す、班次禮數は百官と同らす可らずと、群臣に令し會議せしむ、學士鄭克永等議す、傳に云ふ天子に不臣の者三有り、後の父母は其一に居る、今ま資謙は宜く上表して臣と稱せざる可し、君臣の宴會に百官と庭賀せず、經に幕次に詣りて拜し、上み答拜して後ち殿に坐せんと、衆議雷司す、中書舍人金富軾獨り曰く、漢の高祖初めて天下を定め、五日に一たび太公の家に朝す、太公に説かして曰く、皇帝は子なりと雖人主也、太公は父なりと雖人臣也、奈何ぞ人主をして人臣を拜せしめんやと、高祖は太公に尊號を上り太上皇と曰ふ、此を以て之を論せば、天子の父と雖若し尊號無くんば、人主をして拜せしむ可らざる也、不其侯伏完は献帝皇后の父也と、鄭玄議して曰く、不其侯は京師に在り、禮事出入は宜く臣禮に従ふ可し、后息離及び歸寧の若きは、則ち子の禮に従ふ、又た昔の穆帝の母褚太后は父に見ゆるの禮なりと、群議一ならず、博士徐禪曰く王庭には君臣の禮を正だし、私親は父子の親を全うするには是れ大順の道也、又た魏帝の父燕王宇は上表して臣と稱せり、父子の至親と雖禮數は尙ほ此に如し、况や外祖

をや、宜く上表に臣と稱せしむ可し、王庭に在つては則ち君臣の禮を行ひ、宮闈の内には則ち家人の禮を以て相見わん、此の如くせば則ち公義私恩兩ながら相順なり矣と王、兩議を以て資謙に問ふ、資謙曰く、臣は無知と雖今ま富軾の議を觀るに、實に天下の公論也願くは其議に従はんと、王之に従ふ。

十一月、王親ら國老を饗す。

孝順義節饒寡孤獨廢疾に並に物を賜ふこと差あり。

開國寺の浮屠に震ふ。

右正言崔巨鱗上言す、漢の延光中に冬雷屢ば作る、實に閹皇后兄弟が専ら威權を秉の召く所に由れり、災は妄に作らず、願くは殿下皇天の譴告を悟り變を消す所以の術意を圖れど、資謙を指し言甚だ切直なり、又上書して言ふ、漢陽公は宜く區々細務を親らす可らずと、其意は陽に尊崇を示して陰に其權を奪はんと欲する也、王其疏を留めて下さず、或は言ふ有り資謙は尊貴なり百寮宜く拜す可しと、巨鱗曰く、王氏に非ずして之を拜さば、朝廷の禮を如何と、資謙深く之を銜む。

十二月、李資謙は中書侍郎韓安仁を殺し、文公美等十餘人を流す。

安仁は睿宗の朝より、潜邸の舊恩を以て近密して事を用ゆ、安仁又た奏すらく、資謙は上公たり事を視さしめざれど、陽に尊んで陰に之が權を奪ふ、會々崔惟迪なる者有り、資謙に賂ひて給事中に除せらるを得、物議譁然たり、安仁は省中に颺言す、資謙之を聞き大に怒り、御史臺に辨せんと請ふ、安仁恐れて休を告げ家に在り、數ば公美及び堂弟鄭克永、妹婿李永等と相會し夜を侵して罷む、是より先き大醫崔思全なる者有り、睿宗の背疽を早く治せざるを以て、安仁の輩に論せらる、間を得て以て憾を釋かんと欲す、遂に憚人沈碩等と與に安仁公美等を譖し、黨を結び陰に謀り將に資謙に利あらざらんとすと、資謙遂に其罪を羅織し、安仁等を以て王叔帶方公備と與に不軌を圖るとし、備を京山府に放ち、安仁を昇州(今順山)の甘物島に流し之を沈め殺し、公美を忠州に流す、是に於て丞宣韓柱、尙書丞韓安中、禮部郎中韓冲、侍御史林存、閹門祇候李仲若、文公裕、右正言崔巨鱗、員外郎任元濬等、皆な兩人の親屬を以て坐して流され、兩人の子弟は並に流配され、其餘左正言李逢原等は二人の黨與を以て坐して免せらるゝ者甚だ多し、資謙又た人を遣はして李仲若を追殺す、朝廷震懼す、此より内外の大權一に資謙に歸す矣、安仁は明達好學又た占筮を善し、一時の名流と爲る

而も勢に乗じ、驟に進み、權貴に軋せんと謀り故に禍に及べり、資謙の敗るに及びて文烈と諡す、李永は勤學して登第し、臺閣に歷仕す、是に至り珍島に流さる、其母の將に没して官婢と爲らんとするを聞き曰く、吾れ内に省みて疚からず、故に死を忍び以て老母を待てり、予が故を以て没して賤隸と爲る、吾れ何ぞ苟も生きんやと、乃ち酒一斗を飲み憤懣して死せり、資謙は人を遣はし之を道に瘞めしむ、牛馬敢て踐ます、後ち資謙の敗るや、子孫改め葬るに屍は色を變せず、永は天資方直、權貴の撓む所と爲らす、然れども友を取るに端ならず、拓俊京智祿延等が士類を陥れんと謀るや、永皆は與かる焉。

### 仁宗 紀 名は構、睿宗の長子。

【癸卯】元年○宋宣和五年○遼保大三年○金天會元年。

春正月、中書侍郎平章事李資諒卒す。

資諒は書を読むを好み、常に孫吳の兵法を討じ、功名を以て自ら喜ぶ。

二月、王、長源亭に移御す、四月乃ち宮に還る。

夏四月、金吾池水赤し、水血色の如きこと凡そ數日。

金縁を以て判秘書省事と爲す。

縁は文名清節當代に冠たり、王の即位より李資謙事を用ひ、禍の及ばんことを恐れ懇辭して退かんことを乞ふ、王許さず、一日將に衙に赴かんとし、街上の童謠を聞き因て馬より墜ち歸臥し、免を求むること愈よ切なり、遂に判秘書省事を罷む、其後ち王は内侍を遣はし縁に問ふて曰く、資謙の權を奪ひて散地に置かんと欲す何如と、縁對へて曰く、上は外家に生長し恩絶つ可らず、况や彼黨與は朝に滿つ、輕々しく動く可らず、請ふ其間を俟てと、王用る能はず竟に大亂を速けり。

六月、太白晝見ゆ、宋、使を遣はし來り吊す。

使還るや王は表を附し恩を謝す。

秋七月、星有り北斗を孛る、八月朔、日食有り。

使を遣はし遼に如く。

龍州より海に泛び、達せずして還る。

冬十二月、赦す、崔弘宰を以て門下侍郎と爲し、金若溫を中書侍郎と爲し、並に同平章事

とし、拓俊京を參知政事とす。

【甲辰】二年○宋宣和六年○遼保大四年○金天會二年。

春正月、晝晦し、門下侍郎平章事金陵卒す。

陵は英銳好學、清白を以て聞ゆ、貞愼と諡す。

二月、李資謙は崔弘宰を擢地島に流す。

弘宰は本と將家の子、軍功を以て屢ば遷り平章事に至る、貴顯なるに及び頗る威福を擅にし勢威日に熾んなり、資謙其の己に逼るを惡む、會々人有り告ぐ、弘宰は將に資謙に利あらざらんとすと、資謙以て拓俊京に問ふ、俊京曰く、弘宰の人の爲り測り難し、其の然らざるを保す可らずと、資謙乃ち密に奏して弘宰を昇州の擢地島に流し、並に其の諸子を流す。

閏三月、日赤くして光無し。

夏四月、睿宗を太廟に附し、惠宗の神主を順陵に遷す。

秋七月、王親ら太廟に禘す。

太祖は東向し、德靖文睿を昭と爲し、顯順宣肅を穆と爲す、議者曰く、禘は秋祭に非

ざる也、又た惠宗は功德有り宜く毀つ可らず、而して之を毀つ、皆非禮也と。  
李資謙を封じて朝鮮公と爲す。

時に資謙は母の喪を以て位を去る、王、樞密使朴昇中を遣はし資謙を詔諭し、仍て衰を釋き朝に赴かしむ、資謙上表して制を終へんことを請ふ、昇中上筭して資謙の盛徳大孝を極陳し、虞舜に比するに至る、又た請ふらく、王賜ふ所の詔札及び資謙上る所の章表を以て宜く史館に付し、以て陛下が親を親とし賢を賢とするの意を彰さん、大臣の至誠に孝を行ふの節と、其神天幽贊とは聖賢の徳なりと、王之に従ふ、昇中又奏す、資謙に中書令を加へ朝鮮國公に封せんと、王遂に使を遣はして冊封し、王太子の禮を用ひ府を立て僚屬を置き、王は殿門を出で親ら詔書を傳ふ、百官資謙の第に就て賀す、資謙は衰を釋き中書に赴く、百官又だ綴行して庭賀す、是の日大雷電し以て雨ふり、市道の水深きこと一丈、時に又た資謙の祖考を追封す、昇中建議し。請ふ竹冊封崇褒賞の日を以て教坊樂を賜ひ、又た禮司に令して資謙か生日號を定めしめんと、禮部侍郎金富軾議して曰く、宗廟には樂象平生を用ひ、陵廟の若きは則ち喪服を以て從事し涕泣するに至る、豈に樂を用ゆ可けんや、生日に節を稱するは古より無き所な

り、唐の玄宗姑めて生日を稱して千秋節と爲せり、未だ聞かず人臣にして節を稱する者有ることをと、平章事金若温等其議に従ふ、昇中途に自ら號して仁壽節と爲す。使を遣はし宋に如き、恩を謝し方物を献す。

八月、李資謙は其次女を納れて王妃と爲す。

資謙は他姓の妃と爲らば權寵分つ所有らんことを恐れ、強請して第三女子を王に納れんと、王己むを得ず之に従ひ、戊午、納れて以て妃と爲す、是の日大風瓦を飛ばし木を抜く。

天狗墮つ。

辛酉に天狗東北より發し都城の内外を回翔す、過る所人皆な鼓譟す、幾くも無く西南に向つて地に墜つ、聲雷の如し。

九月、太白天を經る。

冬十二月、金若温を以て門下侍郎と爲し、拓俊京を中書侍郎と爲し、並に同平章事とす。

『乙巳』三年○宋宣和七年○遼保大五年、是の歲遼亡ぶ。

金天會二年。

春正月、李資謙又た第四女を納れ王妃と爲す。

庚寅、資謙又た第四女を納れて次妃と爲す、是の日又大風雨す。

史氏曰く、昔し魏公操は漢鼎を窺伺し三女を帝に納れ貴人と爲し、宮中の動靜先だつて知らざるは無し、今ま資謙の計は即ち操の計なり、資謙曾て圖讖の李氏國を得との語を信じ、君を無みするの心を蓄ふこと一朝一夕に非ず、史氏は資謙か三女を納るゝを以て、權寵の分るを懼ると爲す、何ぞ事を見るの晚きや。

夏四月、日月同く出づ。

丁卯、日月同く出で、東西相距る五丈許。

王、李資謙の第に幸し、宴を設け夜還る。

五月、使を遣はし金に如く、納れず。

金は國書か表に非ず又た臣と稱ざるを以て納れず。

秋八月、王、西京に幸す、九月、樂浪公金景庸卒す。

景庸は久く宰輔に居り、聚斂貨殖し第を治し壯麗、世の譏る所と爲る。

冬十月、門下侍郎致仕林有文卒す。

十一月、王西京より至る、十二月、拓俊京を以て門下侍郎と爲し、李壽を中書侍郎と爲し、並に平章事とす、清平の處士李資玄卒す、諡して樂真と曰ふ。

按するに、李氏は子淵より以後世々枝親と作り、門戸崇高に威權翕翕に、加ふるに資謙の潜に兇逆を懷き非望を覬覦するを以てし、之を卒るに家に凶し宗を覆へし流殛殆ど盡く、而も資玄は獨り超然として禍網を免る、此に由り之を觀れば、資玄の官を棄て長く往けるは、未だ必ずしも此に先見するに非ずとせんや、蓋し唐武の攸緒の流也、易に曰く幾を知るは其れ神かと、資玄は其れ賢なる矣哉。

『丙午』四年○宋靖康元年金天會四年。

春正月、白虹日を貫く。

時に又た群鳥有り北山に集り、相闘咬して死す、數日にして乃ち止む

二月、内侍金桑安甫鱗、知樞密智祿延等は、李資謙拓俊京を誅さんと謀り、克たず、資謙俊京は兵を擧げて闕を犯し、王を劫して南宮に遷し、甫鱗及び左僕射洪灌等を殺す。資謙は多く黨與を樹て顯要に布列し、官を賣り爵を鬻ぎ賄遺輻湊す、又軍國の事を知らんと欲し、王に其第に幸せんことを請ひ、策勸を授け時日を定む、事未だ就らずと

雖、王頗る之を惡む、内侍金桑安甫鱗は常に左右に侍し王の意を揣知す、乃ち同知樞密智祿延と與に資謙俊京を圖らんと欲し、遂に上將軍崔吳卓、大將軍權秀高領等と約既に定まる、辛酉夜る祿延等は兵を率ゐて宮に入り、先づ俊京の弟俊臣及び俊京の子内侍純等を殺し、尸を宮城外に投ず中郎池顯等奪りて資謙に告ぐ。

資謙は其の子之美及び俊京等と與に相顧て戰恐し、百寮を其第に召し方に與に事を議す、俊京曰く、事急なり矣坐して待つ可らずと、乃ち數十人を率ゐて朱雀門に至り、城を踰り鎗を折りて入り、神風門に至り呼譟し地を動かす、祿延等謂へらく外兵大に至ると、膽落ちて出づる能はず、平明に俊京等は益々其黨を聚め、軍器庫の兵仗を授け進んで昇平門を圍む、資謙の子僧義莊は玄化寺より僧三百餘人を率ゐて宮城外に至る、王、神風門に御す、俊京の軍望み見羅拜して萬歳を呼ぶ、王、汝が輩何の爲めに兵を操つて至ると問はしむ、對へて曰く、賊禁中に入ると聞き社を衝らんと欲する耳と、王曰く、之れ無し朕も亦恙無し、汝等甲を釋き散じ去る可しと、遂に侍御史李仲等に令し宣諭を絶下し、之に銀幣を賜ふ、軍士皆な甲を解き兵を投ず、俊京怒り劍を抜きて仲等を逐ひ、軍士に令り復た甲を振し兵を執らしむ、或は流矢有り御前に及

ふ、義莊の徒は斧を以て神風門の柱を斫る、資謙請ふ亂を作す者を出せ、爾らすんば則ち禁中を驚動せんと、言甚だ不遜なり、王答へず、日は晩に向ふ、俊京は夜に入らば變有らんことを恐れ、乃ち薪を東翠門廊に積みて之に火す、風焰煽熾し須臾にして内寢に延及す、宮人皆な驚駭して走り匿る、俊京は資謙の子之甫と與に百餘人を率ゐて左掖門に入る、俊門、人を使はし諸門を守らしめ、内より出る者有れば即ち之を殺す、是の夜王は火を避け歩して山呼亭に至る、侍從皆な散じ惟だ近臣林景清等十餘人在り、王歎じて曰、金仁存の言を用ひず以て此に至れるを悔ゆと、王、害に遇はんことを恐れ、書を作り位を資謙に禪らんと請ふ、資謙は兩府の議を畏れ未だ敢て言を發せず、李壽は坐に揚言して曰く、上に詔有りと雖李公は豈に此の如くせんやと、資謙の意遂に沮み、乃ち涕泣して書を還す、黎明に王は火焰の將に逼らんとするを以て、出で之を避けんと欲す、會々資謙は承宣金瑠を遣はし南宮に出御せんことを請ふ、王歩して景靈殿に至り、諸祖宗の眞を奉じ諸れを咎井に納め、乃ち西華門を出で馬に乗じて延徳宮に至る、吳卓は俊京の黨を前導し劍を抜き突入して之を斬る、左僕射洪灌は亂を作すの日に當り都省に直宿し、變を聞き歎じて曰く、主辱めらるれば臣死

す、吾れ敢て自ら安んせんやと、乃ち西華門に詣り扉を叩き入らんことを請ひ、遂に王側に侍す、是に至り王に従ひ西華門を出づ、老病にして歩む能はず、俊京等の害する所と爲る、宮闕の火くに當つてや、密直金瑠は直廬に在り歎じて曰く、平生拙直にして強禦を畏れず、李拓と隙有り出でば必ず害に遇はん、其賊の手に死せんよりは自盡するに如かずと、遂に戸を閉ぢて自ら焚死す、直史館金守雌は國史を負ひて山呼亭の北に至り、地を掘りて之を藏し焚滅の禍を免るを得たり、資謙等又た其黨を分ち遣りて甫鱗等十餘人を執へ、皆之を殺す、其餘軍士の死する者勝計す可らず、内侍王觀等は王に従つて南宮に在り、資謙之を出さんことを請ふ、王已むを得ず之に従ひ、殺す勿かれと請はしむ、資謙皆之を殺す、資謙又た俊京と與に議し、亂を作す日に凡そ直宿せる者は、貴賤と無く皆之を殺す、李壽は不可を執る乃ち止む、甫鱗等の執へらるるに方りてや、高碩の兄甫俊は吳卓の子升と與に奔りて北山に匿る、資謙は其黨を使はし之を追捕せしむ、俊等は高に登り之を罵つて曰く、資謙俊京は寵を竊み權を擅にし將に社稷を覆さんとす、汝か輩皆な奸諂し以て之に事ふ、曾て奴隸にだも之れ若かず、吾儕の義を擧げて克たざるは命也、義士豈に庸奴の手に死せんやと、乃ち天を呼



び巖下に投じて死す、是の日宮禁焚け盡し惟だ山呼賞春賞花の三亭、及び内帝釋院の廊廡數十間僅に存する而已、亂の作るに方つてや、朴昇中の子内侍深造は宮湏中より漏れ出で、資謙の第に至り、宮中の事状を告ぐ、資謙衣を賜ひ之を慰勞す。

李資謙は智祿延、金祭等を遠地に流し、道に祿延を殺す。

資謙は祭及び祿延を遠地に流し、子の甫をして祿延を縛梏せしめ、慘酷を極め幾んど死し、行きて忠州に至り氣尚ほ未だ絶わす、其黨尹翰をして其肢體を斷ち之を道傍に埋め、妻子は没して奴婢と爲す、祿延は蔡文の曾孫也、人と爲り荒恣にして學術行檢無し、自ら謂ふ智計有りと、謀拙に妄に動き遂に禍に及べり。

史臣曰く、資謙の惡極れり矣、其亡びんこと立つて待つ可し、祿延等は人の忍びざるに因り、君側の惡を除かんと欲せるも、而も智小に謀淺くして卒に身を殺し國を亂すに至れり、昔し李訓鄭注は宦官を劔剪せんと欲し、而も克つ能はず、甘露の變禍國家に及べり、其事畧ぼ同じ。

三月、天狗墮つ、聲有り都人驚き謀ぐ。

李資謙は王を劫して其第に移御す。

李資謙は王に中興宅西院に移御せんことを請ふ、王、仗衛を去り問道より院門に及ぶ、是より先き郎將池崇錫、權正均吳含等は、急亂の際に當り終始側を離れず、是に至り崇錫等は王を扶けて將に入らんとす、資謙之れを殺さんと欲し、郎將李積善をして崇錫を牽き出ださしめ、手に王の衣を執り、疾呼して救を請ふ、王顧て積善を吐し其胸を蹴る、猶ほ御衣を釋さず之か爲めに裂く、之美之甫等は王の階を下らざるを望見す、崔湜獨り出でて積善を罵つて曰く、聖旨有り汝何ぞ敢て爾るぞと、積善遂に之を釋す、王、湜等を召し謂つて曰く、崇錫等三人は至誠君を愛し更に他心無し、爾等我が爲めに請ふて殺すこと勿れと、俊京等之に従ひ遠地に流す、王既に堂に升る、資謙は其妻と與に手を拍ち地を拊ち大哭して曰く、王后の宮に入りしより聖子を生まんことを願ひ、天に永命を祈り至らざる所無し、圖らざりき今日反つて賊臣を信じ骨肉を害するを欲せんとはと、王羞赧して言無し、王、西院に居るより左右は皆な資謙の黨にして、國事は自ら聽斷せず動止飲食皆な自由ならず、宰相朴昇中許載等皆な諂ひて賊黨に付き、百僚は傍近の寺館に移寓し員に備ふ而已、資謙俊京の威勢益す、煽り、敢て誰何する無し。

夏四月、黃霧四塞し、日色血の如し、赦す。

李拓の黨を以て之を衛社と謂ひ職を授ること差有り。

王、安和寺に幸す。

王、舊宮を回望し泣然として泣下る、百官は資謙の馬前に拜す、資謙之を視て自若たり。

使を遣はし金に如く。

是より先き百官會して金に事ふる可否を議す、皆な不可を言ふ、獨り李資謙拓俊京は曰く金は昔し小國たり、今や既に暴に興りて遼と宋とを滅し、政修まり兵強く日に以て強大なり、又た我と境界相接す、事へざる可らず、且つ小を以て大に事ふは先王の道なり、宜く先づ使を遣はし聘問す可しと、王之に従ふ、是に至り使を遣はし金に如き、臣と稱し表を上る、金主は詔を回し之を褒獎す。

拓侍京を以て門下侍郎判兵部事とす。

時に資謙は權勢日に盛なり、王密に内醫崔思全と與に之を謀る、思全曰く、資謙の拔扈する所以の者は惟だ是れ俊京なり、若し俊京を得ば則ち兵權は内屬し、資謙は特に

一夫のみと、王曰く、俊京は國公の腹心と爲り婚姻を結ぶに至れり、而して其の弟及び子は皆な官兵の害する所と爲れり、是を以て之を疑ふと、乃ち筮して吉兆を得、思全因つて俊京の家に往き、諭すに力を王室に效すを以てす、俊京心に之を然りとす、王又た俊京に詔を賜ひ、一勉むるに忠義を以てす、俊京益す々策を決し資謙を去らんとす、會々資謙の子之美の奴は、俊京の奴と相聞ふ、俊京の罪を數へ死に當す、俊京大に怒り遂に資謙と隙有り。

五月、王、延慶宮に移御す、大雨雹す

李資謙兵を遣はして闕を犯す、拓俊京は資謙を執へ之を囚す。

資謙は延慶宮に居り、南鑿北垣し以て宮内に通じ、軍器庫の甲兵を取り之を其家に藏す、王嘗て獨り處り天を仰ぎ痛哭す、資謙は十八字の讖に因り不軌を圖らんと欲し、毒を餅中に置き以て進む。

王妃密に白す、王は餅を以て鳥に投ず、鳥斃る、又た毒藥を送り妃をして王に進めしむ、妃は碗を奉じ陽り蹶きて之を覆へす、妃は即ち資謙の第四女、王の次妃也、俊京既に資謙と隙を構へ、崔思全に附し奏して自ら効さんと請ふ、王、俊京に謂はしめて

曰く、國公は借亂すと雖反狀未だ著かず、徐に其變を俟つて之に應ずるも未だ晚からずと、常に中人をして之を伺はしむ、一日俊京は兵部に在り、王、小紙に手書し密に宦者趙毅を遣はし、俊京に示して曰く、今日崇徳府軍將は兵を持って殿北に至り、將に寢門に入らんとするが若し、朕若し害に遇はざらば、實に否徳の致す所なるも、痛む可き所の者は、太祖業を舐し列聖相繼ぎて寡の躬に至り、若し異姓の易る所と爲らば、則ち獨り朕が罪のみに非ず、實に輔相大臣の深く耻る所也、惟だ卿之を圖れど、俊京を書を以て尙書金珣に示す、珣は天に號び跪き泣て曰く、旨有り此の如し、義當さに死して公に事ふ可し、其れ安んず可けんやと、俊京乃ち珣と與に寮吏僕隸二十餘人を率ゐて北門を出づ、倉卒持する所無く各の柵木を取つて棒と爲し、金吾衛南橋より宮に入り、趙毅は延呼して曰く事急なり矣と、趣り入り遂に廣菜門を閉づ、李公壽隨ひ至る、王命じて一扉を開き之を納る、公壽は即ち壽也、巡檢都領鄭惟晃は百餘人を率ゐて軍器監に入り、兵甲を分け授け延慶宮に向ふ、路にして資謙の黨少卿柳元湜に逢ひ之を殺す、俊京は甲を擯し宮に入る、王、大福門に出で之を待つ、俊京は王を奉じ以て出づ、資謙の黨之を射る、俊京劍を抜き一呼す、敢て動く者無し、王、軍器監に入り兵を嚴にし

以て衛る、俊京は承宜康候顯をして資謙を召さしむ、資謙は事の去れるを知り素服して至る、俊京、李公壽と與に議し資謙及び其妻子を八關竇に囚し、其の將康好高珍守等を斬る、皆な資謙が指使する所の者也、人を遣はして支黨を逮捕す、王、廣菜門に出御す、衆皆な萬歳を呼び懼呼々躍し流涕する者有るに至る、李之美變を聞き百餘人を率ゐる廣菜門に至り、入ることを得ず徘徊往返し、李資徳金仁揆等と與に兵部に入る、猶未だ資謙の囚へられしを知らず、晚に及び巡檢の兵士は之美を執へ之を囚す、資徳等驚駭して散じ去る、王、延慶宮に還御す、義莊は内寢に亡匿す、執へて八關竇に送る、是の擧や金珣は實に俊京を賛し、其の功多きに居る、而も事定まるの後も竟に自ら言はず、人其の功を知る莫し、王之れを稱して曰く、功有るも人は知るを求めず、賢と謂ふ可し矣と、俊京、珣、思全等に衛社功臣の號を賜ひ爵を進むること差有り。

李資謙及び其妻子を流し、支黨を遠地に分ち配す。

資謙及び妻崔氏、子の之允を靈光に、之美を陝川に、公義を珍島に、之彦を巨濟に、之甫を三陟に、義莊を金州に、之元を咸從に流し、關門祇候朴彪文仲經、中書侍郎朴昇中及び其の子深造三十餘人、及び官私奴九十餘人を遠地に分ち配す、彪は最も奸黠

にして、資謙に諂媚し聚斂附益す、故に朝廷尤も之を疾み、中路に之を殺し水に沈む。

六月、拓俊京を以て太師門下侍郎平章事と爲し、李公壽、金珣を知門下省事とし、崔思全を兵部尙書とす。

其餘將士に職を賜ふこと差有り。

二妃李氏を廢し任氏を納れて妃と爲す。

諫官論すらく、二妃は上に於て從母と爲す、以て配極す可らずと、王乃ち二妃を出だす賜與費られず恩眷甚だ厚し、遂に殿中内給事任元厚の女を納れて妃と爲す。

秋七月、宋、使を遣はし援を求む。

帝、閣門祇候侯章等を遣はし詔諭すらく、新に内禪を承く、金兵侵逼の故に、勉めて士衆を率ゐて王師に表裏し、以て中國數世の恩に報ひよと、候章は館に在り又た書を王に致す、大畧言ふ、金人猖獗侵擾し、中國既に和するの後ち復た窺伺の心有り、將に秋涼を待つて師を興し討伐せんとす、此時に當り本國安んぞ坐視す可けん、願くは兵を境上に將ひ共に戎醜を除けと、王か答章書の畧に曰く、本國は祖先より上朝に

恭事し、惟れ天地は其報を責めず、而も區々感激の心萬一を庶幾す、今者伏して宣詔を承るに、金人の不道なるを以て、方に將に兵を起し罪を問はんとし、小國に令し士衆を率勵し表裏を相爲せと、初めて奉讀してより覺わす流涕せり、惟だ金人の始めや固と嘗て我國に臣屬し、而して常に寇掠を以て事と爲す、我國は邊鄙を以て甫寧し、事を生ずるを欲せず、來れば則ち懲して之を禦ぎ、去れば則ち備へて之を守る、要は羈縻に在る而已、昨は掠せられたる人金より來りて言ふ、上朝の使臣彼に到るに禮數一に北遼の例の如しと、又聞く其の和を請ふに因りて之を許せりと、中國の大を以てして此の如し、况や小國は孤立して其れ將た安んか恃まんや、載ち念ふ本國は天災流行し府庫焚蕩し、凡そ戎を禦ぐを爲すの具は子遺有る靡し、殘弊の兵を以て新勝の虜に當るは、恐らくは勉強して能く及ぶ所に非ざる也、但だ冀くは師徒を訓勵し、器械を修整し、王師の彼境に臨壓するを待ち、則ち弊國敢て力を盡さざらんと、章等の還るや、亦た此意を以て表を附し以聞す。

九月、使を遣はし宋に如く。

金富弼を遣はし宋に如き登極を賀す、富弼等の明州に至る時、金兵は汴に入りて道梗

り通ずるを得ず、明年五月に至り乃ち還る。

金、使を遣はし來聘す。

金主は使臣に勅して曰く、高麗の凡そ使を遣はし往來するや、盡く遼の舊に仍り保州路を取り、及び邊地人口の彼界に在る者は、須く盡く發し還す可し、若し一々聽從せば、則ち保州の地を以て之に賜はんと、王、表を回し之を謝す、凡そ金使の迎饒等の禮は、一に遼に事ふる例に依れり。

冬十月、金祭を召し還へす。

還りて殿中内給事を拜す。

王南京に幸し、十一月南京より至る。

十二月、李資謙は貶所に死す。

按ずるに高麗は刑網肅かならず亂逆すること資謙の如くにして、而も流竄に止まり、首領を保つを得以て没す、亂臣賊子將た何の懲惧する所ぞや、此れ麗祖の中衰して振はず、而して庚癸以後禍亂踵を接して起る所以の者也。

使を遣はし金に如く。

王、表して、保州は本と我國の故地にして、而して遼人に傳授し、賜を先皇に受るに意を陳ぶ、蓋し是より先き金主は、邊地人口を發還するの命有り、故に使を遣はし陳辨す。

金仁存を以て檢校太師門下侍中と爲す。

『丁未』五年○宋建炎元年○金天會五年。

春正月、金、使を遣はし來つて生辰を賀す。

是より兩國の使价往來して絶ねず。

二月、王、西京に幸す。

時に金兵は汴に入る、邊報に妄傳すらく、金兵敗北し北宋の師は勝に乗じ深入すと、鄭知常金安等以爲へらく時失ふ可らず、請ふ師を出だし宋に應じ以て大功を成さんと、王、近臣を遣はし馳せて金縁に問ふ、對へて曰く、傳聞の事は恒に多く實を失ふ、浮言を聽きて師旅を興し以て強敵を怒らす可らずと、王乃ち止む。

三月、灌頂道場を常安殿に設く。

西京の妖僧妙清は、日者白壽翰と與に王に説き、灌頂道場を設けしむ、其術は詭誕に

して知る可らず。

拓俊京を岳墮島に流す。

俊京は功を恃みて跋扈す、王之れを忌む、左正言鄭知常上疏して俊京が亂逆の罪を極陳し、且つ曰く、丙午五月の事は一時の功也、二月の事は萬世の罪也、陛下は人に忍びざるの心有りも雖、豈に一時の功を以て萬世の罪を掩はんや、請ふ吏に下し之を罪せんと王乃ち俊京を流し、其の党を治し崔湜李候進邵億鄭惟晃尹翰等を遠地に流す、明年、王は俊京が衛社の功を念ひ、命じて谷州に量り移す。

諸州に詔して學を立て、以て教道を廣む。

夏四月、元子徹生る。

王妃任氏は子の徹を生む。百官表賀す。

文公美を以て吏部尙書と爲し、韓安中を尙書右丞と爲す。

公美等は先きに李資謙の逐ふ所と爲る、是に至り召して之を用ひ、並に當時罪を得る者文公裕鄭克永韓冲林存崔巨鱗李神倚等を召し、其官職を復す。

秋七月、王、西京より至る、西北界に蝗す。

八月、李璋を以て中書令と爲す。

九月、金、使を遣はし來り、宋を滅すを告ぐ。

金主詔して、宋帝父子は俘にされ、及び亡宋の太宰張邦昌を冊命して大楚皇帝と爲す等の事を論す、王、表を附し之を賀す。

冬十二月、門下侍中金線卒す。

線は上琦の子也、明敏好學老て卷を釋てず、其の臺省に在るや、陳る所皆な經國の遠猷、一時の制誥皆な其手に出づ、再び禮闈を掌り多く名士を得、諸子皆な文墨を以て顯る、時人之を江左の王謝に比す、文成と諡し後ち睿宗の廟庭に配享す。

金富僧を以て中書侍郎平章事と爲す。

富僧は富軾の兄也。

太白天に經る。

明年正月に至るも猶ほ天に經り、光芒日より大なり。

翰林學士鄭克永卒す。

克永は明敏好學、文詞に工に諫臣の風有り、名一時に重し。

麗史提綱卷之七終

麗史提綱卷之八

仁宗(下)

〔戊申〕六年 宋建炎二年○金天會六年。

春正月、仁德宮火く、二月、南京の宮闕火く。

三月、李公壽を以て門下侍中と爲し、金珣を同中書門下平章事と爲す。

夏四月、太白天に經る、八月に至り猶ほ見ゆ。

六月、崔弘宰を以て門下侍郎平章事と爲す。

資謙敗れて後、凡そ資謙が斥る所の者は悉く召還す、惟だ弘宰は韓安仁を殺すの故を以て、諫官の駁する所と爲り、是に至り始めて召し是職を拜す、弘宰自ら言ふ、竄逐され家産蕩盡せりと、乃ち貨を納れ官を賣る、其の後諫官崔惟清等は論すらく、弘宰は

姦邪なり、位に在りて法を亂り國を蓋す、宜く貶黜を加へ以て天戒に答ふ可しと、乃ち守司空右僕射に左遷す、幾くも無く復た平章事を拜す。

宋、使を遣はし道を假り金に如かんと請ふ、許さず。

宋帝は、二帝の在る所は本國と相近きを聞き、本國より路を取りて通問せんと欲し、刑部尙書楊應誠等を遣はし、金國の信使と爲し海に航して來り、詔を王に諭すに道を假るを以てす、應誠等は館に至り復た書を移し道を假り二帝を迎請せんことを請ふこと甚だ懇ろに、且つ曰く、若し貴國は此に困り事を金人に生せんことを慮れば、應誠等只だ國書禮幣を持し前み去り講和せば、即ち争鬪に非ず、貴國は但だ津に使人を發し一行して界上に至り、先だちて金人に報じ以て可否を聽かば、則ち自ら是れ事を生するに由無しと、朝廷復書の畧に曰く、伏して聞く二帝遠征すと、舉國憂憤す、時に應じ官守に奔問する能はずと雖、而も臣子の心豈に寧處に違あらんや、皇帝初め寶位に登り首として侍臣を遣し小國に令し津發前去し二聖を迎請せしめんと欲し、使副に繼ぐに公牒を以てし懇意備さに至る、敢て命を拜せざらんや、然れども女眞は近ごろ大遼を陥没し上國を侵犯し、此れより兵威益す々大に抑り、小國に令し臣と稱せし

む、小國已むを得ずして之に従ふ、彼は常に我の上國を樂慕するを疾む、如し使節が道を假り境に入るを聞かば、必ず猜疑して事を生せん、特に此の如くのみならずして、必ず報聘を以て名と爲し道を假り入貢せば、則ち我れ將た何の辭を以て拒まん、苟も、海道の便を知らば、則ち小國の保全難し矣と、應誠等往復して已まず、又答書して曰く、上朝は是より先き詔し、小國として女眞に往き諭して來朝せしめよと、小國竊に慮るに、女眞は中國の富庶を窺はしむ可らずと、敢て詔を奉せざりき、朝廷以て然りと爲さず、遂に多方招諭して厚く金帛を賜ふ、彼れ既に中國の虚實を知り、窺心一たび動き長驅深入して京師を騷擾す、小國は金と疆場相接し、情偽を知ること甚だ熟せり、今使節此に由りて往かば、則ち彼れ必ず此に由りて復禮せん、且つ其國の東は大海に濱し、尤も水戰を善す、後れ托するに復禮を以てして、淮浙の形勢を審知し、萬一戰艦を具し海に浮んで下り其不意を襲はぶ、竊に恐る北は陸戰に苦み、南は水戰に苦み、首尾敵を受け患を爲すこと必ず鉅なり、事此に至らば悔ゆと雖追ふ可けんや、小國の詔を奉するを獲ざる所以の者は、天地洞鑿せん、敢て辭を飾らずと、亦た此意を以て具表し、應誠等に付して轉奏せんと欲す、應誠等曰く、貴國君臣以て害

有りと爲して従はず、只だ使人を還歸せしめんと欲するも、是れ終に許さざる也と、遂に附表を受けず、贈る所の禮幣も亦皆な納れずして去る。

秋八月、使を遣はし宋に如く。

侍郎尹彥頤を遣はし宋に如き、敢て道を假さざるの由を表陳す、帝、詔を賜ひ之に答ふ。

王、西京に幸す、九月、南界の海賊平ぐ。

是より先き南界の海賊多く起る、御史中丞鄭應文を以て宣撫使と爲し往きて之を諭さしむ、是に至り溟珍松邊鶴州（並に今の巨濟に屬す）等の處の海賦八百餘人來り降る應文は歸厚就安和順等の三場を三岐（今三嘉）晋州等の處に置き以て之に處らしむ。冬十月、使を遣はし金に如く、是より貢獻絶わす。

王、西京より至る、十一月、新宮を西京の林原驛に置く。

妙清、白壽翰は、陰陽不經の説を以て衆人を眩惑す、鄭知常も亦西京の人、深く其説を深じ以爲へらく、上京の基業已に衰へ宮闕焚け盡せり、西京は王氣有り、宜く移御して上京と爲す可しと、内侍金安洪、李仲孚、大臣文公美、林景清等従つて之に和し



遂に奏すらく、妙清は聖人也、白壽翰は亦其の次也、凡そ其の陳請する所容受せざる無くんば、則ち政成り事遂げて國家保つ可き也と、乃ち諸官に歷請し署名せしむ、平章事金富軾、參知政事任元厚、丞宣李之氏は獨り署せず、書奏するや王頗る之を傾信す、是に於て妙清等上言す、西京林原驛の地は是れ術家の所謂大花勢なり、若し宮闕を立て之に御さば、則ち天下并す可く、金國は贄を取りて自ら降り、三十六國皆な臣妾と爲らんと、王の西京に幸するや、從行の宰樞に命じて妙清等と與に地を林原驛に相さしむ、是に至り新宮を勅し、金安に命じ役を董すこと甚だ急なり、時方に寒洩し民甚だ怨咨す、翰林學士金富儀上疏して不可を極言す、王從はず。

十二月、金、使を遣はし來聘す。  
且つ保州の畫境、人馬撓越等の事を言ひ、督して誓表を進めしめ、此盟に渝ふ有らば社稷傾危し子孫紹がす神明之を殛せん等の語を使用す。

『己酉』七年○宋建炎三年○金天會七年。

春正月、三日並び出で、相連りて虹の如し。  
樞密副使韓冲卒す。

冲は性剛直敢言、篤學能文に、政ごと廉惠を尙び、至る所聲績有り。

二月、西京の新宮成る、王、西京に幸し新宮に御す。

妙清の徒或は上表して王に勸め、帝と稱し元を建てんと、鄭知常之を贊助す、又或は請ふ、劉齊と約し挾んで金を攻め滅さんと、識者皆以て不可と爲す、妙清の徒は喋々し已まず、王終に聽かず、王、新宮に御し群臣の賀を受く、鄭知常等言ふ、上の殿に坐するに方り空中に樂聲有るを聞けりと、以て非常の嘉瑞と爲し遂に賀表を草し、宰樞に署名せんことを請ふ、宰樞等從はず、表竟に上るを得ず。

三月、王、西京より至る、赦す。

西京の民は勅闕に勞せるを以て、倉を發して之を賑ひ、過る所の州縣今年の租稅蠲減す。

白虹日を貫く、王、國學に幸す。

先聖に釋奠し、儒臣に命じ諸生を會し經學を論ず。

夏五月、佛骨を迎へ仁德宮に置く。

秋七月、太白天に經ること凡そ十五日。

八月、初めて書籍所を置く。

王、聽政の暇を以て諸學生と與に學を講せんと欲し、書籍所を壽昌宮側に置き文書を  
哀集し、金富儀林完等をして諸儒臣と與に更直せしむ。

九月朔、日食有り。

使を遣はし宋に修貢せんと請ふ、詔して許さず。

按ずるに、事は宋史に見ゆ。

冬十月、使を東北兩界に遣はし兵仗を點檢す。

是より先き王は邊事を學士金富儀に問ふ、對へて曰く、杜牧は時事を言つて云ふ、上  
策は自治に如くは莫しと、宋の神宗は文彥博と邊事を議するや、彥博曰く、須く自治  
を先にす可し、近を畧し遠に勤む可らずと、王安石曰く、若し能く七十里を自治せば  
以て天下に王たる可し、今や萬里の天下を以てして人を畏る者は、自治せざるに由  
る也と、今や我三韓の地は、豈特に七十里而已ならんや、然り而して人を畏るゝを免  
れざる者は、其咎は自治を先とせざるに在る而已、良騎野合し鋒を交へ刃を接し勝を  
當時に決するは、戎狄の長する所にして、而して中國の短なる所也、弩を強人城に乗

り營を堅くし固く守り、以て其技ふるを待つは、中國の長する所にして、而して戎狄  
の短なる所也、宜く務めて長する所を先にし、以て其變を觀る可し、此れ梁陶の策に  
して甚だ今の形勢に合す、宜く京城及び諸州鎮に令し、強弩每天雷雨火箭を蓄へ、使  
を遣はし、督察し、時を以て主吏を賞罰す可しと、王之に従ふ。

十一月、大霧し終月開かず。

使を遣はし金に如き、始めて誓表を進む。

十二月、大に東郊に閱す。

〔庚戌〕八年○宋建炎四年○金天會八年。

春正月、金、使を遣はし來聘す。

夏四月、宋、使を遣はし來る。

帝、詔し、中原多事なるを以て駕を江湖に駐む、之をして姑く聘問を停むと。

五月、祈福齋を現聖寺に設く。

侍中李公壽は諸大臣と會議し、百官に令し米を出さしむこと差有り、齋を現聖寺に設  
け、國家の爲め災を禳ひ福を祈る。

按するに、甚し矣習俗の人を移すや、高麗は國を立て教を設け、多く異端無經の術を尙び、燃燈八關の會を設けて福を祈り災を禳ふ等より、黠雜の祀濫觴し、夙壽の賢の如きにして而も亦た波流風動を免れず、此の誣妄の議を建つ、自餘は何ぞ責めん焉。

秋七月、侍御史高唐愈を左遷し工部員外郎と爲す。

資謙の黨を論じて旨に忤ふを以ての故也、幾くならずして唐愈は復た臺官と爲り、資謙の亂を論ずらく、朝臣脅從して節を失ひ、而して因縁苟免する者多く宰輔に至る、聖上寛大にして其瑕疵を掩ふと雖、何の面目か朝廷に立ち日月を見んやと、王は其言を是とすと雖、盡く大臣を棄るに忍びず、尋で唐愈を擢んで禮部郎中と爲す、實は臺職を奪ふ也、唐愈は一に兆基と名く。

御史臺は國學の士を減せんと請ふ、從はず。

御史臺奏す、國學に士を養ふこと太た多くして、供給甚だ費ゆ、請ふ行業成就の者若干人を留め、餘は悉く之を出たさんと、是に於て國學の諸生は闕に詣り上書し御史臺を論ず、王、諸生の言に従ふ。

罪生の莊老の學を治むるを禁ず。

八月、王、西京に幸す。

時に西京の重興寺塔災く、或は妙清に問ふて曰く、師の西都に幸せんことを請へるは災を鎮せん爲め也、何の故に此大災有るやと、妙清慙ぢて答ふる能はず、良や久うし乃ち曰く、若し上り開京に在らば、則ち災變は此より大なる有らん、今幸に此に移る故に災は外に發して聖躬安安なりと、惑ふ者反つて其説を信ず。

般若道場を選軍廳に設く。

王、妙清の言に従ひ會を設ること凡そ二七日、又た無能勝道場を設ること三七日、亦た妙清の言を用る也。

冬十月、王、西京より至る。

十二月、使を遣はし金に如く。

是より先き金は屢ば保州に投入せる人口を徵す、是に至り王上表して追索を免せんことを請ふ、金主許さず、往復する再三、然る後乃ち之を許す。

侍従の臣に詔して各の遺逸一人を擧げしむ。

東山の處士郭輿卒す。

輿は神姿環璋、書史を涉獵し道釋醫藥陰陽の説に至るまで、見れば輒ち誦を成し忘れず、射御琴棋治めざる所靡し、終身娶らず、然れども常に洪州に守し潜に官妓を挾み、又た山齋に常に婢妾を以て自ら隨ふ、時議の少とする所と爲す、眞静と諡す。

〔辛亥〕九年、宋紹興元年○金天會九年。

春三月、太白天に經ること凡そ百餘日。

夏五月、中外の香徒會を禁す。

時に僧俗雜類聚會して群を成し、號して萬佛香徒と爲し、或は念佛誦經し詭誕を作爲し、或は酒に酔ひ兵を持し躍踊遊戯す、御史臺金吾衛をして巡檢禁止せしむ。

秋九月、崔滋盛文公美を以て中書侍郎同平章事と爲す、使を遣はし金の東京に如く。

是より先き金主は兵三萬を領して東京に到る、朝廷其の意を測る莫し、閣門祇候庾償を遣はし、名けて持禮使と爲し東京に如き、以て動靜を察せしむ、償等達せずして還る冬更に之を遣す。

冬十二月、天狗墮つ、聲雷の如し。

八聖堂を西京の新宮に置く。

妙清は王に説き八聖堂を林原驛に置き、宮城の内に諸佛及び國內名山の神を祀り、鄭知常をして文を撰ばしめ以て之を祭る。

王子皓生る。

王后任氏の出、是を明宗と爲す。

〔壬子〕十年○宋紹興二年○金天會十年。

春二月、使を遣はし宋に如く、帝、詔を賜ひ之を褒答す、王、西京に幸す。

妙清等奏す、上京は地勢衰ふ、故に天は灾孽を降し、宮闕焚蕩せり、須く數ば西京に御し以て灾を禳ひ福を招く可しと、是に於て鄭知常等言ふ聖人の言は違ふ可らざる也と、王乃ち西京に幸し行きて金巖驛に至る、風雨暴に作り白晝晦暝し、衛士顛沛し王は轡を執り路に迷ひ、或は泥に陥り石に觸れ、侍従は王の之く所を失ひ、宮人號泣す、晩に及び雨雪し寒甚しく、人焉死する者甚だ多し、妙清曰く、我れ曾て是の日に風雨有るを知り風伯雨師に勅して曰く、乘輿は道に上れり風雨を作す勿れと、既に許して食言する此の如し、憎む可きの甚き也と、西京の父老等は妙清の旨を希ひ、上書して帝と稱し元を建てんことを請ふ、鄭知常極めて之を賛し、請ふ上は天心に應し下

は人望に順ひ、以て金國を壓せんと、王以て承宣李之氏に問ふ、對へて曰く、金は強敵なり、輕んず可らざる也、况や兩府大臣は上都に留守す、一兩人の言を偏聽して以て大議決す可らずと、王乃ち止む、妙清等密に大餅を作り其中を空にし、一孔を穿ち熟油を盛りて大同江に沈む、油漸く出で水面に浮ぶ、之を望むに五色の若し、妙清等因つて言ふ、神龍の涎を吐くなり、此れ嘉瑞也と、百官の表賀を請ふ、王、人を遣はし審視せしむ、善く洵ぐ者索めて大餅を得たり、乃ち其詐なるを知る、參知政事任元厚上書して言ふ、妙清白壽翰等は其奸謀を肆にし、怪誕の説を以て衆心を惑はす、一二の大臣及び近侍の人深く其言を信じ、上は天聽を惑はす、恐らくは將に不測の患有らんとす、請ふ妙清等を市に斬り、以て禍萌を絶たんと、報せず。

夏四月、守太尉金富僧卒す。

文簡と諡す、富僧は人と爲り寛厚儉約、人物を臧否するを喜ばず、生産を事とせず、文章華瞻なり、弟富軾、富儀と與に皆な文學を以て侍從し、並に宰輔に列す、一時之を榮とす。

閏月、王、西京より至る、赦す。

鄭知常は王の長く西京に御せんことを欲す、承宣鄭沆は再び上疏し、宮闕を修葺し上都に還御せんことを請ふ、言甚だ功直なり、王之に従ふ

秋七月、京師大に饑ゆ、穀價聳貴し餓殍相望む。

八月、彗星見ゆ、長さ三尺許、大雨す、人家を漂没すること數ふに勝ゆ可らず、又た水奉

恩寺後に湧き山上の古井奔流して國學に入り、經史百家の文籍を漂没す。

冬十一月、赦す。

王、制を下し、凡そ李拓か亂を構へし際に於て、其姓名の之を史籍に書せるの外、刑駁の文簿有り藏して有司に在る者は、悉皆之を焚き大に自新の路を開け、拓俊京は罪惡極重なりと雖、其功も亦た録す可き有り、法に功過相準に當る、其子に職田を還す可しと。

十二月、金富軾を以て中書侍郎平章事と爲す。

御衣を西京の大花闕に置く。

妙清等言ふ、王若し長く西京に御せずんば、則ち御座を設け御衣を大花闕に置かば、則ち福慶は親御と異なる無しと、王、文公美等を遣はし御衣を奉じ之を置かしむ。

『癸丑』十一年○宋紹興三年○金天會十一年。

春三月、子の徹を立て、王太子と爲す、後ち更に眼と改む、武學に士を取るの法を罷む。是より先き朝廷患ふ武學齋生の擧に赴く者は策論少く、格に合はずと雖分に隨つて選取し、第を得ること甚だ易し、是に於て諸生は争つて武學に屬し、本を棄て末を逐ひ名有りて實無し、且つ武學漸く盛にして、將に文學の人と角立して不和ならんとす、朝廷深く以て未だ安ならずと爲す、制して、自今已に登第せる者は文士と一體に叙用し、武學に士を取り及び齋號は竝に停罷せしむ。

使を遣はし宋に如き、中道にして風波に遇ひ、至らずして復る、夏五月、蝗有り。

蝗有り京畿の松葉殆ど盡く、王、教を下し躬を責め臣僚に申戒し、且つ清白節義の人を褒擧せしむ。

王、崇文殿に御し易を講す。

平章事金富弼に命じ易を講せしめ、司業尹彥頤等をして問難せしむ、是より先き彥頤の父權は、大覺國師の碑文を撰みて工みならず、其門徒は密に王に白し金富弼をして改め撰ばしむ、富弼は之を撰びて讓らず、彥頤心に之を慊ふ、是に至り彥頤をして問

難せしむ、彥頤は頗る易に精しく辨問縱横す、富弼は應答に難み汗流れて面に被る、遂に彥頤と隙有り。

秋九月、門下侍中李璋卒す。

莊肅と諡す、璋は性殖貨を喜び、時議の少とする所と爲る。

十月、王親ら國老を饗す、十二月、兩日並び出づ。

直門下省李仲等上書し、妙清等を黜けんと請ふ、報せず、仲は侍御史文公裕等と與に上疏して曰く、妙清白壽翰は皆な妖人也、其の言怪誕信す可らず、近臣金安、鄭知常、李仲孚、宦者庾開は、結んで腹心と爲り、屢ば相論じ薦指して聖と爲す、又大臣有り従つて之を信す、是を以て主上は以て疑ふを爲さず、正人直士を皆な之を疾むこと讎の如し、願くは速に升遠せんことをと、言甚だ功直なり、報せず、仲等退て罪を待つ。

『甲寅』十二年○宋紹興四年○金天會十二年。

春正月、舊田し、始めて大晟樂を用ゆ。

白虹日を貫く、二月、王、西京に幸す。

駕して馬川亭に至るや、將軍金勇の馬驚き、物有り之を驅るが若く、急に駕前を逸過し勇は地に墜ち幾んど死す、駕大同江に、至り龍舟に御するや、忽ち暴風大に起り、船上の惟慢器皿皆な震動し、天氣大に寒く、王遽に起つて衣を更へ駕を促して城に入る、三月、王、大花闕に移御す、駕初めて發するや、暴風塵を揚げ人馬前む能はず。三月、星有り地に墜つ。

流星地に墜ち大さ斗の如し、是の月星再び晝る太初門營造の處に隕つ、時に王は西京に在り永明寺に幸す、星有り亦た晝る隕つ、乃ち一時也。

王、西京より至る、夏四月、任元厚を以て中書侍郎平章事と爲す、隕霜草を殺す。

五月、廣州に雨血し、清風池の水化して血と爲る、王、教を下し言を求む、

王、天變異常に旱氣亦た甚しきを以て、詔して三品以上に各の封事を上らしむ、國子司業林完上疏して言ふ、臣嘗て謂ふ、言を進むるは難きに非ず、其言を聽くを難しと爲す、言を聽くは難きに非ず、其言を行ふを尤も難しと爲すと、傳に曰く、天に應ずるは實を以てして文を以てせずと、所謂の實とは徳也、所謂の文とは今の道場醜蔡の類の若き是れ也、近ごろ白虹日を貫き、正陽の月に雷震し、特異なる此れ近古未だ聞か

ざる所也、意ふに陛下は天に應ずる文を以てして實を以てせざる耶、何ぞ其れ醜類の煩にして、而して變異の多きや、陛下豈に勉強して實を以て之に應ず可らずや、勉強して實を以てするは、當今の弊を革むるに在り、當今の弊を革むるは太祖の遺訓に遵ふに在り、文宗の舊典を擧ぐるに在る而已、今ま祖宗の法を行はんと欲すれば必ず權貴に利あらず、故に善政有りと雖、朝に行ひ夕に改めて法度常無し、惟だ陛下の至誠は聖心に發し、諸を輔相に責め之を神明に質し、痛く左右欺蔽の奸を抑へ、其陰陽怪誕の術を絶ち、日に一日を慎み之を行ふて已まざれ、近日怪誕の説大に妙清より起り欺奸を惟れ事とし君を誣ひ上を罔みす、宋朝の林靈素と異る無し、左右近習及び諸大臣交も相薦譽し、以て聖人と爲し、根深く蒂固く牢として抜く可らず、大花宮の役より、民を勞し衆を動かし百姓怨咨す、往歲巡幸するや災は佛塔に發し、今年巡幸するや流星馬禍相繼で作る、且つ此宮闕は本と福を求むるか爲にするも、今や已に八年にして一の休祥無く、災變荐に至る、天其れ或に陛下を警悟せしむる耳、陛下豈に一奸臣を惜んで天意に違ふ可けんや、願くは陛下乾剛の威を奮つて妙清の首を斬り、上は以て天戒に答へ下は以て民心を慰めんことをと、報せず、完は宋の人也、

六月、太白天に經る、西京の大花闕乾龍殿に震ふ。

史氏曰く、仁宗は身に李拓の亂を經、宜く其れ心を動かし性を忍び、其智識を増益す可きに、而も反つて妙清に嬰弄さるゝは何ぞや、清は特に妖妄の賊兒のみ、其の説荒怪兇謀既に極まる、而して天の仁宗に警告する者未だ嘗て倦々として懇至せずんばあらず、八年に幸するや、始め中興塔の災有り、九年に林原の新闕は鳥迹の怪有り、十年に駕して金巖に至るや大風晝る晦く、十二年に駕して大同江に至るや暴風惡を危し大花闕に移御すれば、亦た大風流星の變有り、加ふるに正月に繁霜し大雷雨し以て震ふを以てし、復た今日は大花乾龍の變有り、天の譴告する是の如くにし而も終に悟らず、賊清既に叛き民を勞し衆を動かし、三年にして僅に之を平ぐ、王噬臍すと雖尙ほ何ぞ及ばん哉。

地震ふ、東京も又だ震ふ、秋七月、河道を洪州に鑿つ。

時に議者有り言ふ、洪州安興亭下の海道は險惡にして、往々に舟を覆へす、若し河道を洪州蘇大縣に鑿たば、則ち船行捷利なりと、王、内侍鄭襲明を遣はし卒數千人を發し之を鑿たしむ、竟に就らず。

王、從に西京に幸せんとし、既にして果さず。

初め妙清は屢ば西京に巡御せんことを請ふ、而して災異荐に至る、其の黨欺誣し以て害無しと爲し、是に至り王の西幸して災を避けんことを固く請ひ、其逆謀を濟さんと欲す、金富軾奏して曰く、今夏に西京大花宮に雷震せり、若し是れ吉地ならば天必ず此の如くせず、災を此に避るも亦た左ならず乎、况や今や西城未だ收めず、車駕若し出れば必ず稼禾を蹂まん、民に仁し物を愛するの意に非すと、又た諫官と與に上疏して極言す、王之に従ふ、右正言黃周瞻は妙清の意を希ひて、帝と稱し建てんことを請ふ、王又た聽かず。

冬十月、白虹日を貫く、十二月、太白天に經る。

『乙卯』十三年○宋紹興五年○金天會十三年。

春正月朔、日食し密雲して見ぬず。

妙清、柳昌、趙匡等西京を以て叛く、平章事金富軾を以て元帥と爲し之を討す。

妙清は西京の分司侍郎趙匡、兵部尙書柳昌、司宰少卿趙昌言安仲榮等と與に、西京に據りて叛き、制を矯めて留守員寮を囚し、又た人を遣はして西北面兵馬使李仲并に諸



倭佐諸城の軍將を執へ皆な之を拘し、上京の人にして西京に在る者は貴賤を論ずる無く亦た皆な之を拘し兵を遣はして崑崙道を斷ち、諸城の兵を劫發し且つ兵を兩界に徴し、國を大因と號し天開と建元し、其軍を號して天遣忠義と曰ひ、署を置き僞官す、妙清等又た諸軍に令し數道に分れ直に上京に趣かんと欲す、時に白壽翰は上京に在り其黨の西京に在る者書を爲りて壽翰を招て曰く、西京已に反せり身を抽んで以て來敗る可しと、壽翰は書を得て之を奏す、王、召して宰相文公仁(即ち公美也)に示す、公仁曰く、是の事疑ふ可し眞僞を究め難し、姑く之を問せんと、既にして人の西京より逃げ還る者有り、詳に其反狀を言ふ、王乃ち金富軾を以て元帥と爲し中軍に將とし、金正補尹彦頤高唐憲等を以て之が佐とし、金富儀は左軍に將とし、金且李愈尹本等之れが佐たり、李周衍は右軍に將とし、陳淑梁祐忠陳景甫等之が佐たり、分つて右軍を遣はし東路より東北の諸城に諭し、仍て賊黨を搜捕せしむ、

金富軾は内侍鄭知常金安及び白壽翰を殺す。

富軾は將に師を出ださんとし諸將と相議して曰く、西京の反に鄭知常金安白壽翰は謀に與かる、今ま是人を去らすんば西都は平ぐをて得すと、乃ち知常等三人を召し至

る、密に金正純に諭し勇士をして曳き出ださしめ宮門外に斬り、乃ち之を奏す、或は言ふ富軾は知常と名を文字の間に齊うし不平を積む、是に至り托するに内應を以てして之を殺せりと。

史氏曰く、按ずるに春秋の法は、亂を誅し賊を討するに必ず先づ其黨與を治す、妙清は天下萬世の大惡なり、知常は其心腹也、兇謀幻術して衆聽を眩惑し、口を極め贊揚し表裏して奸を爲す、知常の逆黨たること疑ひ無し、人々皆な得て以て之を誅せん、况や富軾は錢を杖き専ら征す、先づ其黨與を治し、知常を誅せずして誰で歟、前輩謂ふ、富軾は文字の間に不平を積み而して之を殺せりと、以て後人の疑を啓く、其れ春秋討賊の法を知らず矣。

吳氏雲曰く、妙清の奸謀を縦史し以て之を成す者は、知常等數人而已、則ち知常は妙清の黨與たること明かなり矣、専ら叛を討するを命せられて先づ黨を誅せるも、但だ咫尺の宮門にして關外在軍の日に非ず、而して先だつて聞奏せずして擅に君側の臣を誅す、時人の譏を免れ難し矣、其後ち子藩の吳祁を執へ、李高の韓賴を劫せらる、善惡殊なりと雖、大抵麗朝か君を脅すの習は、未だ必ずしも富軾之を啓くに非ずんば

あらざる也。

金富軾は兵を進め安北府に屯す。

王親ら富軾に鉄鉞を授け、戒めて赤子を多殺する勿れと、之をして専ら闔外を制さしむ、富軾は三軍を帥ひて金郊驛に次し、賊謀を獲て厚く待ち遣り還して曰く、歸つて城中の人に語れ、大軍已に發せり、能く自ら新にし順を效す者有らば性命を保つ可し、爾らざれば則ち天誅久く追る可らずと、會ま天雨雪し士馬凍餒し、衆心解弛す、富軾は撫循調給し軍情乃ち安んず、王、近臣洪彝叙等は西京の人と素と厚きを以て、詔を授け往きて之を諭さしむ、彝叙等懼れて敢て入らず、吏をして詔を傳へしめて還る富軾奏して之を流す、寶山驛に至り將佐を集めて計を問ふ、皆言ふ宜く甲を巻き道を信し賊の備へざるを掩ふ可し、若し至る所に淹留し、賊をして益す計を爲すを得せしむるは、我の利に非ずと、富軾曰く然らず、西京の反を謀ること己に五六年、其計を設ること必ず周く戦守の具既に備はり、然る後乃ち舉げり、今ま其不備を掩はんと欲するは以て晩からずや、且つ我軍は敵を輕んずるの心有り、器仗未だ整はずして猝に伏兵の竊に發するに遇はざらば、一の危ぶむ可き也、頓兵堅城の下に天寒く地凍り、壁

壘未だ就らずして忽ち賊の乗する所と爲らん、二の危ふむ可き也、又聞く賊は兵を兩界に徴すと、列城は狐疑して眞偽を辨する莫し、萬一奸人有り之に應じ表裏相結び道路梗塞せば、禍此れより大なるは無し矣、兵を引き間道より、賊の後に繞り出で、諸城の軍資を取り以て大軍に餉し、順逆を告諭し西人と絶たしめ、然る後兵を益し士を休め、檄を賊中に飛ばし徐ろに大兵を以て之に臨むに若くは莫し、此れ萬全の計也と、遂に兵を引の徑に成州(今成川)に趣き、檄を諸城に馳せ諭すに辭を奉じ賊を討するの意を以てし、人を遣はし城中に招諭し、且つ虚實を覘はしめ、諸軍を引ひて連州より安北府に抵る、東北界の諸軍も亦た來り會す、是より先き西京既に反するや、邊上の諸城は猶ほ願望を懷く、大軍の至るに及びて列城震懼し、皆出でて官軍を迎ふ。

西京の人は妙清等を斬りて降を請ふ、既にして趙匡復た城に據りて叛く。

富軾は人を西京に遣はし降を諭すこと數回に至る、趙匡等抗す可らざるを知り、意出で降らんと欲す、自ら罪重きを以て猶豫し未だ決せず、會ま平州の判官金淳夫は詔を賚して城に入る、西人は遂に妙清柳昂及び昂の子浩等の首を斬り、分司太府卿尹瞻等をして淳夫と偕にし罪を朝に請ひ、又た書を富軾に投じて曰く、謹で詔旨及び元帥の

諭を奉じ、己に渠魁を斬り馳せて闕下に献せり、羊酒を以て師を犒はんと欲す、日期を請ふと、是に於て富軾は錄事白祿珍を遣はし之を奏し、又た書を兩府に貽り、宜く厚く贍等を待ち以て自新の路を開く可しと、宰相文公仁崱濡等は祿珍に謂つて曰く、汝元帥は直に西京に趣かずして、迂路に循ひ以て安北に赴けり、吾等は奏して單价を遣はし詔を賚して降を諭せり、爾ち元帥の功に非ず、爾ち來つて何をか爲すと、遂に贍等を面縛し枷鎖して獄に下し、富軾を督し進討せしむ、匡等は贍等に獄に下ると、聞き、必ず免れずと謂ひ復た城に據りて叛く、王、侍御史金阜等を遣はし、尹瞻と與に往きて詔を阜等に頒ち、之を却すに威を以てし慰撫を加へず、西人怨怒し遂に之を殺す瞻は太祖の眞を奉じて逃げ出づ、賊又た之を殺す、富軾は衆に誓ひ進み攻む、西京は三面に水を阻て北に山岡を負ひ、城は且つ高險にして猝に抜き易からざるを以て、乃ち城を環つて營を列し以て坐困の計を爲す、初め西京城外に人戸甚だ多し、兵興つてより丁壯は多く城に入り、餘は皆な山谷に逃竄せり、富軾其の嘯聚して賊の耳目と爲らんことを恐れ、人を分遣して之を招諭す、是に於て逃竄の者悉く出で、糧を負ひ餉を助け絡繹絶わす、西人は江に沿ひ城を築き、宣耀門より多景樓に至る二千間に六門

を置き、以て之を拒ぐ。

二月、白虹日を貫く、中書侍郎致仕金珣卒す。

珣は胥吏より起り他の學識無し、清慎能く事を幹す、元靖と諡す。

上將軍李祿千は舟師を以て西京を攻め大敗す。

王、内侍鄭襲明等を遣はし、西京の西南海島に往き水軍四千餘人を會し、順和(今順安)南江に入り以て賊船を禦ぐ、是に至り又た上將軍李祿千及び將軍金台壽鄭俊等を遣はし、西海より舟師五十艘を領し其聲勢を助けしむ、祿千は鐵島に至り徑に西京に趣かんと欲す、會ま日暮れ潮退く、襲明は水道の淺狹なるを以て潮に乗じて發せんと欲す、祿千從はず、行きて半途に至り水淺くして舟膠す、西人は小船十餘を以て薪を載せ油を灌ぎ之を火き、潮に隨つて放ち、先だつて路傍に弩數百を伏せ、約するに火發するを以て同時に齊く舉げんと、火船の相迫るに及び戰艦を延焼し衆弩俱に發し、兵仗俱に焼け士卒溺没し殆ど盡く、台壽俊は之に死す、祿千は積屍を蹈みて岸に登りて免る、是に由り西人始めて官軍を輕んず。

西京の賊官軍を襲ふ、官軍撃つて之を敗る。

富軾は後軍の寡弱なるを慮ひ、夜る步騎千人を送りて密に之を益す、賊知らず、黎明に馬灘を渡り直に後軍を衝き、營を燒きて突進す、僧人冠宜は大斧を持ち先登し賊數十人を斫殺す、官軍勝に乗じて大に之を破り、首三百餘級を斬る、賊自ら蹂躪し江に赴き溺れ死す、兵船甲仗を獲ること甚だ多し、賊勢是れより頓挫す。

平章事崔弘宰卒す。

弘宰は相に復してより後、貨に黷れ官を賣り畧ぼ忌む所無し、襄周と諡す。

金、使を遣はし哀を告ぐ。

時に金の太宗殂し、使を遣はし吊慰す、金使の來るや、西京の人は遮りて之を殺し以て釁を金國に構わんと欲す、官軍之を知り候察甚だ至る、故に賊敢て發せず。

三月、天狗西京に墜つ。

使を遣はし金に如き登極を賀す。

金富軾は五城を西都の城下に築く。

時に諸軍は野に屯する數月、富軾は春夏の交水潦荐に至り賊の乘する所と爲らんことを恐れ、城を築きて甲を按し兵を鎮め、休番に農に就き持久して以て其便を伺はんと欲す。

す、議する者皆曰く、西京は兵少し、今ま國を擧げて師を興せり、當に日を指して平盪す可し、城を築き自ら固むるは、亦た弱を示すにあらず乎と、富軾曰く、城中の兵食餘り有り人心方に固く、之を攻むるも克ち難し、如かず謀を好くし成さんには、何ぞ必ずしも疾く戦ひて多く人を殺さん乎と、遂に計を定め軍を分ちて五と爲し、各の一城を築き數日にして畢り、兵を峙て穀を積み門を閉ぢ士を休む、或は賊と兵を交ゆと雖大勝敗無し。

官軍西京を攻めて克たす。

王、人を西京に遣はし之を諭さしむ、富軾も亦た百計して開諭す、匡等殊に降るの意無し、而も小民は稍々歸順す、時に朝臣に議を献する者有り曰く、古より兵を用るは形勢如何を觀る、豈に一時の損傷を校せん乎、今ま師を興すこと數萬、年を彌つて決せず、若し隣敵は釁に乗じて動き、加ふるに盜賊を以てせば、不虞の患何を以て之を制せん、請ふ重臣を遣はし、死傷を計らず日を刻し賊を破らしめん、敢て逗撓する有らば軍法を論せんと、王以て富軾に示す、富軾曰く、北邊の驚、寇賊の患は慮らざる可らざることを議する所の如し、死傷を計らず日を刻し賊を破るに至つては、是れ何ぞ